



# 清代内モンゴルにおける農地所有とその契約に関する研究—帰化城トゥメト旗を中心に—

阿拉木斯

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2013-03-25

(Date of Publication)

2013-08-29

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲5807

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1005807>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



# 博士論文

清代内モンゴルにおける農地所有とその契約に関する研究

——帰化城トゥメト旗を中心に——

審査委員：萩原 守 教授  
石原 享一 教授  
長 志珠絵 教授

平成 25 年 1 月

神戸大学大学院国際文化科学研究科

アラムス(阿拉木斯)

## 目次

凡例.....	4
序章 清代内モンゴルにおける農地研究の意義と課題	
第一節 帰化城トゥメト旗という地域.....	5
第二節 本研究の意義.....	12
第三節 先行研究.....	16
第四節 本研究で使用する主な史料.....	23
第五節 本研究の構成.....	25
第一部 清代内モンゴルにおける農業と戸口地.....	28
第一章 清朝治下における土地制度.....	28
小序.....	28
第一節 中国本土における土地制度の変遷.....	28
第二節 清代における土地制度.....	30
第三節 清代における帰化城トゥメト旗の変遷.....	33
小結.....	36
第二章 帰化城トゥメト旗における農作物について.....	38
小序.....	38
第一節 帰化城トゥメト旗における農作物.....	38
第二節 帰化城トゥメト旗と山西省における農作物の比較.....	46
小結.....	47
第三章 帰化城トゥメト旗における戸口地の由来.....	48
小序.....	48
第一節 モンゴル人箭丁に対する農地の支給.....	49
第二節 漢人に典売された農地の回贖.....	55
第三節 戸口地の性格.....	57
第四節 戸口地の由来.....	64
小結.....	65

第二部 帰化城トゥメト旗における農地所有の実態.....	66
第四章 農地賃貸契約の諸形態.....	66
小序.....	66
第一節 一般的な農地賃貸契約.....	67
第二節 農地永久賃貸契約.....	71
第三節 農地小作料の支払い形態.....	79
第四節 農地賃貸契約の権利関係.....	80
小結.....	82
第五章 農地質入契約の諸形態.....	84
小序.....	84
第一節 一般的な農地質入契約.....	84
第二節 農地永久質入契約.....	95
第三節 農地質入れの権利関係.....	100
小結.....	101
第六章 土地の売買.....	103
小序.....	103
第一節 土地売買契約の実例.....	103
第二節 土地売買の権利関係.....	107
小結.....	108
第七章 農地の水利権とその契約.....	110
小序.....	110
第一節 帰化城トゥメト旗における灌漑農業の存在.....	110
第二節 帰化城トゥメト旗における水利権の契約文書.....	114
小結.....	120
第三部 帰化城トゥメト旗における農地契約文書とその書式.....	121
第八章 農地賃貸契約文書の書式.....	121
小序.....	121
第一節 一般的な農地賃貸契約文書の書式.....	122
第二節 永久賃貸契約文書の書式.....	126
小結.....	130

第九章	モンゴル文・漢文農地質入契約文書の書式.....	132
小序	.....	132
第一節	中国本土における漢文農地質入契約文書の書式.....	132
第二節	モンゴル文農地質入契約文書とその書式.....	137
第三節	農地質入契約文書の書式比較.....	142
小結	.....	145
第十章	モンゴル文土地売買契約文書の書式.....	146
小序	.....	146
第一節	モンゴル文土地売買契約文書とその書式.....	146
第二節	土地売買契約文書の書式の由来.....	149
小結	.....	150
終章	本研究の結論と今後の課題.....	151
主要史料一覧	.....	159
参考文献	.....	160
地図	.....	165
史料	.....	166
初出一覧	.....	198
謝 辞	.....	199

## 凡 例

- 1、モンゴル語のローマ字転写方法は、グリュンベック方式を採用した。
- 2、満洲語のローマ字転写方法はメーレンドルフ方式を採用した。
- 3、史料訳文中の( )は訳者がつけた補足である。
- 4、史料①を引用する際には、フフホト市トゥメト左旗档案馆の所蔵番号をそのまま表示した。
- 5、史料②の引用文の中の〔 〕は編者アルタンオルギル氏が加えたものである。
- 6、史料③、④、⑤を引用する際には、編者によって付された文書番号を表示した。
- 7、本論文での年代表記は、清朝の年号を記し、( )内に西歴を付け加えた。月日は清朝の旧暦のままである。
- 8、モンゴル文、満洲文引用史料のローマ字転写は、巻末にまとめた。[ ]内に筆者による正しい綴りを加えた。
- 9、史料①、③、④、⑤を引用する際は、改行箇所を / で示し、行番号をアラビア数字で示す。

## 序章 清代内モンゴルにおける農地研究の意義と課題

### 第一節 帰化城トゥメト旗という地域

本研究は、16世紀後半の北元時代<sup>1</sup>に、モンゴルのアルタン・ハーン<sup>2</sup>によって万里の長城の北隣に創られた都市、帰化城<sup>3</sup>の清代における周辺農地を研究対象とする。帰化城は、清代内モンゴルの経済、文化、交流の中心であったこの帰化城周辺の農地に関して、その所有形態や農地契約の問題を論じるものである。

モンゴル地域では古くから、遊牧生活に適した伝統的で簡略な農業であるナマグ・タリヤ<sup>4</sup>という形態の農業が存在していた。このナマグ・タリヤは、春に種を播き、秋に収穫するという、野生植物の採集とあまり変わらないような二段階の順序のみで行われる。さほど手のかからない農業であるが、生産性が低く、そのうえ遊牧地としての土地環境を守るために、農耕していた同じ所で二、三年種を播けば、別のところへ移る必要があるという農業である。このように種を播く場所が決まっていないために、モンゴルでは農地という概念が存在しなかったと一般に考えられている<sup>5</sup>。

その後北元時代に入り、16世紀の中頃から後半頃にかけて、明の万里の長城のすぐ北隣であるトゥメト部のモンゴル人は、アルタン・ハーンの支配下にあった。アルタン・ハー

---

<sup>1</sup>元王朝崩壊(1368年)後、清王朝の支配下に入るまでの時代のモンゴルを一般に北元と呼ぶ。

<sup>2</sup>アルタン・ハーン(1507～1582)は、チンギス・ハーンの後裔であるダヤン・ハーン(1468～1519)の孫である。アルタン・ハーンはトゥメト部に分封され、帰化城(現在のフフホト)を本拠地として勢力を拡大して、しばしば明に侵攻していた。1571年に、アルタン・ハーンが明との和議に応じて明帝から順義王に封じられ、また明もモンゴル側の要求を受けて馬市(交易所)を設けて交易の再開を認めたため、明への侵攻が停止した。暁克・于永发・王奎元 2008 等を参照。

<sup>3</sup>帰化城は現在の内蒙古自治区フフホト(呼和浩特)市の旧城地区である。建設当時は豊洲灘と呼ばれていたが、1571年にアルタン・ハーンが明と講和して、国境沿いでの貿易が認められると、この町は明の皇帝によって「帰化城」の名を与えられた。アルタン・ハーンは晩年にダライ・ラマに帰依してチベット仏教に改宗したため、フフホトでは数多くのチベット仏教寺院が建立された。清代に入って、清朝政府が帰化城の北東隣に「綏遠城」を築き、西部内モンゴル地方の防衛を担当する八旗の駐留地とした。帰化城と綏遠城をあわせて「帰綏」と呼ばれ、清代以降、中央政府の直轄地として内モンゴルの政治、経済、文化の中心地となった。

<sup>4</sup>モンゴル語でナマグ・タリヤ(namuy tariy-a)あるいはモンゴル・タリヤ(mongyul tariy-a)と称される。またウル・ハヤフ(ür-e qayaqu)と呼ぶこともある。ナマグ・タリヤが持つ基本的な特徴としては、遊牧民の生業である遊牧に悪い影響を与えないということがあげられる。言い換えれば、遊牧の邪魔にならないことが求められていた。Wangjil1998と吉田2005を参照。

<sup>5</sup>Wangjil1998と吉田2005を参照。

ンの時代におけるトゥメト部族の遊牧地は、後の時代の帰化城トゥメト旗のような狭小なものではなかった。トゥメト部族の遊牧地は、現在のウラーンチャブ地方やウラト三旗の全地域まで広がっていたので、夏は涼しい北方に移動し、冬は大青山<sup>6</sup>の南方にある帰化城トゥメト地方で冬営したのであった(地図を参照)。そして、明の嘉靖年間(1522 - 1566)末や万暦年間(1573 - 1619)頃になると、明朝治下で弾圧された白蓮教の信者などの漢人農民たちが、万里の長城を越えて北方に逃げてきて、アルタン・ハーンの下に亡命した。アルタン・ハーンは彼ら漢人農民たちを受け入れた。そして、彼らに命令して、バイシン(bayising 板升)と呼ばれる固定家屋の集落を建てさせた。このバイシンの発展が、後の豊州灘という都市、すなわちフフホト市の始まりである。さらに、バイシンの周辺で、モンゴル人の伝統的な農業と異なる、漢人による農業も開始された<sup>7</sup>。

このような漢民族による農業を、内モンゴル地域のモンゴル人は一般にシャンタイ・タリヤ<sup>8</sup>と呼んでいたといわれる。シャンタイ・タリヤとはモンゴル語で「うねがある畑」という意味である。このシャンタイ・タリヤは、播種、施肥、除草、中耕、収穫と、大変手のかかる五段階の順序で行われる農耕である。毎年同じ場所で農耕するので、モンゴル地域でも初めて農地という概念が現れてきた。これが、その後の帰化城トゥメト旗などにおける本格的な農業の始まりだと考えられている<sup>9</sup>。

その後、アルタン・ハーンは明朝と和平関係に入り、明朝側から豊州灘に帰化城という名が与えられた。帰化城は経済、文化の中心として徐々に発展してきて、チベット仏教のラマ僧等、都市生活をする人も増えてきた。そして都市人口の増加が食糧の需要を呼び、農業もより盛んになっていった<sup>10</sup>。

アルタン・ハーンの死後は、内部紛争によって、トゥメト部の支配権が次第に弱まっていった。この時期にチャハル部のリグダン・ハーンが東方から西進してきて、帰化城トゥメト部の支配権を奪った。おそらくこの内部紛争やリグダン・ハーンらによる頻繁な戦争によって、帰化城トゥメト地方の農業は大きな影響を受け、かなり衰退したかと考えられ

---

<sup>6</sup>現在のフフホト市の北部に位置している山である。現在でも大青山と呼ばれている。陰山山脈の一部である。

<sup>7</sup>安齋 1943 を参照。

<sup>8</sup>シャンタイ・タリヤ (šangtai tariy-a) のシャン (šang) とは漢語の「垆」(日本語でいう「うね」)のことである。

<sup>9</sup>吉田 2005 を参照。

<sup>10</sup>近藤 1992 を参照。



る<sup>11</sup>。

1632年(天聰六年)、後金国の大軍が東方からチャハル部へ出征し、チベット仏教のカルマ派勢力の要請によって青海に遠征していたチャハル部のリグダン・ハーンはその地で病死した。リグダン・ハーンを追ってきた後金の軍隊が1634年に帰化城に至り、トゥメト部もチャハル部も後金軍に降服した。こうして、後金国はゴビ砂漠の南のモンゴル地域、すなわち後の内モンゴルを支配して、後金国の二代目のハーンであるホンタイジが改めて大清国の皇帝に即位し、1636年に国号を後金国から大清国へと改称した<sup>12</sup>。その後、1644年に李自成の乱によって明王朝が滅ぶと、清王朝は中国本土をも支配下に入れた。

さてこの清王朝の軍事力を支えたのは、八旗の旗人<sup>13</sup>と草原のモンゴル人であった。八旗の旗人は支配者層の特権身分として存在し、生計を支えるための旗地を与えられて、十分な俸給も支給されるなど優遇政策を受けていた。その代わりに旗人には兵士として公務に従事する義務が課されていた。旗人はこの公務があつて、旗地を耕作することができないため、漢人農民に小作させ、地代を徴収して、生計を立てていた<sup>14</sup>。

一方、草原のモンゴル人は、清朝の八旗制をまねた軍事・行政制度である盟旗制によって統治された。盟旗制はモンゴルの元々の部族、氏族単位の行政制度に基づいて創られた制度であり、また同時に軍事編成をも意味する組織であった。盟旗制度下では、盟と旗という行政機構があり、この内の盟は、内モンゴルに六盟、外モンゴルに四盟という計十個が設置された。一般に一つの盟の中にいくつかの部が存在し、一つの部がしばしば左右二つの旗となっていた。旗ごとに牧地(蒙地)として領域が指定され、その領域を超えた遊牧は基本的に禁止されていた。一般に旗では地元のチンギス・ハーンかその弟の子孫であるモンゴル貴族が旗長(jasay, ジャサク)に任命され、全旗を管理していた。旗長は世襲制でその子孫が代々受け継いでおり、旗内の人事、財政、司法などに関して独自の支配権を持っていたが、清朝の役所である理藩院による強い監督をも受けていたので、清朝の官僚としての側面と、在来のモンゴル貴族(領主)としての側面の両方を有していた。このようなジャサクが治める普通の旗のことを一般にジャサク旗と呼ぶ。そして、ジャサク旗地域を総称し

<sup>11</sup>土默特左旗『土默特志』編纂委員会1997を参照。

<sup>12</sup>岡田2008:84を参照。

<sup>13</sup>清代の支配層である満洲人は、そのほとんどが八旗と呼ばれる八つの軍事・行政組織に配属されていた。この軍事・行政編成制度を八旗制と呼ぶ。後にモンゴル人や漢人によって編成された八旗蒙古、八旗漢軍も設置された。八旗に所属する満洲人、モンゴル人、漢人は旗人と総称される。

<sup>14</sup>例えば、石橋2000:82-86を参照。

て外藩モンゴル<sup>15</sup>と呼ぶ。一つのジャサク旗のモンゴル人成年男子はいくつかのソム(sumu, 佐領)に分けられていた。ソムは、百五十人の成年男子すなわち兵士からなる最も基本的な戸籍上の単位であった。このソムに所属する兵士は箭丁(モンゴル語で quyay ホヤグ)と呼ばれ、清朝の兵士としてしばしば戦争などに参加していた<sup>16</sup>。

旗人でない草原のモンゴル人の一部であった帰化城周辺地域のモンゴル人も、帰化城トゥメト旗という二つの旗(左旗と右旗)に編成された。ただ、後にアルタン・ハーンの曾孫オムボが反乱を起こしたために、世襲制の旗長(ジャサク)は置かれず、旗民は理藩院から直接派遣されてきた旗人官僚である都統(後に副都統)によって管理されていた。このような旗長のいない旗を総称して、内属モンゴル<sup>17</sup>と呼ぶ。以上の外藩モンゴルのジャサク旗における旗長以下の役人と、内属モンゴル各旗の都統以下の役人を図1で比較して記しておく。

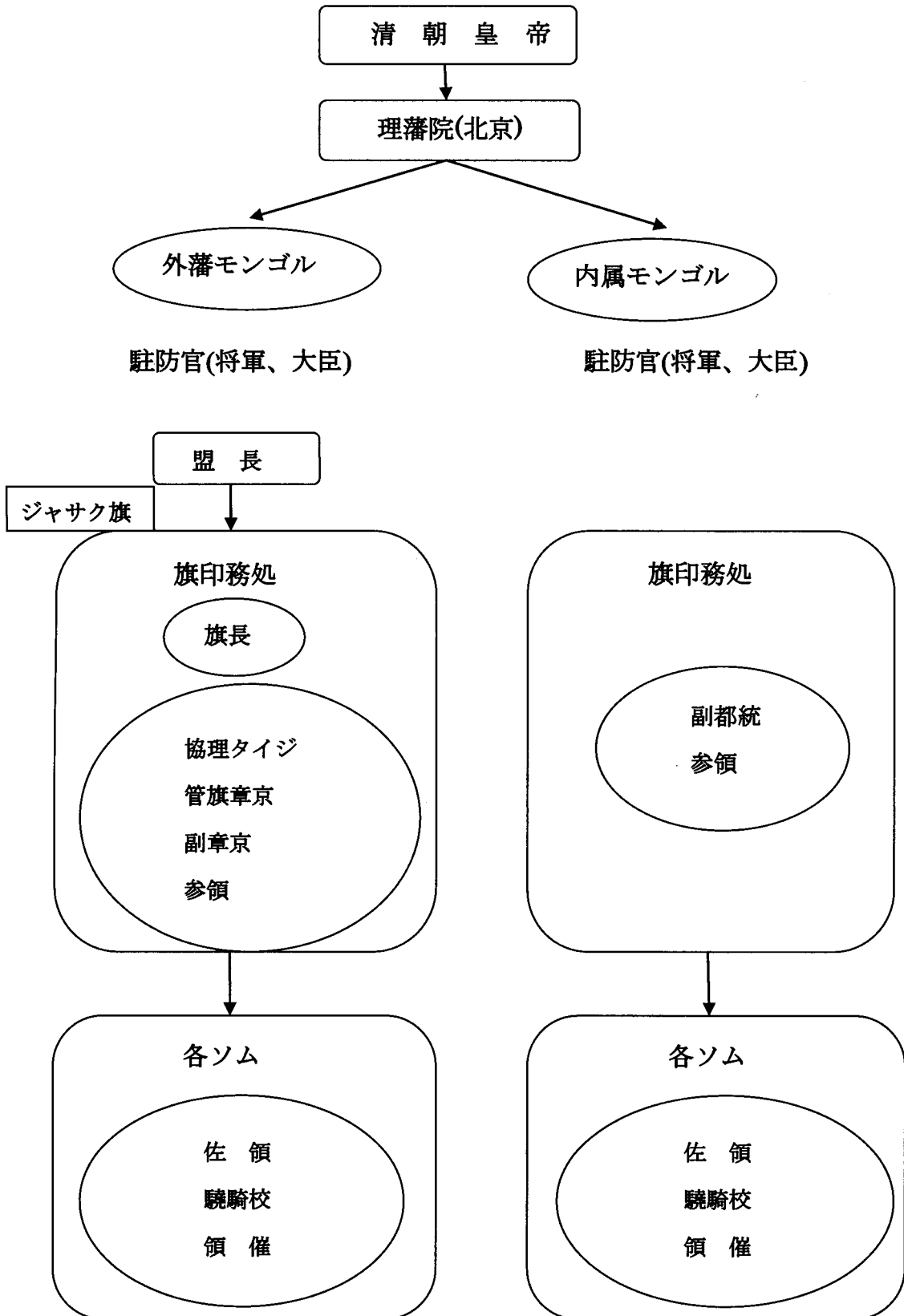
---

<sup>15</sup>内モンゴルは6盟49旗、外モンゴルは4盟86旗にそれぞれ分かれていて、これらが外藩モンゴルと呼ばれた。

<sup>16</sup>岡 2007 参照。

<sup>17</sup>内属モンゴルには、帰化城トゥメト旗以外に、チャハル八旗、新バルガ八旗などが含まれていた。

図1、清朝の対モンゴル行政管理図



結局、帰化城トゥメト旗のモンゴル人は内属モンゴルの官兵として各佐領に編成されるようになったが、八旗編成ではないために、官兵の俸給が受けられず、俸給の代わりに、生計を支える土地（後の戸口地<sup>18</sup>）が与えられた。もちろん兵役も義務づけられていた。さらに、戦争の時、清朝政府は一般のジャサク旗の箭丁よりも内属モンゴルから優先的に兵を抽出していたようである<sup>19</sup>。このように帰化城トゥメト旗では、本来農耕をしないモンゴル人箭丁が農地を支給されていたため、八旗の旗人と同様に、彼らは例外なく漢人農民にその土地を賃貸して耕作させ、小作料を取り立てることによって、公務に従事しながら生計を維持していた。

次に、帰化城トゥメト旗地域の自然環境について、満鉄調査報告の現地フィールド調査に基づいて短くまとめておきたい。帰化城トゥメト旗地域は海拔 1000 メートル以上の高地であり、周囲をモンゴル高原、山西高原、甘肅高原、賀蘭山脈などに囲まれた河套平原とつながる位置にある。東アジアの季節風の影響下に置かれ、温帯大陸性モンスーン気候を主とする多様な気候が形成されている。また、中華民国 4(1915)年から 19(1930)年までの帰化城(当時は綏遠と称されたいた)周辺における降水量を見ると、平均全年総降水量は 388.2 ミリで、その内の 6 割が夏季に集中している。中国の河北省の 400-600 ミリ、満洲地方の 600-700 ミリに比べるとかなり少ない。さらに、降水量は季節風の強弱に依存するため年間降水量が年によって不均等である。気温は寒冷、暑熱共に烈しく、一日の気温変化も甚だしい。寒気の強い冬季が長く、霜の降らない期間は 144 日間で、中国の河北、山東両省の 230 日間前後に比べると極めて短い。農作物の成長できる期間も、中国本土よりはるかに短い 194 日間とされている<sup>20</sup>。

すなわち帰化城周辺は、いわゆる乾燥(乾旱)地域である。このような気候条件から見ると、一般的に農業にあまり適する環境ではないと考えられる。したがって、清代の帰化城トゥメト旗地域の農業は、年間 400 ミリ弱の降水量のみに頼って発展したとは考え難い。一方、中国農業の地域的特徴を水と関連づけて考えて見ると、年間降水量 800 ミリを基準として、華北の旱地農業と華中、華南の水田農業との対照的な二つの種類に分けることができる。

<sup>18</sup> 戸口地とは清朝政府が帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁(ホヤグ)に与えた農地である。漢文の史料の中では戸口地と書かれているが、清代のモンゴル文公文書の中では、戸口地は一般に *aman toyan-u tariy-a* と呼ばれている。例えば後述の史料②である Altan-orgil1988 : 3 の文書などにこの名が見える。同様に満洲文公文書では、*anggalai ton i usin* と呼ばれている。例えば後述の史料③江實 1942 : 154 - 156 第 107 文書にもこの名が見える。

<sup>19</sup> Qasbaŷan-a, Seĉentü 2009 : 236 - 237 を参照。

<sup>20</sup> 新庄 1956 : 116 - 119 による。

そのうちの華北地域では、水の絶対的な不足に対して水利灌漑で補給した旱地農業が行われていたと見なされている<sup>21</sup>。この点で、帰化城トゥメト旗地域を見ると、多数の河川が流れていることに気づく。例えば、最も大きな河川として黄河が流れていて、その黄河の大きな支流として大黒河、小黒河、紅河なども流れている。他に内陸河川として召河なども流れている。さらに、陰山山脈の一部である大青山から流れてくる山水が作る小川も数多くある<sup>22</sup>。これらの河川は、灌漑農業を行うための基本的な条件を満たしていたと考えられる。もちろん、中華民国期の気象状況が清代初期、中期の気象に比してどのように変わってきたものであるのかはわかりにくいですが、中華民国期と現在の気象状況<sup>23</sup>を比べてみる限りは、さほど大きな変化は見られない。

前述のように、帰化城トゥメト旗地域では、北元時代末期、つまり中国で言えば明代の末期から中国風の農業が行われていて、既に農地が存在していた。清代に入ると、清朝政府は内属モンゴル軍を維持するため、帰化城トゥメト旗の箭丁に対して、俸給代わりにこの農地を配賦した。この農地が戸口地と呼ばれるものであり、八旗の旗人に配賦された旗地と全く同様に軍事力維持の目的で清朝政府が与えた農地であった。帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁は、八旗の旗人と同様に、兵役を果たすために、漢人小作農に戸口地を耕作させて小作料を受け取っていたのである。そして、このような農地貸借に際しては、中国本土における地主・佃戸関係と同じく、モンゴル人地主(ほとんどの場合、箭丁である)と漢人小作農との間で漢文あるいは蒙漢合璧の賃貸契約文書を作成していた。さらに、モンゴル人地主たちは、他のモンゴル人や寺院から現金を借りて、戸口地を質入れし、その利子として漢人小作農からの地代受領権を質入れ先の人に引き渡したり、あるいはこの農地を完全に売却したりしていた。そして、この複雑な土地契約に際して、主にモンゴル文で質入契約、売買契約等の文書を作成していた。このような農地の賃貸、質入れ、売買等の契約に応じた契約文書の作成は、中国本土では古くから盛んに行われていたが、モンゴル地域では、清代に入ってから初めて行われるようになったと考えられる。本研究で明らかにするように、これらの契約の中でも、最初は漢文の契約文書による農地の賃貸契約がモンゴル人地主と漢人小作農の間で行われるのみであったが、後にモンゴル人同士やモンゴル人地主と寺院との間でも農地の質入れ、売買などの契約が結ばれるようになり、契約

<sup>21</sup> 森田 1974 : 15 - 16 を参照。

<sup>22</sup> 汪 1985 を参照。

<sup>23</sup> 現在のフフホト市の気象状況を見ると、年間降水量は 100 - 500 ミリで、霜の降りない期間は 130 日間、そして年間の日照時間は 2,700 時間以上である。

文書もモンゴル文で作成され始めたのである。

なお、念のために一言述べておくと、本稿でいう「農地の質入れ」とは、「モンゴル人地主が借金の利子の代わりに、特定の農地を指定してその農地の使用权や小作受領権を渡す契約」の子とを示す。日本の民法に規定されている担保物権における四種類の形態である留置権、先取特権、質権、抵当権のうち、「質権」に該当する形態であるため<sup>24</sup>、筆者が「質入れ」と呼んでいるものである。後述するように、本稿で扱う「農地の質入れ」では、借入金返済できない場合でも農地所有権そのものが移転することは決してない。また、日本でも、不動産に質権を設定する場合は、本研究で扱うケースと同様、債権者による使用・収益が認められている。

## 第二節 本研究の意義

本研究の有する意義を、以下の六点に分けて、順次検討していきたい。

まず第一番目に、帰化城周辺地域は、清代に入ると、対ジューンガル戦などの戦争による軍隊の増加と食糧需要によって漢人が追加流入し、さらに農地が広がっていったが、その詳しい実態はあまり知られていない。さらに、全内モンゴルの歴史から見て帰化城周辺地域は、モンゴル人と漢人が農地を媒介として複雑な関係を持つに至った最初の場所である。その意味でも帰化城周辺の農地を研究することは、その後の内モンゴル全体における漢人の進出問題やモンゴル人の定住化問題にもつながっていく極めて重要な意義を有している。

ここでいう漢人の進出問題、モンゴル人の定住化問題は、清代の中期頃から中国本土で爆発的に人口が増加して、農地が極度に不足し始めた結果、特に山東、河北、山西省の余剰労働力となった漢人農民が万里の長城を越えて、満洲地方やモンゴル高原にやってきたのがきっかけとなった。広くてほとんど農業が行われていないモンゴルの草原は、彼らが心から望んでいたような理想的なところであった。最初は清朝の法令に従って、春に来て秋に戻っていたが、長い期間を経るうちに本土へ帰らなくなったのである。帰化城トゥメト旗だけは例外的にその進出時期が早いですが、内モンゴルの東南部であるハラチン、モンゴルジントゥメト等の地方では、清代の中期頃から大量の漢人が入ってきて農耕を行い遊牧

---

<sup>24</sup>松井 2011:6 - 7 を参照。

民の広い遊牧地を占拠したため、草原が徐々に狭くなっていった。これらの漢人農民は、ただ一方的に入ってきたという訳でもなく、旗長や間散<sup>25</sup>のモンゴル王公が彼らを非合法に招いた「招墾」の事例もしばしば存在していた。さらに清朝の盟旗制度によって、モンゴル人たちは盟や旗の境界を超えて遊牧することもできなくなっていた<sup>26</sup>。そして、残された狭い遊牧地でしか生活することができなくなった結果、逆に土地に対する権利の意識はより強くなっていった。こうして、遊牧ができなくなるとともに、やむを得ずモンゴル人も定住化し始めたのであると考えられる。

モンゴル人が何百年にもわたって、モンゴル高原の気候、土壌、降水量などを把握したうえで続けてきた伝統的な遊牧生活であるが、上述した漢人の進出にともなう農業の発展によって、内モンゴル南部での基本的な生業形態も遊牧牧畜業から農業へと移り変わっていった。その過程でモンゴル人は土地を失っていくわけである。モンゴル高原の気候、土壌、降水量から考えれば、遊牧生活こそが最もうまく適応するのであって、定住牧畜業や農業は、むしろ草原を壊していく危険性の高い生業形態である。そのため、近代の内モンゴルでは定住牧畜と農業が地域全体の環境バランスを崩して、モンゴル人の利用できる牧地もさらに減少し、遊牧文化を農業文化が駆逐するという結果をもたらしてしまった。これは、「草原の砂漠化」という形で現在も続く環境問題となっている。この環境問題の主たる原因は遊牧地が農地に移り換わったことであると考えられる。したがって、このような遊牧民の定住化や草原の農地化、現在の環境問題等々が始まるさきがけとなった帰化城トゥメト旗の農地所有問題を研究することは、現代史や環境史の上から見ても、大変に大きな意義があると筆者は考える。

第二番目の問題として、本来土地の所有観念や農地契約の概念が存在しなかったモンゴルの遊牧社会で、清代に入る頃から漢人農民流入による強い影響を受けた結果、大きな社会変容が始まったことがあげられる。全内モンゴルの中でもその転換の最初の事例となった帰化城トゥメト旗地域における具体的な農地所有の実態や農地契約概念の出現状況を明らかにすることによって、その後の内モンゴル社会がたどる変容の最初のケースを考察することができるであろう。

すなわち、清代のモンゴル地域における農地の賃貸、質入れ、売買等の実態そのものを

---

<sup>25</sup>閑散王公とは、旗長と同様な高い爵位を持っているが、具体的な行政権限を持たない王公である。

<sup>26</sup>矢野 1925、ボルジギン・ブレンサイン 2003 を参照。

詳しく解明する必要があると思われる。これらの諸問題について解明できれば、当時のモンゴル社会に存在していた土地をめぐる諸権利や、それにとまなう担保物権のあり方などについても検証できると考えられる。一般的にモンゴルの遊牧社会とは、互助的信頼関係を有するため契約文書を必要としない社会であったと見られがち<sup>27</sup>であるが、清代の帰化城周辺において担保物権関係の契約が出現することは、単に遊牧地が農地に変わったというだけではなく、その社会関係も徐々に契約をとまなう社会関係に移りかわっていったということの意味している。また、清代のモンゴル地域では既に金利という概念が存在し、それが担保物権である農地の質入れを通じて表出していた。つまり、清代のモンゴル地域における金利の概念を検討するためにも、まず最初に農地質入契約を研究する必要があると考えられる。

第三番目に、本研究は清王朝の軍事力低下をめぐる問題にもつながる。帰化城トゥメト旗では、モンゴル人箭丁が自分の土地を賃貸、質入れ、売買することを通じて、最終的には徐々に喪失していくことになる。そこで、清朝の兵士である帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が戸口地を喪失していく過程を詳しく検証できれば、これらモンゴル人箭丁の生計のあてがなくなって、八旗の旗人と同様、兵士としての戦闘力が弱まっていったということを実証できるであろう。より一層深く言えば、清朝政府が持っていた軍事力の弱体化の一面を示すことができる。またもう一方では、清朝政府の軍事力を支える政策として、兵士個人に土地を与えて生計を維持させるという政策が、八旗の場合でも内属モンゴルの場合でも結果的に失敗に帰したということが証明できるであろう。

第四番目に、帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が戸口地への権利を喪失していったことは、この帰化城トゥメト旗の地域がモンゴル本来の姿をより一層失っていったことにもつながる。本来、帰化城周辺の地域では、箭丁たるモンゴル人地主が漢人農民を雇って農地を小作させていた。しかし、モンゴル人箭丁が土地に対する諸権利を失うとともにその生計基盤は加速度的に弱体化していき、モンゴル人社会自体も圧倒的な経済力を獲得した漢人農民の強い経済的影響下に入って、農業文化風、また中国文化風になっていったと思われる。これは、帰化城トゥメト旗のモンゴル人が単に土地への権利を喪失しただけではなく、それに続いて自らの言語、習慣、文化までも失っていくことの始まりとなったと考えられる。こうして、清末から中華民国期に入ると、帰化城トゥメト旗のモンゴル人た

---

<sup>27</sup> 例えば、リャザノフスキー（東亜経済調査局訳）1935：150，同（青木富太郎訳）1975：173 - 174 を参照。



ちはほぼ全員モンゴル固有の言語を失い、習慣をなくし、伝統的な文化を理解できない結果になったと思われる。例えば、1947年に内モンゴル自治区を創設したことで有名な中国共産党員のウランフーは、漢語しか話せなくなってしまった典型的な帰化城トゥメト旗のモンゴル人であった。彼のモンゴル名ウランフーは、その意味(「紅い子」すなわち「共産党の子」)からもわかる通り、成人後に自ら命名した名であり、本来はモンゴル名すら持っていなかったのである。そのような意味でも、内モンゴル地域が漢化していく一番最初のケースとして、帰化城トゥメト旗に注目する価値があるだろう。

第五番目に、水利灌漑の問題がある。帰化城トゥメト地域での農業は、華北地域の農業と同じく、ある程度以上水利灌漑に依存していた可能性が高い。内モンゴル地域での農地研究に関連して水利灌漑農業のあり方を解明することができれば、北元時代から清朝時代、さらに中華民国期や、現在までに至る長いスパンにおいて、この地域での農業が灌漑農業に依存しつつ継続されてきたという、農業そのものの形態を解明する重要な意義を有すると考えられる。また、この地域に独特な自然資源である河川水を媒介とする水利灌漑農業の発展が、元々遊牧地であった草原を完全に農地へと生まれ変らせ、それがモンゴル社会を遊牧牧畜業社会から農業社会へと変化させることにつながったということをつまらぬ極めて重大な意義を持つと考えられる。さらに、モンゴル地域における水利灌漑農業に関連して、これらの農地に対する水利権の形態を分析すれば、モンゴル人地主と外来者である漢人小作農の間に存在していた諸権利の関係を、土地所有以外の側面からも探ることができ、モンゴル人による土地所有意識のあり方をも重層的に実証できるであろう。

続いて第六番目に、契約文書そのものの問題が存在する。モンゴル地域では清代に入るまで、モンゴル文の契約文書が全く作成されてこず、土地は常に共有されてきた<sup>28</sup>ため、農地をめぐる賃貸、質入れ、売買等の具体的な契約という概念自体が存在しなかった可能性が高い。従って、このモンゴル文による農地契約文書、特にその書式のあり方というものは、モンゴルの遊牧社会において全く新たに発生した農地をめぐる契約という新しい文化概念のあり方そのものを表しているといえる。すなわち、モンゴル文農地契約文書の書式を研究することは、モンゴル地域の遊牧文化とは本来かわりがなかった概念を、モンゴル人がどこからどのように受け入れていったのかという問題を解明することにもつながるであろう。モンゴル文契約文書の研究は、まずこの点で、歴史的意義が大きいと考えられる。

---

<sup>28</sup> リャザノフスキー1935：150 - 152、同1975：173 - 175を参照。

また、モンゴル文農地契約文書の書式を具体的に検討することで、清代のモンゴル人にも土地所有意識が実際に存在していたという事実を示すことができるであろう。このモンゴル人の土地所有意識は、遊牧地域に農業とともに入ってきたのか、あるいはモンゴル人が元々持っていたものなのかという問題にもかかわるので、本来のモンゴル遊牧民が有していた土地に関する考え方もここから再確認できるであろう。この点でも、研究する価値があると考えられる。

前述のように、清代以前のモンゴル遊牧民社会では、モンゴル文の文書として残された民間の契約文書が全く存在しない。それはおそらく口頭の約束のみで契約していたからだと考えられる。また現在までの筆者自身による史料調査から見ると、清代に入ってからでも、モンゴル文の契約文書といえば、ほとんどが土地あるいは家屋に関連する契約文書のみである。これらモンゴル文契約文書の存在は、当時のモンゴル人が中国本土の農耕文化の影響を受けて土地に関する権利意識を強めた結果、口頭の約束だけでは何の証拠にもならない、一札入れる必要がある、と考えていたことを示している。すなわち、清代のモンゴル人が、もともと公有であったはずの遊牧地とはまた別に、個人所有である農地を法的に守ろうとしていたことの表れであると筆者は考えている。この点から、当時の帰化城トゥメト旗のモンゴル人は農地に対してかなり強い所有意識を持っていた上に、その所有権のあり方について法的な意味でも理解していたと推定できるであろう。すなわち、当時のモンゴル人が清朝側の定めた法律や中国における伝統的な土地所有形態をどの程度まで理解・遵守していたかということも浮かび上がってくるだろう。また、清代から中華民国期にかけての長期的なスパンで見ると、モンゴル地域での農地契約文書の出現を利用して、当時のモンゴル人社会が遊牧牧畜業中心の社会から農業中心の社会へと少しずつ移り変わっていく中で、契約文書というものが機能する社会的な役割を検討することもできるであろう。

### 第三節 先行研究

まず、「所有の起源」や「所有の発生」など、土地所有問題に関する法哲学的な研究として、例えば丹羽 1989、加藤 2001 等々がある。丹羽 1989 は日本における現代的な土地所有のあり方を明治時代に入ってから明治政府が育ててきたと述べ、加藤 2001 はインドでの事

例に基づいて、水田耕作等の定着農業が行われるようになってから土地に対する私的所有権が出現したと述べている。特に加藤 2001 の指摘は、モンゴル人による非定着農業たるナマグ・タリヤと漢人による定着農業の違いが土地所有意識の有無に結びついている点を考えると、まことに説得的であり、大変興味深い。また、現代日本の担保物権法に関する研究は多数存在するが、利用しやすい研究としてここでは、松井 2011 をあげておきたい。

次に中国の土地制度に関する全般的な研究としては、長野 1930、陳 1933、周藤 1945、清水 1968、堀 1975 などが存在している。長野 1930 は古代から中華民国期までの中国における土地制度の変遷と小作制度のあり方を論じ、陳 1933 は中国本土における歴代王朝の土地制度を検討している。周藤 1945 は唐宋時代の荘園制について研究し、清水 1968 は明代の土地制度を整理し、堀 1975 は古代中国における均田制について研究している。中国の農業史に関する研究としては、天野 1962、同 1979 など、農作物、栽培方法、農具などの諸方面から詳細に検討した研究がある。

続いてここから、より細かく専門的な先行研究の検討へと進んでいきたい。まず、清代の内モンゴルや帰化城周辺における農地とその所有などに関連する基礎的研究をまとめると、以下の通りである。

まず、モンゴルにおける農業の方法と栽培作物などについての研究として、Wangjil1998、吉田 2005 がある。Wangjil1998 は、モンゴル地域では新石器時代から農業が存在していて、それがずっと後の時代まで伝わり、遊牧社会に適したモンゴルの伝統的な農業になったと述べている。吉田 2005 は、モンゴルの伝統的な農業と中国本土で行われてきた農業とに関して、特に耕作方法等を詳しく比較検討した研究である。ボルジギン・ブレンサイン 2003 は、清代から近現代における東南部内モンゴル地域の農村村落の形成に関する研究である。また、モンゴル地域における土地制度に関する研究としては、まず矢野 1925 が、清朝政府による対モンゴル政策の内の土地政策を整理し、東部内モンゴルの蒙地開墾の起源と発展を論じて、それと共に存在していた遊牧地の保護政策についても検討している。ソドビリグ 2005 は、ゴルロス前旗における土地権利関係の変遷を検討した研究である。広川 2005a、同 2005b は、満洲国期の東部内モンゴル各旗の土地すなわち蒙地における土地制度の実態や土地への権利の変化、そして蒙地をモンゴル人貴族から満洲国政府が取り上げていく政策である蒙地奉上について詳しく検討している。

次に、帰化城そのものに関する基礎的研究としては、近藤 1992、同 1993、同 1995 の三つの論文が、北元時代末期から清代にかけての帰化城の形成、構造、そこでの交易などに

ついて、漢文地方誌史料を利用しつつ詳しく研究している。特に本稿と関連する研究として、近藤 1992 は、帰化城トゥメト旗のモンゴル人やチベット仏教寺院が帰化城市街地の土地を漢人に貸して地代収入を得るといふ、モンゴル人漢人間の関係があつたとごく短く指摘している。また、これらチベット仏教寺院に関する研究としては、Altan-orgil1982、胡 2008 が存在する。包 2005 は、帰化・綏遠城の、役所の配置などを中心とする都市建築史について、詳細に研究している。

続いて、帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が持つ戸口地そのものに関する、より専門的な研究としては、まず扎勞胡 1985 が内モンゴルのトゥメト左旗档案館所蔵の公私文書史料を利用して、戸口地をめぐるモンゴル人と漢人の土地争いを中心に論じ、当時のモンゴル人と漢人の間で作成されていた不公正な契約書による取引の例を示している。しかし、戸口地が清代のどの時期からモンゴル人にあたえられたのか、与えられた戸口地の広さはどのくらいだったのか、誰に所属していたのかなどの分析はなされていない上に、賃貸、質入等、契約の詳細な実態は解明できていない。また、Kögjil2003 は、清朝政府が帰化城トゥメト旗の土地に関して実施した政策を分析し、戸口地というモンゴル人箭丁の持つ土地があつて、生計を立てるために漢人小作農に賃貸して小作料を徴収していたことを簡略に述べているものの、これまた詳細な実態は示していない。また、扎勞胡 1985 および Kögjil2003 とともに、清代の帰化城トゥメト旗における土地所有形態を戸口地、香火地、台站地、庄頭地、公主地、八旗馬場地、代買米地、鰥寡孤独地、公用遊牧地などに分けて分類し、それらが個人、寺院、公用、官、皇族等に所属していたことを述べている。ただし、個々の土地の詳細な解説はなされていない。

さらに、本稿と直接関係する最も重要な研究として、安齋 1939 が、戸口地と呼ばれる農地について年代順に詳しく分析しているけれども、なおいくつかの疑問点を残している。その疑問点とは以下の通りである。

a、安齋 1939 は、帰化城トゥメト旗のモンゴル人に、康熙年間(1662-1722 年)と乾隆年間(1736-1795 年)の二回にわたって土地が与えられたと述べ、その二回の土地は同じ戸口地であつて乾隆年間に配り直されたのだと見ている。ただし、それらが本当に同じものであつたのかどうかについて解明されていない。また、安齋氏の使用した史料から農地であることはわかるが、戸口地という言葉がその史料には書かれていない。これらの問題について解明されていない。

b、戸口地は私有地であると主張しているが、そのよりどころは何なのか。根拠が示さ

れていない。

c、乾隆 13 (1748) 年以前において、漢人に賃貸、出典 (質入れ) した耕地の回贖がなされたと推測しているが、農地の回贖という政策が実際に実行されていたかどうかについては明らかにされていない。

d、編纂史料(『蒙壘續供』『大清會典事例』など)だけを使っているが、その史料の信用度がどのくらいであるのか確認されていない。

以上の 4 点は、安齋 1939 の論文では依然として不明のまま残されている。そこでこれらの点が、本研究で検証していくべき課題となる。

最後に、清代の中国本土を主対象とする土地所有形態と契約文書に関する諸研究を順々に検討していこう。いずれの問題も、本研究で扱うモンゴルでの土地所有や契約文書の重要な比較対象となるからである。まず、最も重要な研究として、寺田 1983 がある。寺田氏による解説を筆者なりにまとめると、以下のような内容となる。

「清代の中国本土では、土地の売買に絶売と活売という二種類の売買形態が存在していた。絶売とは完全に売り切って請け戻すことができないものをいう。一方の活売は、『半永久的な賃貸』や『質入』の形で存在していて、土地を売ったように見えるけれども、お金を返せば土地を請け戻すことができる。さらに絶売の場合には土地売買後、買い手は官に申告して、契税を納入する義務があり、土地所有者の名義を書き換えて、それ以後地税を負担することになる。土地所有者に近い語として、『台湾私法』(臨時台湾旧慣調査会 1909:11) に見える「業主」という語が挙げられる。ただし、この「業」は、実体としての土地を指すのではなく、経営収益の対象としての土地を表すものである。従って、同じ土地に対する収益方法が複分化するとき(小作料受領、耕作など)、複数の『業主』が存在し得る。また、中国本土では、永佃制(永久の佃戸契約)に当てはまる土地の持ち主のことを通常の租田関係と区別して、田面・田底、田皮・田骨、小業・大業、等々と呼び分けており、『一田両主有り』とも言われていた。この永佃制は分割所有制ともいう。その特徴は土地の所有権を二つの部分に分けることである。一つは田底といい、一つは田面という。地主は田底を占有する。彼の権利は佃農より地代を徴収することである。佃農は田面を占有する。彼の権利は土地の使用権を保有することである。自ら耕種することを望まない時は、出売(田面権の売り渡し)或いは転租(田面権の賃貸、すなわち二重小作)をすることが

できる」<sup>29</sup>。

以上が寺田 1983 の要約である。帰化城トゥメト旗の農地を研究対象とする本稿にとっても、大変参考になる研究である。

次に農地契約文書に関する研究であるが、中国本土における漢文の契約文書を利用して行った研究は存在するものの、モンゴル地域における漢文やモンゴル文の契約文書について詳しく研究したものは全く存在しない。

まず、清水 1945 は、満洲国並びに北中国における慣行規範を明らかにする目的で、土地の売買、担保権の設定などの際に作成された中国の漢文契約文書を中心として研究している。漢文で書かれた土地売買と質入の契約文書の事例をあげながら、それぞれを詳しく分析している。清水氏は契約を三つの種類に分けている。それを筆者なりに、以下に短く要約しておきたい。

「一つ目は、売買契約である。二つ目は典契約である。これは当事者が相手方から一定額のお金を借りて、相手方に一定の不動産を引き渡し、その使用収益までも渡すというものである。後日、同じ額のお金を返却したならば不動産を返還してもらうという契約である。この関係で作成した契約文書を典契ともいう<sup>30</sup>。三つ目は押契約である。これは上と同じく一定額のお金を借りて、不動産を指定するものの、その不動産の収益は渡さない。ただ、後日、同額のお金とその金額の利子を渡すというだけの契約で、もし期限内に弁済できない場合、指定した不動産の使用収益を貸主が初めて取得する。そしていつかまた元金を給付すれば、不動産を取り戻すことができるという契約である。これを略して押契ともいう<sup>31</sup>。また、典契は典契約を結ぶ際に必ず土地の所有者が契約文書を作成して、典主に交付するものである」。

以上が清水 1945 の要約である。これまた、帰化城トゥメト旗の農地を研究対象とする本稿にとっても、大変参考になる研究である。しかし、氏はモンゴル文の契約文書については全く触れていない。ちなみに、本稿で扱う帰化城トゥメト旗での農地の質入契約は、清水氏の述べる三つの契約の内の典契の概念に相当する。

次に、岸本 1993 は、明清時代の中国における契約文書の所蔵、整理状況の概略及び研究されている分野などを紹介し、契約文書に記された当事者間における契約の諸関係につい

<sup>29</sup> 寺田 1983: 34, 46 - 47, 59 - 62, 66 - 70 を参照。

<sup>30</sup> すなわち前述した現代日本の担保物権の四形態の中では「質権」に最も近い。

<sup>31</sup> すなわちこれは、前述した現代日本の担保物権の四形態の中の「抵当権」に最も近い。

ての問題と、契約関係を支える国家権力等の外部的秩序の問題とを明らかにした。氏は漢文の土地絶売契約文書の具体的な一例をあげて、内容を分析している。その書式としては、最初に契約の種類と立契者(契約文書作成者)の名を示す。次に土地を売却する理由を記す。その後土地について説明する。つまり位置する場所、田土の性質、面積が記され、続いて売り手、買い手、中人の三者で議定した売価が記され、また紛争の解決を担保する文言があり、末尾に日付、および立契者、中人、代筆人の名が記されるということである。岸本氏は、以上のように漢文絶売契約文書の大まかな書式上の枠組を提示した。名前の下のサインは、花押や十文字の記号をもってそれに代えることもあるし、土地の境界などを書くこともあるとまとめている。また、漢文契約文書全体の書式については、契約の内容によって書式もむろん変わるが、全体の文言の構造にはそれほど大きな差はなく、明清時代について言えば、時期的、地域的相違もあまりないと言ってよいであろうと述べている。本研究に直接関係する大変に重要な指摘である。しかし、賃貸や質入れの契約文書に関しては詳しく分析しておらず、またモンゴル文の契約文書については何も述べていない。

王 1995 は、清代の熱河蒙旗<sup>32</sup>における土地契約文書の種類や土地契約にかかわる賃貸関係を研究している。清代の熱河蒙旗の土地契約文書には紅契<sup>33</sup>と白契<sup>34</sup>という土地契約文書が存在し、紅契は早くも乾隆年間にハラチン地域で、正式な蒙漢合璧の書式の見本が制定されたことがあるということをごく短く述べて、満洲国の地籍整理局が康徳 4 (1937) 年に編集した調査報告史料(後述する史料⑦)をあげているが、その契約文書の書式については全く触れていない。また、1937 年の調査報告作成の時点で最初から存在しなかったはずのモンゴル文契約文書の見本が、単に調査報告で省略されただけだと勘違いしてしまったため、モンゴル文契約文書の書式の見本があったものと思込んでしまっている。筆者が王氏の利用した史料を確認したところ、この史料は編纂されたものであり、確かに乾隆年間の紅契の見本のような漢文文書が見えるが、氏の述べたような蒙漢合璧のものではなく、漢文

<sup>32</sup>熱河蒙旗とは熱河省にあったモンゴル旗のことを言っている。熱河省とは現在の内蒙古自治区、遼寧省、河北省の交差地域に相当する。清代でいえば、ジョーオダ盟、ジョソト盟及びチャハル八旗東部に相当する。1928 年に中華民国政府は熱河特別行政区を熱河省に改編して、15 県 20 旗を管轄し、1933 年以降は満洲国の行政区画となった。熱河蒙旗とはこの 20 旗を指している。

<sup>33</sup>紅契とは民間で契約文書を作成する際に、当地の役所に届け出て、契税を払い、役所の官印を受けた契約文書である。契約文書の官印を押す時、使っていた印肉が赤色で、普通の契約文書に比べると赤色が付いていたから「紅」と言っている。

<sup>34</sup>白契とは民間で作成された普通の契約文書である。役所に届け出ていないので、契税も払わず、役所の官印も受けていない普通の契約文書である。

の契約文書だけが掲載されている。ただ、この調査報告の別の部分では、漢文契約文書史料の後ろに括弧して「蒙文略」と書かれている文書もある。王氏はこの部分を見て勘違いしたものと思われる。したがって、本当にモンゴル文土地契約文書の書式の見本というような物が存在していたのかどうかは大いに疑問である。

また、王 1995 が清朝乾隆年間にハラチン旗印務処の発行した漢文紅契の書式見本だと述べる文書(後述する史料⑦の中巻：1110)は本当に契約文書の見本であったのか、それとも岸本 1993 の論じるような契約文書の左端に貼付される契尾であったのかを決定するのは困難である。さらに、最後に「發」と漢文で書かれていることから見ると役所の発行したもので、契約文書そのものではなく、開墾して耕作する権利を示す証明書のようなものだった可能性も高い。したがって、しいて言えば、漢人農民がハラチン旗の役所と結んだ賃貸契約文書であると見ることは可能であろう。

中国本土における漢文契約文書に関しては、これ以外に仁井田 1964、楊 1988 などの研究もあるが、いずれもモンゴル地域の漢文・モンゴル文契約文書については全く触れていない。

以上のように契約文書に関する先行研究では、中国本土での漢文文書に基づいて、農地契約を「売買」と「典」と「押」(以上、清水 1945)、「絶売」と「活売」(寺田 1983 等)、「紅契」と「白契」(王 1995 等)等の種類に分類しているが、本稿では帰化城トゥメト旗の実際の事例に基づいて、「賃貸」、「質入れ(活売、典もここに含む)」、「売買(絶売)」の三種類に分類して考察していきたい。

さて、以上長々と述べてきた先行する諸研究から、清朝初期に帰化城トゥメト旗のモンゴル人が戸口地という農地を持っていたらしいということはわかるが、例えば戸口地の由来や所属については解明されておらず、戸口地が実際にどの程度の規模で存在していたのか、モンゴル人がその農地の権利についてどのような見方をしていたのか、など多数の疑問が存在する。そのため、本研究で筆者は、主として当時の公文書や契約文書などの一次史料を直接分析して、まず戸口地とは何だったのかという問題を解明し、それを通じて清代の帰化城トゥメト旗における農地の賃貸、質入れ、売買等がどのような形で行われていたのか、その実態を明らかにしたいと思う。また、農地の賃貸、質入れ、売買契約等にかかわる土地の諸権利について検討して、その諸権利が農地契約によってどのように保証されていたか等も解明したい。さらに清代の帰化城トゥメト旗でモンゴル人が作成していた農地の賃貸、質入れ、売買の契約文書を分析して、それぞれの契約文書に固有の書式をま



とめ、さらにもう一步進めて、その書式の由来をも探っていきたい。

#### 第四節 本研究で使用する主な史料

本研究では、以下の11種類の史料を用いることにする。

まず、一つ目の史料はフフホト市トゥメト左旗档案馆所蔵の公私文書である(以下、史料①と略称する)。これは清代の康熙初年から中華民国期までの時期の帰化城トゥメト旗に関する公私文書史料(通常トゥメト旗文書と呼ぶ)のうち、幸運にも現在まで残存している部分である。この史料は帰化城副都統衙門の公私文書で、もとは約10万通あったと言われ、日本人言語学者江實(ごうみのる)氏による日本への借り出し<sup>35</sup>や文革時代の焼却などの歴史を乗り越えて残された公文書が、現在この档案馆に保管されている(萩原2006:187-205)。現在は完全に公開されていて、自由に閲覧することができる。筆者は既に何度も調査を行っている。この10万通の公私文書は康熙初年から中華民国期までの間に、帰化城トゥメト旗の副都統衙門が理藩院や綏遠城<sup>36</sup>將軍衙門等各地の役所との間でやり取りした公文書原文が中心であり、清代モンゴル関係の史料の内では極めて重要なものである。

二つ目の史料は、Altan-orgil (金峰) 1988(*kökeqota-yin telüken mongyul surbulji bičig 2*)(全6冊中の2冊目、『フフホトのモンゴル文史料』)である(以下、史料②と略称する)。史料②はフフホト市在住のアルタンオルギル氏が個人的に所有している公私文書<sup>37</sup>と、現在のフフホト市トゥメト左旗档案馆に保管されている帰化城トゥメト旗の公文書(史料①)、江實氏が1942年に影印出版した史料集(江1942、後述の史料③である)、さらにはドイツのモンゴル学者であるハイシッヒ(Heissig)氏が史料集として出版した *kökeqota-yin olan süm-e-yin čese*(フフホトの寺院史料)という本(書誌情報が表示されておらず未確認である)に収録されているモンゴル文史料という計四系統の公私文書史料群(その内の三系統は、もともといずれも前記の副都統衙門にあった)の中から選び出したものを活字化して出版した史料集である。この本は原文に分かりやすい見出しと文章記号を加えて、若干の理解しにくい外来

<sup>35</sup>現在のフフホト市トゥメト左旗档案馆に、1941年当時江實氏の書いた借用書が、公文書と一緒に保管されている。筆者はその借用書の存在から「借り出し」と呼んでいる。

<sup>36</sup>現在のフフホト市街の新区である。

<sup>37</sup>文革時代に命をかけてアルタンオルギル氏が保管した帰化城トゥメト旗の公文書や寺院文書類。もとは史料①とともに帰化城副都統衙門にあったもの。

語（中国語からの借用語）に説明を添え、文字の誤りを括弧にに入れて下に正しい文字を書くなど微妙な修正を加えて六分冊の形で出版された。この史料は内容的にはほとんど原本史料からの改変を受けておらず<sup>38</sup>、ほぼ原本の公文書に近いよくまとまった分量を持つものである。ただ、改行の位置やもとの行数が示されていないため、この史料にしか収録されていない文書を引用する場合、それらを示すことはできない。

三つ目の史料は江實（ごうみのる）1942(『蒙古聯合自治政府巴彥塔拉盟史資料集成——土默特特別旗之部第1輯』)である(以下、史料③と略称する)。史料③は日本人言語学者江實氏が帰化城トゥメト旗の副都統衙門に保存されていた約10万通の公私文書の中から約1万通の公文書を1941年に日本へ借り出し、その中から287通を選び出して1942年に影印の形で出版した史料集である<sup>39</sup>。

四つ目の史料は蒙古聯合自治政府地政總署土地制度調査室編1941(『白契彙集』)である(以下、史料④と略称する)。この史料は戦時中内モンゴルで研究をしていた磯野誠一氏が、個人的に所蔵していた史料を学習院大学に寄贈したものの一つである。その寄贈史料の中に、蒙古聯合自治政府地政總署土地制度調査室編の『白契彙集』という9冊の本がある。これは、清朝と中華民国時代に綏遠地方において民間で作成された白契<sup>40</sup>と呼ばれる契約文書を集録して謄写版で出版した史料集である<sup>41</sup>。

五つ目の史料は内蒙古大学図書館/曉克編2011(『清代至民国時期帰化城土默特土地契約』)である(以下、史料⑤と略称する)。この史料は内蒙古大学図書館が所蔵している清朝時代から中華民国時代までの間に帰化城トゥメト旗で作成された土地関係の漢文契約文書と、曉克氏個人が所蔵している漢文契約文書とを合わせて活字化した史料集である。この史料は原文に文章記号を添え、内容、改行方法等は元通りのままにして、上、下二冊に分けて出版した史料集である。合計552通の漢文契約文書が収録されている。

六つ目の史料は東洋文庫明代史研究室1975(『中国土地契約文書集(金—清)』)である(以下、史料⑥と略称する)。この史料集は、金、元、明、清代における中国の農地に関する漢

<sup>38</sup>筆者は2006年9月10日にアルタンオルギル氏の自宅を訪問して、この点について質問した。アルタンオルギル氏は、誤った文字もそのまま残し、正しい文字を括弧内に入れて補足したという回答してくれた。また、例えば、後述の事例7、8は影印版の史料③から引用したものであるため、両者を相互に比較してみたが、アルタンオルギル氏の回答通り何ら改変はなされていないかった。

<sup>39</sup>萩原2006：187 - 205を参照。

<sup>40</sup>注33と34を参照。

<sup>41</sup>この史料の存在は小沼孝博氏(東北学院大学)から御教示いただいた。ここに謝意を表したい。

文契約文書を、多数の書籍に収載されているものの中から集成して活字出版したものである。農地関係の計 423 通の漢文契約文書が収録されている。

七つ目の史料は(満洲国)地籍整理局 1937 (『錦熱蒙地調査報告』、大阪市立大学所蔵)である(以下、史料⑦と略称する)。この史料は満洲国の地籍整理局が康徳 4 (1937) 年に編集した調査報告史料である。全部で三冊からなり、その中に清代、民国時代の土地関係の漢文契約文書が収録されている。前述の王 1995 が利用した史料である。

八つ目の史料は『土默特志』(清・光緒年間編纂)である(以下、史料⑧と略称する)。この史料は清代に漢文で編纂された地方誌である。著者は不明。中華民国 56(1967)年に台湾の成文出版社から『中國方志叢書』のシリーズとして影印版で出版された史料である。

九つ目の史料は『綏遠全志附歸綏縣志』である(以下、史料⑨と略称する)。この史料は『綏遠全志』と『歸綏縣志』との二冊の地方志である。『綏遠全志』は清代の光緒 34 (1908) 年に高廣恩が編纂し、『歸綏縣志』は中華民国 23 (1934) 年に歸綏県によって作成された地方志である。

十番目の史料は『清実録』(高宗純皇帝実録) 乾隆 8 年 (1743 年) 8 月の記事である(以下、史料⑩と略称する)。

十一番目の史料は『欽定理藩院則例』(光緒版、蒙文版。東洋文庫所蔵本)である(以下、史料⑪と略称する)。

## 第五節 本研究の構成

本研究は三部十章をもって構成される。以下にその内容を短くまとめておきたい。

第一部、「清代内モンゴルにおける農業と戸口地」では清代内モンゴル、特に帰化城トゥメト旗地域における農業の歴史的背景、具体的な姿、そしてモンゴル人箭丁が所有していた戸口地について解説、研究する。

その内の第一章、「清朝治下における土地制度」の部分では、中国本土における土地制度について古代からの流れを整理した上で、清朝治下における土地制度全体を短くまとめる。特に戸口地と対比させる目的で、清朝の支配者層として存在した八旗の旗人が所有していた旗地を取り上げて、旗人と漢人農民の間の土地関係を概説する。この章までは主として先行研究に基づいてまとめた部分である。

第二章、「帰化城トゥメト旗における農作物について」の部分から本論に入る。これ以降が筆者自身による研究である。この章では、清代の帰化城トゥメト旗で実際にどのような農作物がどのような方法で栽培されていたのかという問題を明らかにする。さらに、その栽培されていた農作物がどこから来たのかという視点でその由来を探りたい。

第三章、「帰化城トゥメト旗における戸口地」では、清朝の支配者層として存在した旗人の旗地とよく似た性格を持つ帰化城トゥメト旗の戸口地という農地が、モンゴル人箭丁に与えられたその由来を探り、モンゴル人箭丁が持っていた戸口地の実際の面積などを検討しつつ、戸口地という名称についても解明していく。

第二部、「帰化城トゥメト旗における農地所有の実態」の部分では、清代の帰化城トゥメト旗でモンゴル人箭丁と漢人小作農との間やモンゴル人同士の間が存在していた種々の農地契約の問題を取り上げて、農地所有の実態を解明していく。

第四章、「農地の賃貸・永久賃貸」の部分では、モンゴル人地主による、漢人小作農への農地賃貸契約の問題を論じる。清代の帰化城トゥメト旗では、本来農耕をしないモンゴル人箭丁が農地を支給されていたため、彼らは例外なく漢人農民にその土地を賃貸して耕作させ、地代を取り立てていた。その農地の賃貸関係のあり方を検証して、農地賃貸契約の種類、形式などを明らかにする。また、さらにもう一步進めて、農地の権利関係にまで論を進めていく。次いで、一般的な賃貸契約とは明らかに異なる永久賃貸契約を取りあげ、それらの小作料支払い形態をも明らかにする。そして、永久賃貸によってモンゴル人地主が土地に関する諸権利を大きく失っていく過程を検証する。

第五章、「農地の質入れ・永久質入れ」では、モンゴル人地主による他のモンゴル人や寺院に対する農地の質入契約の問題を論じる。清代の帰化城トゥメト旗では、モンゴル人地主たちが、他のモンゴル人や寺院から現金を借りて自分の農地を質入れし、借金の利子として、漢人小作農からの小作料受領権を引き渡していた。このモンゴル人同士の間で行われる農地の質入契約や担保物権のあり方を検証し、農地質入れの種類、形式を分類し、質入契約の慣行を探る。そして、これらから見た農地の権利関係を論じる。特に永久質入契約によってモンゴル人箭丁が土地に関する諸権利をほぼ完全に失ってしまう過程を検証する。

第六章、「農地の売買」では、モンゴル人箭丁が他のモンゴル人や寺院への直接売買によって土地を失っていく具体的な事例を検討する。これによって清代の帰化城トゥメト旗のモンゴル人同士の間で行われた土地の売買契約を検証し、土地の所有権について論じる。

ここでもまた、土地の売買によってモンゴル人箭丁が土地に関する諸権利を完全に失っていく事例を検証する。

第七章、「農地の水利権とその契約」では、まず清代の帰化城トゥメト旗で実際に水利灌漑農業が存在していたかどうかを史料から証明したい。次いで、その水利灌漑農業で水や水路を用いる際に、モンゴル人地主と漢人小作農との間で「水」の賃貸という行為が存在していたかどうかを検証していく。最後に、その「水」の賃貸契約にかかわって水利権の概念が帰化城トゥメト旗で出現していたという事実を解明する。

第三部、「帰化城トゥメト旗における農地契約文書とその書式」の部分では、清代の帰化城トゥメト旗でモンゴル人が作成していた漢文やモンゴル文の農地契約文書の書式とその由来を詳細に検討し、そこから当時のモンゴル人が持っていた契約概念の問題に論を進めたい。

第八章、「漢文農地賃貸契約文書の書式」では、清代の帰化城トゥメト旗においてモンゴル人地主と漢人小作農の間で作成されていた農地の漢文賃貸契約文書の書式構造を検討して、一般的な賃貸契約と永久賃貸契約との相違点や、それらの書式構造の由来を解明する。

第九章、「モンゴル文農地質入契約文書の書式」では、清代の帰化城トゥメト旗でモンゴル人同士の間やモンゴル人地主と寺院との間で作成されていたモンゴル文の農地質入契約文書の書式を、中国本土での漢文農地質入契約文書の書式と実証的に比較検討して、モンゴル文農地質入契約文書の書式の由来を明らかにする。

第十章、「モンゴル文土地売買契約文書の書式」では、清代の帰化城トゥメト旗でモンゴル人同士の間やモンゴル人地主と寺院との間で土地の売買に際して作成されていたモンゴル文土地売買契約文書の書式およびその由来を検討し、土地の所有権が移る場合に実際に踏んでいた手順を解明する。

最後の終章の部分では、まず、清代における帰化城トゥメト旗地域を中心にして存在していた戸口地という農地に関連して発生していた様々な土地契約の実態をまとめる。次いで、土地に関する諸権利を守るために作成されていた契約文書の書式とその由来について、本論文を通じて明らかになった内容をもう一度まとめて結論を述べる。そして最後に今後の課題を提示しておきたい。

## 第一部 清代内モンゴルにおける農業と戸口地

### 第一章 清朝治下における土地制度

#### 小序

17世紀初めに北東アジアから勃興した建州女真人のヌルハチは、女真人の各氏族、部族を統合して後金国を建てた。後金国は最初に東部内モンゴルの諸部族と同盟を結び、徐々に西方へと拡大して、ゴビ砂漠の南のモンゴル地域(後の内モンゴル)を支配していく。続いて、後金国の第二代目のハンとなったホンタイジは女真人を満洲人と改名し、1636年に女真人、モンゴル人などの代表たちの大会議を召集して、後金国のハンであるホンタイジがその場で改めて皇帝に選出され、新たな国号を大清と定めた。その後、清朝軍は1644年に万里の長城を越えて南下し、李自成の乱によって明王朝が崩壊した直後の中国本土を支配下に入れた。さらに引き続いて外モンゴル、チベット、新疆など異民族地域も統治下に入れ、巨大な帝国を築いた<sup>42</sup>。このような広大な領土を統治する大清国では、地域や民族によって、その実施する政策、法律などを使い分けていた。そこでまず、本章では、清朝における中国本土やモンゴル地域の土地制度に関して、どのような政策が実施され、どのような改変がなされてきたのかを大きくまとめておきたい。

#### 第一節 中国本土における土地制度の変遷

古代中国では、黄河流域の農耕地帯に形成された農耕集落を統合して、紀元前16世紀頃に最初の王朝である殷王朝が成立した。この殷は周王朝(紀元前1100 - 紀元前256年)によってほろぼされた。周王朝時代には井田法<sup>43</sup>という最古の土地制度が施行されていたという伝説があるが、それが本当に実施されていたのかどうかは不明である<sup>44</sup>。春秋・戦国時代(紀

<sup>42</sup>例えば、岡田2009:75-91(杉山清彦氏執筆部分)を参照。

<sup>43</sup>井田法とは田地を「井」形に9等分し、中央の1区画分の収入を租税としたといわれる田制である。

<sup>44</sup>堀1975:3-6を参照。

元前 770 - 紀元前 221 年)に入ると、金属を製錬する技術が発達して金属農具が造られ、さらに牛を耕作に使用するようになって、農業生産力を大幅に高めた。その結果、氏族社会が解体して、小規模な家族と土地を持つ農民(小農民とも言う)を産み出したといわれる<sup>45</sup>。続いて、紀元前 2 世紀頃の秦・漢時代から後漢時代にかけて農民層の分解が進み、有力者が土地を集中させて豪族に成長し、豪族社会に入っていく。王莽の新朝が周朝の井田法を復活させたのも豪族による土地独占防止のための施策であったが、短命に終わった<sup>46</sup>。その後、後漢から魏晋南北朝を通じて進んだ豪族の大土地所有に対して、限田策を発展させて土地公有制を実現しようという動きが、西晋の占田法・課田法<sup>47</sup>、北魏の均田制<sup>48</sup>をへて隋・唐で実現し、一般的に中国社会は豪族社会から貴族<sup>49</sup>社会に移行していくと言われる。一方、8 世紀後半以降に貴族の大土地所有が進んだため、土地公有制の原則は崩れ、均田制から荘園制に移行していく<sup>50</sup>。唐末から元朝までの時代には、旧来の貴族階級は没落して消滅し、新興地主による大土地所有が進展して佃戸制<sup>51</sup>が広がっていったと言われる。

その後、明の洪武帝は村落制度としての里甲制を定め、全国を調査して賦役黄冊(戸籍台帳)と魚鱗図冊(土地台帳)を作製し、それに基づいて両税法によって徴税していた。さらに万暦帝の時(1581 年)に丁税(人頭税)と田賦(土地税)を一括して銀納する一条鞭法が実施され、これが清初まで続く<sup>52</sup>。清の康熙帝が 1711 年に丁税を免除して地税に一本化する制度を実施し始めて、次の雍正帝の時、全国で実施された<sup>53</sup>。これが地丁銀と呼ばれる制度である。

<sup>45</sup>長野 1930 : 47 - 52、また堀 1975 : 3 - 6 を参照。

<sup>46</sup>堀 1975 : 19 - 42 を参照。

<sup>47</sup>占田法とは土地所有の最高限度を定め、田租・徭役・兵役を課す制度で、課田法とは農民に官有地を強制的に割り当て、租税を取る制度である。

<sup>48</sup>均田制は北魏から隋・唐に継承される。成年男子に口分田 80 畝と永業田 20 畝を支給して、口分田は 66 歳か死後に没収され、永業田は世襲が認められた。老男には 40 畝を支給して、妻・奴婢には 30 畝が給田されていた。税に関しては、租庸調制という、均田制を基盤にした税制が行われていた。租庸調制の特徴としては、口分田を受給し、耕作する者に税を課す原籍地主主義であること、基本は人頭税であり現物納で定額制であること、現物納の他に労役(労働地代)、兵役もあり、その比重が大きかったことである。堀 1975 を参照。

<sup>49</sup>貴族は官職に応じて土地(官人永業田)を支給され、その土地は世襲・売買ができる。さらに私有地を荘園と称して所有し、奴婢や小作人を使役していた。

<sup>50</sup>堀 1975 : 278 - 280、周藤 1945 : 3 - 5 を参照。

<sup>51</sup>地主である形勢戸が小作人である佃戸を使う大土地経営制度である。

<sup>52</sup>黒木 1976 : 1 - 12、同 1980 : 341 - 358 を参照。

<sup>53</sup>陳 1933 : 299 - 305 を参照。

## 第二節 清代における土地制度

清朝の領土は、支配の方法によって、一般に直轄地と藩部との二つに分けられることが多い。直轄地とは、満洲人の本拠地である東北地域、漢人の暮らす中国本土などの地域である。これらの地域には、清朝政府が官僚を派遣して直接的支配を実施していた。これに対して藩部とは、モンゴル、青海、チベット、新疆などの地域が含まれており、各民族の伝統的な秩序を尊重して間接支配が行われた地域である。基本的には現地の有力者たちに統治させて、北京の理藩院という役所が藩部全体を管理していた<sup>54</sup>。

一般的に、清朝治下の土地は、おおよそ官地、旗地、屯田、民地および蒙地などに分けられる。以下、森田 1984、石橋 1956a 等に基づいて短く解説していくことにする。まず官地は利用状況から官用地と無主の土地との二つに分かれていて、直轄地と藩部の両方に広がっていた。官用地には、皇室や各衙門などが直接利用する土地、例えば馬廠地など未開墾の土地も含まれていた。また、漢人小作農に耕作させて小作料を徴収し、皇室や各衙門などの財政収入にあてる小作地も存在していた。これを官荘という。官荘は順治年間から乾隆年間にかけて、北京周辺、東北地域、内モンゴルなどに設けられた<sup>55</sup>。つまり、これらの土地は広範に開墾されて農地が広がり、漢人小作農が移住していたということである。これら官荘は皇室あるいは衙門が所有していて、旗人に耕作させていた。官荘の旗人は荘丁と呼ばれ、その下に旗人以外の佃戸がいて耕作している。各荘の荘丁から一人の荘頭を選んで、荘丁や佃戸を管理させ、小作料を徴収して、官荘を主管する義務が課されていた。荘丁には兵役の義務がなく、耕作して小作料を払う義務があるが、実際には荘丁自身は耕作しておらず、佃戸に土地を小作させて小作料をもらっていた。荘丁は佃戸が小作料を払う限り、小作地の運営状況についてあまり関心を持たなかった。さらに、荘丁が佃戸と永久小作契約を結んでいて、佃戸が永小作権を持っている場合も多かった。そして、長い年月を経て、官荘に対する旗人の支配は弱まっていった<sup>56</sup>。

次に、旗地とは、清朝政府が八旗の旗人に生計を立てるために支給した土地である。旗地は租税が免除されていて、その代わりに旗人には兵士として公務(兵役)に従事する義務が課されていた。清朝政府が旗人に旗地を分配していたのは、旗人の生活を保証するため

<sup>54</sup>岡田 2008、村上 2007 等を参照。

<sup>55</sup>森田 1984 : 11 - 12 を参照。

<sup>56</sup>森田 1984 : 11 - 12、16 を参照。



あり、旗地は八旗の軍事力を維持する経済基盤として位置づけられる。また、旗地は分布する地域によって、盛京旗地、畿輔旗地、駐屯八旗旗地と大きく三つに分けられ、直轄地である中国本土や東北部の各地に分布していた。そのうちの畿輔旗地とは、清朝が入関した後、旗人に支給した北京周辺の土地である。畿輔旗地の支給は、官職や身分によって支給面積が不統一であったことや来京旗人の増加などに伴って、北京周辺三百里以内の土地(明朝の滅亡によって生じた土地)だけでは不足をきたし、後に五百里にまで拡大した。ただし、旗地の支給とは、基本的に民有地を旗人に分け与えることであって、漢人農民の困苦を招くことにもつながるので、旗地の支給には限度があった。

最初、畿輔旗地においては、家人たる奴隸が耕作をしていたが、奴隸の逃亡によって労働力が減少し、後には漢人小作農に小作させるようになった。これも官地と同じく荘頭に管理させていた。これら漢人小作農からの小作料収入は、旗人生計の中心的存在となっていた。後に、旗地を管理する荘頭の不正、横領や、荘頭と小作農が共謀した小作料不払いなどの問題が発生し、それに加えて旗人の浪費生活によって生活費が増大したため、旗人の生活は徐々に貧困化していった<sup>57</sup>。康熙末年には旗人の貧困化によって旗地を漢人農民に典売<sup>58</sup>する行為が増加していたという。こういう理由で、早くも順治 7(1649)年には旗地の売買を禁ずる命令が出されており、康熙 9(1670)年には同旗内の売買こそ許すものの、異旗間や漢人との間では旗地を典売することが禁止された。雍正 7(1728)年になると、旗地の典売禁止が改めて命ぜられるとともに、典売した旗地を回贖する政策が行われたが、この時には実際に典売旗地の回贖が実施されたという記録はなく、乾隆年間(1735 - 1795)に入ってようやく典売旗地を回贖した記録が確認される。清朝政府は、旗地の所有権を旗人または官の側に保持しようとしたのである。ただ、旗地を漢人農民に典売することは禁止されていたが、旗人間においては典売を許していたことと、この禁令が最初から徹底されなかった故に、旗地の典売を完全に止めさせることは困難であった。こうして最終的に旗人は典売によって旗地を徐々に失っていく<sup>59</sup>。

次に屯田とは、辺境防衛などの任に当たる兵士に食糧を提供するために、兵士自身に経営させる土地である。また軍田とも呼ばれる。清代初期の軍田は、旗地と同じく漢人小作農への典売が禁止されていたが、実際にはしばしば軍田の典売が行われていた。清末には

<sup>57</sup>石橋秀雄 1956a : 27 - 28 による。

<sup>58</sup>典は質入れすることを指し、売は売買することを指す。

<sup>59</sup>石橋秀雄 1956a:23 - 27、33 - 34 を参照。

民地に編入される<sup>60</sup>。

一方、民地とは一般の漢人すなわち民人が所有する土地で、地丁銀を納める土地である。これは明代末期から、既に一般漢人が所有していた農地で、直轄地である中国本土の大部分の土地を占める。清朝政府は、漢人の中で民地を売却することを許可しており、質入れも許可していた。すなわち、絶売、活売、典売というような全ての行為が許されていた<sup>61</sup>。

最後の蒙地とは、モンゴルの王公が支配権を持っている土地である。主に藩部のモンゴル地域に広がっていて、大部分が遊牧地であった。清代に入ってから時代によって大幅に開墾されたりして農地になったところもある。蒙地も漢人小作農への典売は禁止されていた<sup>62</sup>。

以上で述べてきたように、清代における中国本土の土地制度は、基本的に国有の官地と私的所有の民地という二種類の形態をとっていた。農地の利用関係においては、官地、民地の所有形態にかかわらず、一般小作(佃)のような賃貸関係と、永小作(永佃)や一田両主制というような形態が並存していた。小作は、期限を定めるかどうかによって、一般に有期小作と無期小作とに分けられる。無期小作がより広く行われていたようであるが、永小作と違って、無期小作の場合には地主は随時、農地を取り上げることができる。そして地主が土地を売った場合には、小作人はその使用权を主張できなくなり、いわゆる「売買は賃貸を破る」の原則が通用したといわれる<sup>63</sup>。

一方、永小作は、既に北宋時代には出現していたとみられている。永小作の場合、土地の使用权(小作権)はほとんど所有権に近いぐらいの状態でも永久権的な性格を持っており、小作人は地主の承諾を得なくても、その土地の使用权を相続、譲渡したり、または別の小作農に「孫請」のような形で二重小作に出したりすることができ、さらに家屋を建設する権利さえも持っていた。小作料を滞納した場合以外には、その土地を取り上げることが出来なかった<sup>64</sup>。清代においては、官僚の管理する官地や旗人の旗地を典売することが禁止されていたため、官地や旗地は特に永小作となるケースが多かった<sup>65</sup>。

また、序章第三節の先行研究の所でも述べたように、江南地方を中心とする中国本土の広い地域で、土地の二重所有権とでも言うべき「一田両主制」という法慣習が行われてい

<sup>60</sup> 森田 1984 : 13 - 14 を参照。

<sup>61</sup> 森田 1984 : 15 - 23 による。

<sup>62</sup> 森田 1984 : 15 を参照。

<sup>63</sup> 小田 2002 : 19 を参照。

<sup>64</sup> 小田 2002 : 18 - 20 による。

<sup>65</sup> 森田 1984 : 12 - 15 による。

たことも有名である。「一田両主制」とは、一つの土地に対する権利を上下二層に分けて、上地（一つの土地の上層の権利）と底地（一つの土地の下層の権利）とがそれぞれ異なった者によって所有されるという慣習上の権利関係（二重所有権）であり、上地に関する権利も、底地に関する権利と並んで、永続する一個独立の物権的権利であると考えられた。つまり、地主が賃貸する土地の権利は、所有権と使用権の両部に分かれる。所有権は、田底、田骨、糧田、糧業、大租などと称し、地主の所有に帰す。一方、使用権は、田面、田皮、質田、質業、小租などと称し、永小作人の所有に帰する。さらに永小作を賃借と考えあわせるならば、「売買は賃貸借を破らず」という原則になり、農地の永小作権の譲渡や「孫請」のような二重賃貸契約に際しても、底地権利者(所有者)の同意を必要としなかった。逆にいうと、底地権利者(所有者)が土地を売っても、永小作を破らないということである<sup>66</sup>。

### 第三節 清代における帰化城トゥメト旗の変遷

北元時代の後、1634年に内モンゴル地域が清朝支配下に入ると、間もなく帰化城を中心とする行政区画が設置され、帰化城トゥメト旗という名称になった。帰化城トゥメト旗はもともと伝統的に遊牧牧畜業を営んできた内モンゴルを構成する一つの重要な地域であった。しかし、前述の通りこの地域では既に北元時代末期の16世紀後半から漢人農民が流入していて、全モンゴル地域の中で最初に、モンゴル遊牧社会の基本生業である牧畜業と異なる農業が行われ始めていた。さらに、清代に入ると、帰化城トゥメト旗では、多数の漢人農民が追加流入してきて、農業が特に盛んになり、農地が大幅に広がっていった。これは、当時の清朝政府によって帰化城トゥメト旗地域に対して実施された政治、軍事上の政策の結果として、社会的な変化をも招いたということになる。そこで、本論に入る前にここで、清朝治下の帰化城地域における行政上の変化を短く解説しておきたい。

#### 1、帰化城トゥメト旗の領域の変遷

清代に入るとまもなく、帰化城周辺地域は帰化城トゥメト左右旗という両旗に分けられた。しかし、その後順治5(1648)年になると、清朝政府は大興安嶺西部地域にいたチンギス・

---

<sup>66</sup>寺田 1983 による。

ハーンの弟の後裔である部族<sup>67</sup>を移動させてきて、帰化城トゥメト旗の領域の西部から一部の土地を分割して、オラドの三旗を設置した。また順治 8(1651)年には、同じく大興安嶺の西部地域にいたチンギス・ハーンの弟の後裔であるドウルベン・フーヘッド部族を移住させてきて、帰化城トゥメト旗の北部にドウルベン・フーヘッド旗を設置した。順治 10(1653)年には、外モンゴルのトシェート・ハン部のボンタル・タイジが自分の氏族を率いて、清朝治下に入った。清朝政府は、彼らをも帰化城トゥメト旗の北部、ドウルベン・フーヘッド旗の西に移住させて、ダルハン・ベイレ旗を設置した。さらに、康熙 3(1664)年には、これまた大興安嶺の西部地域にいたチンギス・ハーンの弟の後裔であるツェンゲンに属する千戸を帰化城トゥメト旗の西北部に移住させ、モーミンガン旗と称した。康熙 14(1675)年には、東北地域にいたチャハル部を帰化城トゥメト旗の東部に移住させ、チャハル八旗を設置した。以上の結果、帰化城トゥメト旗の領地は大幅に縮小され、東がチャハル八旗まで、南が万里の長城まで、西がオラド旗まで、北がダルハン・ベイレ旗までという地域になった<sup>68</sup>。

## 2、綏遠城の建設

1680年代になると、ジュンガル部のガルダン・ハーンがゴビ砂漠北部のモンゴル地域(外モンゴル)に介入して、ハルハ諸部を制圧した。1691年に、ハルハの諸部が康熙帝に保護を求め、康熙帝はこれに応じて自ら軍を率いて、ガルダン・ハーンと対決した。その後、1696年にジョーン・モドの戦いでガルダン・ハーンは敗北し、1697年に病死した。これらの戦争に用いるため、清朝政府は最初、食糧を山西省から運んでいたが、道のりが非常に遠い。そこで、康熙 34(1695)年に帰化城トゥメト旗の大黒河の流域を開墾して、13か所の荘園を設置し、荘ごとに18頃土地を設営して、漢人農民を移住させてきて農耕させ、軍隊の食糧を生産していた。この農地は荘頭地と呼ばれる。荘頭地は毎荘18頃から、乾隆年間(1736 - 1795年)頃に60頃まで増加した<sup>69</sup>。

康熙 37(1697)年、康熙帝は自分の娘を外モンゴルのトシェート・ハン部の郡王に嫁がせた。その時はトシェート・ハン部の領地であるゴビ砂漠北部からジュンガルの軍隊を追い出した直後のことであったため、モンゴル地域は不安定な状態であった。そこで、康熙帝は娘の安全のため、娘をゴビ砂漠の北部に行かせず、帰化城トゥメト旗から500頃ぐら

<sup>67</sup>チンギス=ハーンの弟の後裔であるオーバン、トバ、バガー・バハイなどの諸部族である。

<sup>68</sup> Kōgijil2003 を参照。

<sup>69</sup> Kōgijil2003 を参照。

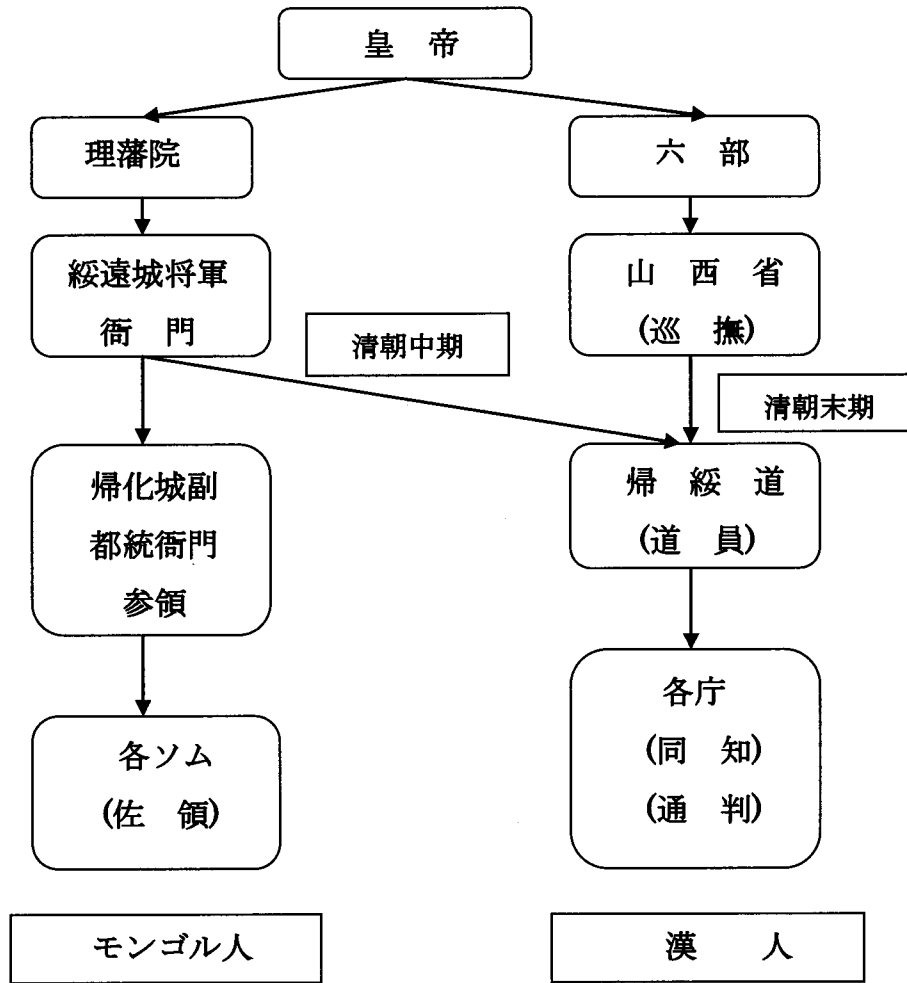
いの土地を分割して、そこに移住させた。その後、また 250 頃ぐらいの土地を分割して、「公主府」を建てた。これらの土地は「公主地」と呼ばれる<sup>70</sup>。

清朝とジュンガルとの戦争はジョン・モドの戦いで終戦になったわけではなく、実際には雍正年間の 1732 年頃まで続く。そのために、元々万里の長城の南の山西省右衛鎮に駐屯していた駐防八旗を北へ移動させて、帰化城トゥメト旗周辺に駐屯させ、雍正 12(1734)年から乾隆 4(1739)年にかけて、帰化城の北東隣りに綏遠城という新たな都城が建設された。そして、山西省右衛駐防八旗の軍隊が綏遠城に駐屯して、それを統率していた建威將軍は綏遠城將軍と改称された。駐防八旗の軍隊は騎兵が主力となっていたため、軍馬用の遊牧地が必要となる。そこで、乾隆 3(1738)年に清朝政府は軍馬用の遊牧地として 3 万 4 千頃あまりの牧地を帰化城トゥメト旗から分割した。この土地は八旗馬場地と呼ばれる。後に、この八旗馬場地も開墾される。さらに、八旗軍の屯地として 4 万頃あまりの土地を分割して開墾し、食糧を徴発するようにした。この屯地の開墾のために、万里の長城の南隣である山西、陝西等の省から多数の漢人農民を連れてきて、帰化城地域で農耕させた。また、帰化城トゥメト旗に商売や建築などの仕事を求めて、中国本土から大量の漢人が流入してきた。そこで、雍正元(1723)年に漢人を管理する職を設けて、それを帰化城同知とし、その機構を帰化城同知庁と称した。綏遠城が建設された後には、綏遠城同知庁も設置された。さらに、乾隆 4(1739)年までに、帰化城周辺地域に計五つの協理通判を長官とする直隸庁が設置された。この結果、帰化城トゥメト旗地域では、モンゴル人用の行政機構と漢人用の行政機構とが、二重に並立することとなる。その理由は、前述したように漢民族とモンゴル民族によって、実施される政策、法律などが違うからであると考えられる。そこで、一つの地域で二つの制度が実施されることとなった(図 2 を参照)。

---

<sup>70</sup> 曉克・于永发・王奎元 2008 を参照。

図 2、帰化城トゥメト旗で実施されていた二つの行政制度



その後、乾隆 6(1741)年に綏遠城將軍の管下に歸綏道が設けられて、以上のような同知や通判の治める諸庁を管理することとなった。清末になると、綏遠城同知庁以外は全て山西省に属するようになる<sup>71</sup>。

### 小結

本章では、まず中国本土における土地制度の歴史をまとめて、中国の土地制度や所有権概念およびその民間慣習などが長い歴史の中で生み出されたものであることを示した。ま

<sup>71</sup> 曉克・于永发・王奎元 2008 を参照。

た、それらの土地制度や民間慣習が清朝治下に入ってから、ほとんど改変を受けていなかったことを述べた。続いて、軍事力維持を目的とする経済基盤として、清朝政府が八旗の旗人に新たに支給した旗地を取り上げた。清朝政府は旗地を漢人農民に典売することは禁止していたのだが、最終的に旗人は旗地を典売等の形によって失っていく。ここでは、旗人が経済基盤としての旗地を失うことが、清朝政府にとっては、軍事力が弱体化していくことを示す重大な社会現象であることを指摘した。最後に、清代に入った後、清朝政府の対帰化城トゥメト旗政策に応じて変化していった帰化城トゥメト旗の領域、行政機構、特にモンゴル人と漢人を管理する二重の行政機構などをまとめた。

## 第二部 帰化城トゥメト旗における農地所有の実態

### 第四章 農地賃貸契約の諸形態

#### 小序

清代の中国本土における土地制度としては、本研究の第一章で述べたように、基本的に国有の官地と私的所有の民地という二種類の形態が存在していた。また農地の利用形態においては、官地、民地の所有形態にかかわらず、一般小作のような普通の賃貸関係と、永小作や一田両主制と呼ばれるような形態が存在していた。これらの土地所有形態は、もちろん清朝政府の定めたものではなく、民間の伝統的な所有形態であったが、清朝政府はこれらの伝統をそのまま認めていた。そして、清代に入ってから新たにできた旗人の旗地でも同様の小作関係が結ばれていた。また、清代の帰化城トゥメト旗でも、モンゴル人地主が戸口地などの農地に関して漢人小作農との間で同様の賃貸契約を結んでいたようであるが、その契約関係が実際にどのような形で行われていたのかという問題については、なお不明なところが多い。

清代の帰化城トゥメト旗において、モンゴル人と漢人小作農の間で、農地の賃貸契約関係がいつから存在していたのかは現段階でなお確認できないが、第三章で明らかにしたように、少なくとも乾隆 8(1743)年より以前から既に存在していたことは確実である。この乾隆 8(1743)年から帰化城トゥメト旗で新たな土地政策が全面的に実行され始め、帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁に土地が再分配された。しかし、この新しい土地政策は単に土地を失ったモンゴル人たちに生計を立てる土地を与え直すという対応政策のみであって、土地所有関係については、漢人小作農への土地の典売禁止が以前より厳しくなった可能性こそあるものの、その他の賃貸関係について影響はなかったように考えられる。例えば、第三章の乾隆 27(1762)年の事例 3 で見られるように、乾隆 8(1743)年以降も、モンゴル人と漢人小作農の間で、土地の賃貸関係が依然として存在していたことからこのことが断定できる。したがって次の段階として、清代の帰化城トゥメト旗で存在していた農地の賃貸契約関係そのものが、どのような形で存在していたのかに注目する必要がある。そこで本章では、農地の賃貸関係の形式や種類などについて、主に一次史料であるモンゴル人地主と



漢人小作農との間で作成された漢文及び蒙漢合璧の農地賃貸契約文書を利用して、帰化城トゥメト旗における農地賃貸関係の実態を検討してみたい。ちなみにモンゴル文のみで書かれた農地賃貸契約文書はほとんど存在しない<sup>110</sup>。さらに、農地自体に対する諸権利の実態についても、その農地賃貸契約の形式や種類別に分けて追究してみたい。

## 第一節 一般的な農地賃貸契約

まず、本章では、農地の賃貸契約を、その契約期限が永久であるかどうかという点から判断して、「一般的な賃貸契約」と「永久賃貸契約」との二種類に分別して検討することとする。一般に中国本土における、一般的な賃貸(小作)契約は契約期限によって有期(期限設定型)の賃貸契約と無期(期限無設定型)の賃貸契約という風に二種類に分かれると言われている<sup>111</sup>。この関係は漢人と漢人あるいは旗人と漢人の間で行われていた。一方、帰化城トゥメト旗における戸口地などの農地の賃貸関係は、ほとんどが地主であるモンゴル人と小作人である漢人農民との間で行われていた。清代の帰化城トゥメト旗における農地の賃貸契約について、史料④と史料⑤に収録されている漢文契約文書あるいは蒙漢合璧契約文書を分析すると、帰化城トゥメト旗での一般的な農地賃貸契約も中国本土の賃貸契約と同様に契約期限の有無によって二種類の契約に分類できることがわかる。本研究では、永久賃貸と明瞭に区別するために、この両者を期限設定型賃貸契約、期限無設定型賃貸契約と呼ぶことにする。混乱を避けるため、「無期限の賃貸契約」という語は使用しない。ここではまず、期限無設定型賃貸契約の方から細かく検討していこう。

### 1、期限無設定型賃貸契約

清代の帰化城トゥメト旗周辺における農地の賃貸契約文書を分析してみると、大部分が期限無設定型賃貸契約文書であることがわかる。その中から代表的な事例として以下に一通の文書をあげておきたい。

<sup>110</sup> 例えば、本論文の第七章にあげる事例 23 のようなモンゴル文の簡略な農地賃貸契約文書のみが見られる。現在の所、この事例 23 を含めて、ただ 2 通のみ、確認できている。

<sup>111</sup> 小田 2002 : 19 を参照。

事例9。史料④(『白契彙集』)第561番の文書である。この文書は蒙漢合璧文書で、右の部分に右から左へと改行しつつ漢文が書かれているが、文書の左の部分にはモンゴル文と漢文が一行ずつ交互に書かれ、モンゴル文の改行方法に従って左から右へと改行しつつ書かれている。モンゴル文を一行ずつ漢文に訳して、対応するモンゴル文の次行に書いたように見える。モンゴル文は改行順が逆であるため、まず13行目が来て、それから11行目という順番になる。また、以下の文書に表示されている記号や数字は、十文字の記号を除いて、全て筆者が書き入れたものである。この文書では誤った文字が見られるため、その後[ ]を付して正しい文字を補足提示した。以下の事例でも同様。

1/立租地約人賈正元今租到毛扣北溝戸口地一塊東西俱至山頂南至俱至賈益恒 2/四至分明  
言定每年地租錢一千二百五十文現支過押地紋銀五兩倘有蒙民人等 3/争端者地租一面承當  
恐[空]口無憑立租約存照用

4/計 開

5/公爺每年收差事錢五百文有九月初一日交納地主吃租錢七百五十文

6/嘉慶十八年三月十五日

7/蛇 會 十

8/中見人

9/董 海 十

10/因此寫過折子

11/egüni ješi bičibe,

12/由此納差事錢五百文

13/egünče alban-du ögkü tabun jayu bui,

<筆者による訳文>

1/土地を賃借する契約を結ぶ人である賈正元は、現在モークという溝の北部にある一カ所の戸口地を賃借する。東西は山頂まで、南は賈益恒(が耕作している土地)までで、2/四方の境界が明らかである。(当事者と話し合っ)決まったこととして、毎年の小作料は銅錢一千二百五十枚である。その場合、契約金純銀五兩を支払う。もし、モンゴル人や漢人等で(この戸口地を)3/争奪する人がいれば、小作料(を受け取る人である地主)が全て(面倒を)引き受ける。言うだけでは証拠がないため、契約文書を作成して証拠にする。

4/次のとおり

5/王公が毎年公務(兵役)のお金として銅錢五百枚を収める。九月一日に支払う。地主の小作料は銅錢七百五十枚である。

6/嘉慶十八(1813)年三月十五日

7/蛇 會 十

8/仲介人

9/董 海 十

<筆者によるモンゴル文の訳>

13/この中に公務のために払う銅錢五百枚がある。

12/そのための契約文書を書いた。

事例9はモンゴル人が戸口地を漢人小作農に賃貸した際の契約文書である。賃借者は賈正元という漢人小作農であるが、地主の名は表記されていない。賃貸する土地は戸口地であるため、モンゴル人箭丁であると推定できる。さらに、契約文書にモンゴル文も書かれているので、地主がモンゴル人であることも断定できる。契約文書では、土地の位置を示し、契約金と毎年の小作料を決めて、もしも土地争いが起こった場合、地主がその争いを引き受けるという条件で賃貸契約が成立している。しかし、この賃貸契約文書には、賃貸期限が示されていない。これが、期限無設定型賃貸契約である。中国本土に関する先行研究である小田2002によると、このタイプの契約は無期限という意味ではなく、むしろ逆に地主は随時農地を取り上げることができる。小作農の方からも随時解約することができる状態であるという。ただ、もちろん随時と言っても、一年ごとが基本であって、耕種期間中に地主が農地を取り上げることにはできないと思われる。

この賃貸契約文書を作成した人は漢人小作農の賈正元であると書かれているので、漢人小作農の主張で契約が成立したように思われる。そこで、漢人小作農が主張した契約であると考えれば、わざと賃貸契約期限を明示しないようにした可能性も考えられる。これに対して地主であるモンゴル人が主張して作成した契約文書を次に検討してみよう。

## 2、期限設定型賃貸契約

清代の帰化城トゥメト旗周辺における農地の賃貸契約文書を分析してみると、その一

部分が期限設定型賃貸契約文書であることがわかる。その中から代表的な事例として以下に一通の文書をあげておきたい。

事例 10。史料④(『白契彙集』)第 528 番の漢文農地賃貸契約文書(一行だけモンゴル文表記もある)である。

1/立出租夔[戸]口約人拉木沙兒今因使用不足今將自己源占到召灣夔[戸]口情愿出 2/租與張元班用九年為滿同人言明每年出夔[戸]口錢九千文整按春秋二季交遼[瞭]不許 3/長支短欠日有蒙古民人差時[事]與班用無干日后有蒙古民人奪者有拉木沙兒一 4/面承當恐[空]口無憑立約存照

5/大清道光十六年十一月十九日

6/齊繼信

7/朝圻泰

8/知見人

金木登

9/李 發

10/當溝之舊約文

11/<モンゴル文> dang keü-ü qayučin üngšüü

<筆者による訳文>

1/戸口地を賃貸する契約を作成する人ラムサルは、現在、(生活に)使う(お金)が不足しているために、自分のユンサンドジョワンにある戸口地を自分から進んで張元班に九年の期限で 2/賃貸する。当事者と話し合った結果、毎年の(戸口地の)小作料は銅錢九千枚で、春と秋の二季にわけて支払う。(小作料の)3/延滞、不足は許さない。モンゴル人や漢人の公務は(張元)班と関係がない。もし、後日 3/モンゴル人や漢人が(この戸口地を)争奪すればラムサルが全て(面倒を)4/引き受ける。言うだけでは証拠がないため、契約文書を作成して証拠にする。

5/(一字擡頭)大清道光十六(1836)年十一月十九日

6/齊繼信

7/朝圻泰

8/知っている人

金木登

10/ダンクーの旧契約文書である。

11/ダンクーの旧契約文書である。〈モンゴル文〉

事例 10 は清代の道光年間に、帰化城トゥメト旗でモンゴル人地主が漢人小作農に戸口地を賃貸する際に作成した一般的な賃貸契約文書である。ただ、期限無設定型賃貸契約と異なっているところは、契約の期限として「九年」と書かれている点である。このような、契約の期限が明示されている契約を期限設定型賃貸契約と呼ぶことができよう。帰化城トゥメト旗における期限設定型賃貸契約文書の期限は地主が小作農に農地を賃貸する期限であり、それを「三年」、「五年」、「九年」、「十年」などとされていることから、契約の期限は不規則であったことがわかる。現段階で確認できている契約文書から見る限り、農地の期限設定型賃貸契約は、地主であるモンゴル人が結んだ契約か、あるいは農地の小作権を得た人が二重賃貸の形で自分から進んで結んだ契約であるということがわかる。つまり、農地の小作人決定の主導権を持っている人が契約を結んだ場合に、期限設定型賃貸契約が結ばれていた可能性があると考えられる。

続いて、以上のような一般的な賃貸契約とは明らかに異なる性質を持つ永久賃貸契約文書を検討してみよう。

## 第二節 農地永久賃貸契約

清代の帰化城トゥメト旗では、モンゴル人地主と漢人小作農の間で農地の賃貸関係を結ぶ際には、必ずといってよいほど賃貸契約文書が作成されていた。その中に、通常の賃貸契約文書とは明らかに異なる永久賃貸契約文書と見られる賃貸契約文書が存在する。現在筆者が発見している範囲内だけでも、史料④に 76 通<sup>112</sup>と史料⑤に 13 通<sup>113</sup>の合計 89 通が確

<sup>112</sup>史料④全 76 通の文書番号は 1、52、225、226、227、231、232、236、238、273、274、295、296、298、300、302、303、306、307、309、313、314、320、324、326、327、336、366、367、371、372、373、374、377、378、382、398、399、403、417、434、437、438、447、448、449、450、453、478、479、480、482、509、517、518、523、533、538、545、546、549、550、552、553、556、557、558、559、794、796、797、798、799、800、801、802 である。

認できている。その内訳は、嘉慶年間(1796-1820)のものが6通、道光年間(1821-1850)のものが4通、咸豊年間(1851-1861)のものが3通、同治年間(1862-1874)のものが14通、光緒年間(1875-1908)のものが54通、宣統年間(1909-1911)のものが8通である。この内訳から、永久賃貸関係が遅くとも清朝の中期から末期まで常に存在していたことがわかる。ここでは、その中から最も典型的な永久賃貸契約文書を例としてあげ、その詳細を検討していきたい。

事例 11。史料④(第4冊:9)の第480番の文書である。この文書も上記の事例と同じく右の部分に漢文で契約文が書かれ、左の部分にモンゴル文と漢文が一行ずつ交互に書かれた蒙漢合璧の契約文が書かれている。

1/立永遠文約人崔懷禄今租到烏拉土速拉棋祖遺戸口地一塊坐落石報免前火房 2/井溝地施連一段東至山頂分水為界西至溝口王姓為界南至梁頂分水為界北至 3/王姓為界又連東坡上地一段東至荒畔為界西至王姓為界南至山頂為界北至 4/王姓為界一所在内土樹木石相連各四至分明情願智到自己名下永遠耕種為業 5/修開載樹出路水路通行一切由自己自便同人言定現使過壓地價錢?<sup>114</sup>錢一千五 6/百文整其錢當交不欠随帶地租? 錢三百文秋后収使日后倘有蒙民人争奪者有 7/土速拉棋一力逞當両出情願各無反悔恐口無憑立約為證用

8/本 見 +

9/毛昌汗 +

10/ 中見人 王生花 +

11/石報免地戸崔懷禄納租三百文之約

鄔登高 +

12/<モンゴル文> sibayutu-yin zou qui ling<sup>115</sup>-un kölüsü yurban jayu-yi abqu ger-e biçig, 雲萬元書+

13/大清光緒十五年十二月十五日

立 +

<筆者による訳文>

1/永久の(賃貸)契約文書を作成する人、崔懷禄は、今ウラントスラクチが祖先から受け継いできた戸口地を賃借する。ショボート(村)の前、火房 2/井戸の溝地あたりに位置す

<sup>113</sup>史料⑤全 13 通の文書番号は 10, 119, 211, 222, 245, 340, 344, 347, 351, 359, 363, 390, 400 である。

<sup>114</sup>読み取れない文字である。おそらく市銭のことを指していると思われる。

<sup>115</sup>この人名は満洲語の綴りで「dzou hoi ling」と表記されている。すなわち「h」の右側に小さい丸があるが、モンゴル語では「zou qui ling」と転写することになる。以下の事例でも、満洲文で書かれた人名などを同様にモンゴル文の転写方法で表記する。

る。東側は山頂まで、分水の所を境とし、西側は溝の入口まで、王姓(の土地)までを境とし、南側は尾根の頂まで、分水の所を境とし、北は 3/王姓(の土地)までを境にする。また、東の坂の上等の土地を含む一ヶ所(の農地)は、東側は田畑の境まで、西側は王姓(の土地)まで、南側は山頂まで、北側は 4/王姓(の土地)までとする。一カ所(の土地)にある土、木、石なども含めていて、四方の境界は明らかである。自らの願望によって自分の名義の下で永久に耕種をなりわいとして利用することとする。5/建設、開発、植樹などや道、水路を通すのは本人の自由とする。当事者と話し合っただけで決まったのは、その場で契約金(壓地價) 銅錢一千五 6/百枚を一括で全額払う。付随する地代三百文は秋が過ぎてから渡す。もし、後日モンゴル人や漢人が(この戸口地を)争奪すれば、7/トスラクチが全て(面倒を)引き受ける。両方の希望によってしたことなので、どちらも取り消してはいけない。言うだけでは証拠がないため、契約文書を作成して証拠にする。

8/本 見 +

9/毛昌汗 +

10/仲介人 王生花 +

11/ショボート(村)の土地の地代三百文を崔懷禄が納める契約である。 鄔登高 +

12/<モンゴル文>ショボート(村)の土地の地代三百文を崔懷禄が納める契約である。

<漢文>雲萬元が書いた。+

13/大清光緒十五年(1889)十二月十五日

作成する

事例 11 は光緒 15(1889)年に崔氏という漢人に、モンゴル人ウラーントスラクチが祖先から受け継いできた戸口地を永久に賃貸した際の漢文の契約文書(一行だけモンゴル文)である。この賃貸契約文書は、「立永遠文約人(永久の(賃貸)契約文書を作成する人)」という言葉で始まっていて、永久の契約であるということを強調している。また 4 行目の下線部で「自己名下永遠耕種為業」という文言を書いて、自分の名義で永久に耕種するということを主張している。最後に 7 行目の下線部で「各無反悔」と書いて、契約を取り消すことができないということを示している。すなわち、崔氏がこの戸口地を永久に耕すことは永久の契約の結果であり、双方ともにこの契約を取り消すことはできないということである。また、崔氏がこの戸口地に建物を建築したり、戸口地を開発したりすることなどをモンゴル人地主が許していたことも注目すべきことである。

上記のような事例から見ると、これが中国本土に古くから存在していた永佃(永小作とも

また死田とも言う)と同じ土地の所有形式であることがわかる<sup>116</sup>。当然ながら、小作人である漢人農民が中国本土から永佃制をそのままモンゴル地域に伝えてきたと考えられる。そう考えると、モンゴル地域でも当時すでに田面、田底という概念が存在していて、一田両主制になっていたようにも思われるが、農地や農業に関する概念は全て中国本土から伝えられてきたものだったはずなので、地主であるモンゴル人がその深い意味での田面、田底の概念を全て理解していたかどうかはなお疑問である。いずれにしても、モンゴル人箭丁は小作料をもらっていた。そして、その小作料を永久にもらおうとして永久小作の契約を結んでいた可能性もある。モンゴル人箭丁は戸口地の小作権、すなわち使用権を永久に譲り渡していた。それに対して、永久小作人である漢人農民は農地の永久耕作権を得るとともに、その土地の開発、建築、植樹などの権利も得ていたわけである。

続いて、漢人農民が自分のこの小作権をどのように扱っていたのかを次の事例から検討しておきたい。

事例 12、史料④(第 2 冊 : 26-27)の第 223 番の文書。蒙漢合璧永久賃貸契約兼小作権売買契約文書である。後述するようにこの文書は二枚の契約文書から構成されている。一通目は漢文で、右から左へ改行しつつ書かれている。9 行目のみがモンゴル文である。以下の通りである。

1/立租地約人趙海餘今將租到東公合少爺養兒溝門地壹塊東公旗下蒙古加各氣 2/色登今將自己原占到黑洛的特地一段四至東至天溝染西至車路石甲南至車路 3/北至石甲四字(至)分明情愿出與趙海餘永遠耕種為業同人說合現使過過約錢三千 4/整當日交足不欠日后不準長迭倘有蒙民人等争奪者有加各兒氣色登一面承當 5/恐口無憑立合同約存證

6/毎年另有地租錢三千文

7/大清同治二年十月十三日

8/當日使過過約錢三千文

9/<モンゴル文>mön edür-e egünče daruly-a-u jovas γurban mingγ-a jaruγsan bulai

10/中見人 雲魁子 +

11/張大成 +

<筆者による訳文>

---

<sup>116</sup>八木 1940:17 参照。



1/土地の賃貸契約を結ぶ人である趙海餘は、今、東公合少爺の養兒溝門にある土地一カ所を賃借する。それは東公旗のモンゴル人(管旗)章京である 2/セデンが所有する黒洛的特という土地(の中に含まれる)一カ所である。四方は、東は天溝染まで、西は石甲の車道まで、南は車道まで、3/北は石甲までである。四方の境界は明らかである。自らの願望によって趙海餘が永久に耕種をなりわいとして利用することとする。当事者と話し合って決まったこととして、その場で契約金(過約錢) 銅錢三千枚 4/を一括で全額支払う。もし、後日モンゴル人や漢人が(この土地を)争奪すれば、(管旗)章京であるセデンが全て(面倒を)引き受ける。両方の希望によってしたことなので、どちらも取り消してはいけない。5/言うだけでは証拠がないため、契約文書を作成して証拠にする。

6/毎年別に地代銅錢三千枚がある。

7/(一字擡頭)大清同治二 (1863) 年十月十三日

8/当日に契約金(過約錢)三千文を渡す。

9/<モンゴル文>当日に契約金(過約錢)三千文を渡す。

10/仲介人 雲魁子 +

11/張大成 +

一方、二通目はモンゴル文と漢文が一行ずつ交互に書かれ、モンゴル文の改行方法に従って左から右へと改行しつつ書かれている。モンゴル文を一行ずつ漢文に訳して、対応するモンゴル文の次行に書いたように見える。ここでは左端を1行目と見なして、行番号を付す。

1/bürintü jasayçi-yin qoyaduγar on-u arban sarayin arban γurban-a,jakiruyçi kalsangsedeng man-u

2/同 治 二 年 十 月 十 三 日 札 克 齊 嘎 拉 桑 色 登 自 己

3/geü čin tang-un nigen γajar-yi irgen jōu jīyan yūng tariju bayiyada egünče-ben nigen

4/古 城 塔 一 段 地 租 種 民 人 趙 金 源 將 此 地 一 段

5/keseg γajar-yi tegünü törül jo fai iui-dür qudaldūju öggügsen tula,qoyusun üge

6/賣 給 伊 本 族 趙 海 餘 空 口

7/batu ügei tula ger-e bičig bayiyuluγsan učir, jilbüri-yin kölüsü γurban mingγ-a

8/無 憑 立 約 為 證 每 年 納 租 三 千 文

9/abqu, basa nigen jüil usun-u sitü tabin jovas abqu,

10/又 一 項 水 租 錢 五 十 文 交 納

<筆者によるモンゴル文からの訳文>

1/同治二 (1863) 年十月十三日。管旗(章京)ガルサンセデンが自分の3/古城塔というところの一カ所の土地を民人趙金源に小作させている。その土地の一部(の小作権)を5/(趙金源が自分の)親戚の趙海餘に売った。言うだけでは7/証拠がないため、契約文書を作成して証拠にする。毎年地代として銅錢三千枚を9/納める。また、もう一点、水の賃借料として銅錢五十枚を納める。

事例12の第一通目の文書はよく見られる農地の永久賃貸契約文書で、モンゴル人管旗章京が自分の土地を漢人趙海餘に永久に賃貸した際の契約文書である。第二通目の文書は、そのモンゴル人管旗章京が賃貸している農地の一部(おそらく同じその農地)の小作権を漢人小作農趙金源が趙海餘に売ったという内容の契約文書である。すなわち、第一通目に出てくる農地は、もとは趙金源が賃借していた農地であったということがわかる。この趙金源による賃借が永久の契約であったのかどうかは、この二通を見る限り明らかではないが、趙海餘による賃借は明らかに永久の契約であった。この史料④は編集された史料集であるため、元の文書が一枚物であったのか、二枚に分かれていたのかもわかりにくいだが、日付も人名も全く同じであることから、この二通の文書は同じ一つの事柄に対する契約文書であると断定できる。また、帰化城トゥメト旗で、モンゴル人と漢人が契約を結ぶ際に、同じ一通の契約書の左端からモンゴル文で書き始め、右端から漢文で書いていくのは一般的な形式である。したがって、もとは同じ一枚の契約書であった可能性が高い。

この事例から、帰化城トゥメト旗の漢人小作農が、その小作権を他の漢人に売り渡し、それを買い取った漢人がモンゴル人地主と改めて永久賃貸契約を結んだ例のあることがわかる。一般に中国本土の漢人小作農はその小作権を自由に転売、質入れすることまでできていたと見られる<sup>117</sup>。帰化城トゥメト旗では、小作権を質入れした例は確認できていないが、転売している例はここから確認できるわけである。同様の例としてもう一件以下にあげておきたい。

事例13。史料④(第3冊:33)の第383番の文書である。蒙漢合璧小作権売買兼新規賃貸契

<sup>117</sup>八木 1940:17 参照。

約文書である。

この文書の右側半分に漢文で右から左へと改行しつつ書かれている部分は以下の通りである。

1/立推地租約人張同徳今將自己原租到東公土色拉氣梅力更戸口廠七兒村三到 2/梁地一塊  
二到梁地一塊每年共出地租錢一千七百文情愿出推與高志元永遠耕 3/種為業日后如有蒙古  
民人奪有土色拉氣一面承當恐口無憑立推地租約為證

4/現使過約錢二千文才力更色令<sup>118</sup>收

5/光緒二十二年十二月二十七日

立

6/李孟成

7/知見 張同徳

8/蘇有寛

<筆者による訳文>

1/農地小作権を譲る契約を結ぶ人、張同徳は、今、自分がもとの賃借していたトスラクチメルゲンのチャチャル村の戸口地である三到 2/梁地(三等糧地)一カ所と二到梁地(二等糧地)一カ所を毎年の地代銅錢一千七百枚として、自らの願望によって高志元に永久に耕 3/種をなりわいとして利用すること(小作権)を譲り渡す。もし、後日モンゴル人や漢人が(この戸口地を)争奪すれば、トスラクチが全て(面倒を)引き受ける。言うだけでは証拠がないため、(小作権の)譲渡契約文書を作成して証拠にする。

4/今、契約金(過約錢)二千枚を渡す。チャイルガンセレンが受け取る

5/光緒二十二年(1896)十一月二十七日

作成する

6/李孟成

7/仲介人 張同徳

8/蘇有寛

この文書の左側半分には、モンゴル文と漢文を対照させて書いた文章がある。それはモ

<sup>118</sup>才力更色令とはモンゴル人の人名であり、「色令」という漢語の発音に当てはまる「セレン」というモンゴル人の人名がある。しかし、才力更という漢語の発音にぴったりと当てはまるモンゴル語の人名が見つからない。「チャイルガン」という人名にやや近いので、ここでは一応「チャイルガン」としておく。

ンゴル文の改行方法に従って左から右へと改行しつつ書かれている。左端を1行目とみなしてそれを引用すると、以下の通りである。

- 1/čačar-yin[un] jang tūng diya-yin ɣaǰar-ača abuɣsan keü zi yuvun-ača
- 2/廠沁爾張同德之地推與高志元
- 3/jilbüri-yin abqu kölüsü mingyan dolun ɣayu-yin ungšiu<sup>119</sup> bičig,
- 4/毎年納租一千七百文之約
- 5/badarayultu törü-yin qorin qoyaduyar on arban nigen sarayin qorin doluyan-a,
- 6/光緒二十二年十一月二十七日

<筆者による訳文>

- 1/チャチャルの張同徳が(賃借していた)土地(の小作権)を高志元に売り渡して、
- 3/毎年地代として銅錢一千七百枚を(チャイルガンセレンに)納める契約書である。
- 5/光緒二十二 (1896) 年十一月二十七日

この文書の右側半分の漢文部分は張氏が高氏に戸口地の賃貸契約関係(小作権)を売り渡すという契約文書であって、右から左に改行しつつ書かれたものである。一方、左側半分は左から右に改行しつつモンゴル語と漢文を対照させる形で書かれた同じ内容の小作権売買兼新規賃貸契約文書である。漢文面の1行目に出てくるトスラクチメルゲンと、契約金受領者として4行目に出てくるチャイルガンセレンとの関係は不明であるが、両名は親子あるいは所属役人と箭丁等の関係にあった可能性が高いと思われる。

この契約文書から張氏がもともとモンゴル人の戸口地を賃借していたことがわかる。すなわち、張氏とモンゴル人地主の間で農地の賃貸契約を結んでおり、賃貸契約文書も存在していたと考えられる。ただ、文書の最初の部分から見ても、それが永久賃貸関係であったかどうかはわかりにくい。一方、張氏が高氏に賃貸契約関係(小作権)を売り渡す時の賃貸契約期限が永久であったことは明らかである。このことから張氏がもともとモンゴル人と永久の賃貸契約を結んでいた可能性は、極めて高いと思われる。そうでないと、小作料を

<sup>119</sup>Altan-orgil氏は、史料②の第一冊目の本の中で、この語と同じ「ungšiu」というモンゴルの単語が、おそらく漢文からの借用語で、漢文の「文書」という単語をそのままモンゴル語にして表記した語であると見ており、「契約書」の意味であるとしている。Altan-orgil1988(第一冊):3を参照。

買い取ることや、それと同時に永久賃貸契約を新たに結ぶという行為が不自然になるからである。そうすると、この契約の連鎖はモンゴル人が張氏と永久賃貸契約を結んでいて、張氏がその戸口地の小作権を高氏に売って、今度は高氏がモンゴル人地主と永久賃貸契約を結んだという関係になる。これは中国本土に存在した小作権の転売とよく似たケースである。

### 第三節 農地小作料の支払い形態

清代の帰化城トゥメト旗において、モンゴル人と漢人小作農との間に農地の賃貸契約という社会関係が存在していた。この農地賃貸契約という社会関係には、当時の経済的な状況もある程度反映されていた可能性がある。特に契約関係に欠かせない小作料や契約金の支払い形態に、貨幣の流通状況などがある程度かかわっているであろう。

清代の帰化城トゥメト旗における農地賃貸契約文書から見ると、契約を結んだ双方の当事者の間の小作料支払い形態としては、現物納付と貨幣納付という二種類が存在していたことがわかる。現物納付の形態とは、例えば本論文の第二章であげた事例2のように、地主が小作人から小作料として農作物(アワ、ムギ等)を受領していたことを指す。現時点で筆者が確認できている農地賃貸契約文書を全て分析してみると、このような現物納付形態は、モンゴル人地主と漢人小作農との間で結ばれた契約から確認できる事例は極めて少ない。モンゴル人地主と漢人小作農との間での賃貸契約では貨幣による小作料納付が一般的である。一方で、回民と思われる地主と漢人小作農の間での現物納付形態による賃貸契約は決して少なくない。この違いを筆者なりに考えてみると、その原因は食文化の違いであった可能性がある。清代の帰化城トゥメト旗では一般のモンゴル人でもなお伝統的な遊牧民の食生活が続いていて、中国本土で食される農作物を食べる習慣にまだなじんでいなかった可能性が考えられる。そこで地主であるモンゴル人にとって小作料の支払いは、農作物よりも貨幣の方が実用であったという可能性がある。逆に、漢人や回民等の農業文化に属する人々にとっては、小作料の支払いは貨幣よりも農作物の方が実際に役立つものであったのではないか。

いずれにしても、これらの農地賃貸契約文書だけから、清代の帰化城トゥメト旗での貨幣経済状況を検討することは容易ではない。ただ、貨幣の使用はかなり一般的に普及して

おり、少なくとも農地の賃貸契約の方面では現物納付という形式が主流ではなかったという事は、はっきりと断言することができる。ちなみに農作物をはじめとする食料品や、その他の生活必需品が、商品経済の浸透にともなって値上がりしていく可能性を想定すると、永久賃貸契約によって定額の貨幣を受け取り続けるこの種の契約がモンゴル人地主にとって現物納付より不利であったことは明らかであろう。モンゴル人地主が貧困化していく一つの原因がここにあったのかもしれない。

そして、清代の帰化城トゥメト旗における農地賃貸契約では、当然のことながら、貨幣として銀と銅銭が使用されていた。つまり、小作料は一般に銅銭～枚という形で契約されており、しばしば銀～両などの形式も使われている。小作料の額は契約年代、農地の場所や広さなどによって異なっている。永久賃貸契約文書では、一般的な賃貸契約文書とは異なって、この小作料以外にも契約金のことが必ずと言って良いほど書かれている。一般的な賃貸契約文書でも、契約金が記されるものはしばしば存在するが、大部分は契約金のことが出てこない。そして契約金が存在するものは、銀で支払われることが多く、まれに小作料も銀で支払われている。それに対して、永久賃貸契約では小作料も契約金も銅銭で支払われることが多い。これらの問題については、第八章で、より詳細に検討したい。

#### 第四節 農地賃貸契約の権利関係

帰化城トゥメト旗でモンゴル人地主と漢人小作農の間で交わされていた農地の賃貸契約には、このように一般的な賃貸契約と永久賃貸契約との二つの形式が存在していた。さらに一般的な賃貸契約は、契約期限の有無によって、期限無設定型賃貸契約と期限設定型賃貸契約との二種類に分類される。このような形式や種類は、その賃貸する農地の権利の諸形態に応じて出現したものであると考えられる。農地に対する諸権利を分類してあげていくと、農地の小作権、小作人選定権、小作料受領権、所有権などが存在したと考えられる。そこで、以下に上述の農地賃貸契約から見える、農地に対する諸権利について検討してみよう。

まず、一般的な農地賃貸契約を土地の権利方面から分析してみると、モンゴル人地主は漢人小作農に農地を賃貸して小作料を徴収する。そこでは、モンゴル人地主が小作料受領権を取得する代わりに、漢人小作農に農地の小作権のみを許していたことになる。ただし、

事例9のような農地の期限無設定型賃貸契約に際しては、小作権を無期限に許していたわけではなく、モンゴル人地主が小作権を随時取り返すことができた可能性が高い。モンゴル人が土地の小作権を取り返せば、その農地の賃貸契約が解約されることになる。そして、また他の漢人小作農と賃貸契約を結ぶ。このような小作人を変更する権利を小作人選定権と呼ぶならば、小作人選定権は地主であるモンゴル人が有する権利であったと考えられる。すなわち、賃貸した農地に対して、漢人小作農が小作権を有しており、地主であるモンゴル人が小作人選定権、小作料受領権を有していて、地主の側が農地の賃貸契約に対する主導権を握っているように思われる。

次に、期限無設定型賃貸契約とは異なる期限設定型賃貸契約を土地の権利方面から検討すると、モンゴル人地主は漢人小作農に一定期間中の農地小作権を許していたことになる。つまり、モンゴル人地主は、賃貸した農地の小作権を少なくとも一定期間中は取り返すことができない。それとともに、その期間中は小作人選定権が制限されることになる。しかし、その一定期間を過ぎると、小作権と小作人選定権の両方が戻ってくると考えられる。したがって、期限設定型賃貸契約の方が、期限無設定型賃貸契約よりも、モンゴル人地主の権利はやや弱いということになる。

一方、農地の永久賃貸契約を土地の権利方面から見ると、モンゴル人地主は戸口地の小作料受領権と所有権の両方を持つてはいるが、永久の賃貸契約をしているため、この契約自体を取り消すことができない、すなわち小作権を完全に失っている上に、小作人選定権をも完全に失っているなど、土地に対するかなりの権利を既に失っていることがわかる。これは漢人農民の立場から見ると、清朝政府が戸口地を漢人に典売することを禁止した法律を避けるための名案であったのかもしれない。

さらに、中国本土では、このような永久の小作権を小作人が代々相続することもできたようである<sup>120</sup>が、おそらく帰化城周辺でも、次の世代に相続されていたと考えられる。八木 1940 は、中国本土での永小作の場合、地主は小作人から毎年一定の小作料を取り立てる権利を持つのみで、その土地の所有権を有するものではないと述べている。この主張から見ると永久賃貸関係においては、漢人農民が戸口地の使用权だけではなく、所有権も得たに等しいということになるが、モンゴル人箭丁がそれをどのように考えていたのかは、なお断定し難い。いずれにしても、このような永久の賃貸契約を通じてモンゴル人箭丁は戸口地の小作権や小作人選定権などの権利を徐々に喪失していったと考えられる。第三章で

<sup>120</sup>八木 1940:17 参照。または、寺田 1983:45 参照。

明らかにしたように、戸口地の賃貸関係が何十年も続いて、地主も小作農も代換わりしていくと、しばしば漢人小作農の側が農地の所有権を主張し始めて小作料を支払わなくなり、泥沼の民事訴訟(土地争い)を経て、結果的にモンゴル人箭丁は戸口地への権利を完全に失っていくのである。

## 小結

本章で検討してきた内容をここであらためてまとめておきたい。まず、帰化城トゥメト旗での農地賃貸契約も、中国本土での賃貸契約と同様に、一般的な賃貸契約と永久賃貸契約との二つの形式に分けることができ、さらに、一般的な賃貸契約は契約期限の有無によって、期限無設定型賃貸契約と期限設定型賃貸契約との二種類に分類される。農地の賃貸契約の形式や種類から土地の権利を検討すると、帰化城トゥメト旗でモンゴル人地主が漢人小作農に賃貸した農地では、漢人小作農が小作権を有している。そして、期限無設定型賃貸契約の場合には、地主であるモンゴル人は小作人選定権と小作料受領権を有していて、農地の賃貸契約に対する主導権を握っていたように思われる。次に、期限設定型賃貸契約の場合、モンゴル人地主の小作人選定権が一定期間にわたって制限されており、モンゴル人地主の主導権がやや弱まっているといえる。

清代において帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁の大部分は漢人小作農に戸口地を賃貸して小作料をもらっていたが、嘉慶年間以降の清朝後半期に入ると、さらに永久の賃貸という形で永小作させていた例が多数出現することは確実である。これは中国本土に古くから存在していた永小作の形態と同じものであって、漢人小作農の入植によって帰化城トゥメト旗にも広がっていったと考えられる。また、漢人小作農の間では、この永小作権の転売も行われていた。

清代の帰化城トゥメト旗では、貨幣による小作料や契約金の納入が普及していたが、地主が回民であるとみられる事例では、しばしば穀物による小作料納入も清末まで存在していたことが明らかである。ただ、貨幣による納入がかなり一般的に普及しており、地主の側の民族文化的な違いによって、農地小作料の方面でのみ穀物による納入という形式が残った可能性も考えられる。

一方、農地の小作権、小作農選定権、小作料受領権、所有権という諸権利から見ると、帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が戸口地に対する権利を喪失していく過程としては、期限無設定型賃貸契約、期限設定型賃貸契約に続いて、最終的に、永久の賃貸契約によっ



て、小作農を選定する権利を完全に喪失していったと考えられる。

## 第五章 農地質入契約の諸形態

### 小序

帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁は、自分に分配された農地である戸口地を、大抵の場合漢人農民に賃貸していた。またしばしば、この賃貸済の戸口地を担保として、他のモンゴル人あるいは寺院からお金を借り、その借金の利子として戸口地での漢人小作農からの小作料受領権を渡す「質入れ」を行っていた。第三章の事例3では、早くも1762年に帰化城トゥメト旗のモンゴル人の中で利子付きでお金を借りて、借金の利子代わりに自分の賃貸していた土地の地代受領権を渡すという「質入れ」が行われていたことを取り上げたが、本章ではそれらに引き続いて、帰化城トゥメト旗におけるモンゴル人同士やモンゴル人と寺院との間で行われていた農地質入契約について、より詳しく検討したい。

### 第一節 一般的な農地質入契約

#### 1、帰化城トゥメト旗における農地質入契約の分類

現在までに筆者自身が調査したところでは、清代の帰化城トゥメト旗周辺で作成されていた農地契約文書は、漢文文書が数多く存在しているが、モンゴル文農地契約文書もある程度残っている。現在残されているモンゴル文の農地契約文書を確認すると、最も多く見られるのが農地質入契約文書である。また漢文で書かれた農地質入契約文書は現在までの所、2通<sup>121</sup>しか発見されていない。しかもそれは漢人に質入れした非合法の契約文書であると考えられる。モンゴル文の質入契約文書が多いのは、契約する双方がともにモンゴル人だったからであろう。

史料①と史料②を見ると、モンゴル文の契約文書は全て、モンゴル人同士の間か、あるいはモンゴル人地主と寺院との間で作成されたものであり、そのほとんどが質入契約文書であることがわかる。史料①の質入契約文書16通と史料②の質入契約文書78通を合わせて、合計90通<sup>122</sup>が確認できる。その内訳は、乾隆年間(1735-1795)のものが38通、嘉慶年

<sup>121</sup>史料④の第41、42番(第1冊:40、41)文書である。

<sup>122</sup>合計文書数が94通より少ないのは、史料①と史料②に同じ文書が4通出てくるためである。

間(1796-1820)のものが14通、道光年間(1821-1850)のものが20通、咸豊年間(1851-1861)のものが3通、同治年間(1862-1874)のものが5通、光緒年間(1875-1908)のものが2通、宣統年間(1909-1911)のものが8通である。この内訳から、農地質入契約が少なくとも清朝の中期から末期まで存在していたことがわかる。ここでは、以上の質入契約文書を分析し、モンゴル人同士の間での農地質入契約の実態をより深く追究してみたい。

### 1-1. 農地質入期限の有無による分類

清代の帰化城トゥメト旗におけるモンゴル文農地質入契約文書を分析すると、契約期限があるか否かによって以下のように二種類の契約に分類することができる。

#### 1-1-1. 期限無設定型の質入契約

清代の帰化城トゥメト旗におけるモンゴル文農地質入契約文書を見ると、当時、モンゴル人同士やモンゴル人と寺院との間での農地質入契約は、契約の期限が設定されていないものが大部分であった。このような契約を期限無設定型の質入契約と呼ぶことにする。以下にその例をあげておきたい。

事例 14、史料②(Altan-orgil1988 : 170)の文書。乾隆 31 (1766) 年にモンゴル人同士が土地の質入れについて作成したモンゴル文質入契約文書である。

契約文書を作成すること。

乾隆三十一 (1766) 年九月二十六日、トルグジャブのソムの箭丁である私ノモンダライは、お金を使う必要があったために、ウリジグ・エルヒン・ボルガクチ寺院(崇寿寺<sup>123</sup>)のシャビ<sup>124</sup>であるチョルジゲブグイ・ダシから銅銭三千二百枚を借りて使った。この使ったお金の利子にシャンダイ・ガチャーの西方にある一カ所の土地、種を播かせている漢人のトロウチから毎年銅銭千六百枚をもらう賃貸の地代を寺院のシャビであるゲブグイ・ダシに渡した。この借りたお金をいつか返せば土地を請け出して受け取る。返さ

<sup>123</sup>寺院の漢名は、Altan-orgil1982 : 267 による。この研究によれば、崇寿寺は順治 8 年(1651)に創設された寺院で、帰化城の西方 1 キロメートルぐらいの所にあった。また、Pungsuy juu とも呼ばれていた。嘉慶 24 年(1819)の時点で 108 名のラマが所属しており、最高 150 名までの所属が認められていたという。

<sup>124</sup> šabi(＜沙彌)。本来は「仏弟子」を意味する語であるが、一般には、僧侶や寺院に隷属する遊牧民を指す。そのため、またハル・シャビ(俗人のシャビ)とも呼ばれる。

なければまだ寺院が(地代を)もらい続ける。

そのために、言うだけでは契約にならないので、契約書を作成した。このソムの領催ラチャブ、またシャundai・オトグ<sup>125</sup>の第一モントホル<sup>126</sup>・アダチ、オユンダライたちが保証する。

このことを知っている人たち(仲介人)、このソムの領催ラチャブ、  
このソムの領催シャندي、  
このソムの領催サインビリグト、  
このソムの領催チョイジャブ、領催アユシ  
このソムのガブシガイ・ユンドン、  
ホヤグのモントホル・アダチ、オユンダライたちである

この契約書では、1766年に帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が崇寿寺のシャビからお金を借りて、この借りたお金の利子の代わりに自分が漢人に小作させている土地の小作料受領権を渡すことにしている。その際、いつかお金を返したら小作料受領権を戻してもらうと定めて質入れしたという契約書である。

この文書からみるとモンゴル人ホヤグが土地を質入れしたことは普通の事であるけれども、当地のソムの役人である領催たちが保証人になったり、または仲介人になったりして、このことと関連する人が10人も出てくる。したがってこの文書は、当時の帰化城トゥメト旗のモンゴル人同士の間で完全に正統な契約書であったと考えられる。こうした契約書を作成していたのは、自分自身の財産である土地の所有権を守ろうという考えの結果であろう。すなわち、モンゴル人の土地に対する所有意識が弱かったという一般的な言説とは逆に、当時の帰化城トゥメト旗のモンゴル人が土地を大切な財産として扱っていたと推定できるだろう。

なお、この文書の中に書いてある「この借りたお金をいつか返せば土地を請け出して受け取る。返さなければまだ寺院が(地代を)もらい続ける」という部分からわかるのは、モンゴル人ホヤグが何十年もの間、借りたお金を返さなくても、土地の所有権が彼に属しているということであろう。また、ここで書かれている「いつか」という言葉は不定の時期を

<sup>125</sup> モンゴル語オトグは、ノトグとも同じ綴りであるが、ここではオトグであると判断した。以下、その判断にいちいち注は付さないこととする。清代のオトグに関しては、岡 2007 : 109-217 を参照。

<sup>126</sup> 意味不明。

表して、借金の弁済期限は明示されていない。つまり、期限無設定型の契約であると  
考えられる。期限無設定型の質入契約文書の特徴を土地に関する権利の方面から言うと、  
いつまでたっても、モンゴル人地主の所有権が典主(質入れ先の人)に移転しないことである。  
すなわち、小作料受領権を請け戻す権利を回贖権と呼ぶならば、回贖権はいつまでももとの  
モンゴル人地主に残っていると考えられる。

### 1-1-2. 期限設定型の質入れ契約

清代の帰化城トゥメト旗周辺におけるモンゴル文質入契約文書は、大部分が上記のよう  
な期限無設定型の質入契約文書であるが、それに対して明瞭な期限が書かれている契約文  
書も、一部存在する。ここでは、これを期限設定型の質入契約と呼ぶことにする。現時点  
では期限設定型の質入契約文書は、史料①の質入契約文書 2 通と史料②の質入契約文書 9  
通を合わせて、合計 11 通発見できている。ただし、両史料の一通ずつは同じ文書であるの  
で、実質上は計 10 通である。その 10 通の契約文書を年代順に表にすると以下の通りであ  
る。

表 3、期限設定型のモンゴル文質入契約文書一覧

契約文書	契約年	期限	質入れ者	質入れ先
1(史料②227)	乾隆 27 (1762) 年	30 年	驍騎校 <sup>127</sup>	寺院
2(史料①80-38-290)	乾隆 31 (1766) 年	3 年	シャビ	ラマ
3(史料②177)	乾隆 31 (1766) 年	3 年	シャビ	ラマ
4(史料①80-38-392、史 料②180-181)	乾隆 46 (1781) 年	8 年	箭丁	寺院
5(史料②198-199)	嘉慶 18 (1813) 年	4 年	箭丁	ラマ
6(史料②207-208)	道光 3 (1832) 年	8 年	箭丁	寺院
7(史料②218-219)	道光 17 (1837) 年	3 年	箭丁	寺院
8(史料②219-220)	道光 21 (1841) 年	3 年	シャビ	ラマ
9(史料②220-221)	道光 21 (1841) 年	3 年	シャビ	ラマ
10(史料②181-182)	光緒 8 (1882) 年	5 年	身分不明	寺院

(史料①の後の数字は文書番号。史料②の後の数字は収録されているページ番号である。)

<sup>127</sup> 旗の役所内の職名。旗内の佐領ごとに任命される。

表 4 も同様)

表 3 から見ると期限設定型の質入契約文書の作成年代は乾隆年間から光緒年間までまんべんなく存在している。質入れ者の身分は、シャビか箭丁(役人となった箭丁である驍騎校を含む)であり、一方質入れ先は全て寺院かラマかのどちらかである。期限設定型質入契約文書の焦点である期限は、一番目の 30 年という期限を例外とすれば、3 年から 8 年までという期限が設定されている。以下に具体的な事例をあげて検討してみよう。

事例 15。これは史料①80-38-392 の文書で、表の第 4 番目のモンゴル文質入契約文書である。この文書では誤った綴りが多々見られるため、その後に[ ]を付して正しい綴り字を補足提示した。

<筆者による訳文>

1/○契約文書を作成すること。ウディーン・ソムの箭丁であるナワーンは生活費が 2/ 不足しているため、自分の所有しているバンジョールのバイシンのオトグの前方にある 3/四十畝、西方の五十畝、東方の十畝合わせて一頃の土地から(受け取る)年に銀三 4/両の小作料を渡し、  
5/(一字擡頭)ウリジグ・エルヒム・ボルガクチ寺院(崇寿寺)の会計係であるセレンが(仲介して)これをムンフ・ジブ<sup>128</sup>に銅錢八千枚で質入れさせた。話し合つて 6/年期限で(土地を)渡した。いつか、もとのお金である銅錢八千枚を数通り 7/に返せれば、土地を請け戻せる。返せなければ、このムンフ・ジブが(小作料を)受け取り 8/続ける。このために、言うだけでは証拠にならないため、契約文書を作成して 9/皆の前で保証して渡した。  
10/(一字擡頭)乾隆四十六 (1781) 年十二月十四日

11/(半文字)<sup>129</sup>

12/驍騎校チレ +

13/これを知っているこのオトグの領催<sup>130</sup>バヤルト +

14/領催ボンソグ +

<sup>128</sup> ジブは寺院財産を表すチベット語である。

<sup>129</sup> この半文字と書いているのは筆者が付けた名である。後で詳しく述べる。

<sup>130</sup> 旗の役所内の職名。佐領ごとに任命される注 127 で述べた驍騎校の下にいる最下級の役人である。

この事例 15 は、乾隆年間にモンゴル人箭丁ナワーンが寺院から利子付きでお金を借りて、その利子の代わりに、漢人小作農から徴収する小作料を渡すことにしたという「質入契約」で、期限無設定型質入契約文書とほとんど違いはないが、一見弁済期限とも読み取れる「八年期限」という語が加えられている。ここで、もしもこの「八年期限」を借金の弁済期限であると考えれば、8年を過ぎると、農地を請け戻すことができなくなり、回贖権の時効となって実質上土地を失うことになる。しかし、質入れの条件として、その続きに「いつか、もとのお金である銅錢八千枚を数通りに返せれば、土地を請け戻せる。返せなければ、このムフ・ジブが(小作料を)受け取り続ける。」と書かれている。すなわち、期限無設定型の質入契約文書と同じく、いつか債務を弁済すれば、いつでもその時に質から請け戻すことができるというように読み取れる。つまり、「八年」という期限を過ぎても、借りた金さえ弁済できれば、土地を請け戻すことができるわけである。もし、そうだとするとここで強調されている契約の期限とは、借入金の弁済期限ではなく、別の期限を表していることになる。このような期限付きの契約文書は、上記の表の第 4、8、9 番文書でも共通する形で書かれている。それでは、期限設定型の質入契約文書の期限とは、一体何の期限を表しているのか、次の事例から検証して見よう。

事例 16。これは史料②Altan-orgil1988 : 207-208 のモンゴル文質入契約文書で、表 1 の第 6 番目の文書である。

<筆者による訳文>

契約文書を作成すること。

章京ビリグトのソムの箭丁であるジャムソは(お金を)使うことが差し迫ったため、自分が所有する、アランチョードオトグ(にある土地)のロンタイハウ(漢字不明)から毎年もらう小作料の銅錢一千六百枚をウリジグ・エルヒム・ボルガクチ寺院(崇寿寺)のシャビであるモロムタイから銅錢五千枚を借りて使ったお金の利子として渡し、質入れした。いつか(借りて)使った元のお金を数通りに返せば、主(地主)が小作料を取り戻す。返せなければ、小作料をモロムタイが常に受け取り続ける。もし、漢人(小作農)の小作料が足りなくなったり、第三者が面倒なことを起こしたりする場合、ジャムソが全て引き受けるほか、八年以内に追加してお金を借りるとか、請け戻そうとしてはいけない。このた

めに、言うだけでは証拠にならないため、両方が同様な契約文書を作成し、分けて受け取った。

これを知っている人、このソムの箭丁テムチグ、アラクチョードの箭丁ワングル  
道光三(1823)年腊月(旧暦の12月)一日に作成した。

この事例は道光年間に、モンゴル人箭丁が寺院のシャビからお金を借りて、漢人小作農から受け取る小作料受領権を渡したという期限設定型の質入契約文書である。この契約文書でも事例15と同じく「八年」という契約期限が定められているが、この「八年」というのは期限内に追加してお金を借りたり、請け戻したりしてはいけないという期限であることがわかる。つまり、定められたこの期間内には弁済しないという契約期限なのである。また、この事例以外にも、上記の表の第2、3、5、7、10文書を確認すると、「～年後に」とか、「～年過ぎた後に」などの文言が書かれていて、この事例16と同様に、一定の決まった期間内は請け戻すことができないという内容が確認できる。要するに、清代の帰化城トゥメト旗におけるモンゴル文の期限設定型質入契約文書に示されている契約期限とは、借入金の弁済期限ではなく、この期間内は請け戻しができないという期限であることがわかる。

## 1-2. 農地質入時の貸貸関係の有無による分類

続いて、清代の帰化城トゥメト旗におけるモンゴル文農地質入契約文書は、担保とする土地が漢人小作農に貸貸された状態にあるかどうかによっても、以下のように二種類に分類され得ることがわかる。

### 1-2-1. 貸貸済農地の質入れ

前述の第三章の事例3であげた農地の質入契約からもわかるように、帰化城トゥメト旗のモンゴル人地主たちは、まず自分の農地を漢人小作農に貸貸して、小作料を徴収していた。次に、他のモンゴル人や寺院から現金を借りて、そのお金の利子として漢人小作農からの地代受領権を一時的に引き渡すという、農地の質入れを行っていた。本章での事例14、15、16を含む最も一般的なこのタイプの質入れは、貸貸済農地の質入れと呼ぶことができるであろう。



### 1-2-2. 無賃貸農地の質入れ

清代の帰化城トゥメト旗では、上記のような賃貸済農地の質入れ以外に、誰にも賃貸されていない状態の農地を担保とした質入れも存在する。このような質入れを、無賃貸農地の質入れと呼ぶことができるであろう。今のところ、通常の賃貸済農地の質入れとは明らかに異なる無賃貸農地の質入れ契約と見られる事例が4件だけ確認できている。その4通の契約文書を年代順に表にすると以下の通りである。

表4、無賃貸農地のモンゴル文質入れ契約文書一覧

契約文書	契約年	質入れ者	質入れ先
1(史料①80-38-338)	乾隆 38 (1773) 年	シャビ	ラマ
2(史料②172)	乾隆 38 (1773) 年	シャビ	ラマ
3(史料②182-183)	乾隆 48 (1783) 年	箭丁	ラマ
4(史料②266-267)	乾隆 53 (1788) 年	箭丁	ラマ

この表から見る限りでは、年代としては乾隆年間に集中していることがわかる。おそらくこのような無賃貸農地の質入れが乾隆年間までは存在していたということであろうが、詳しい理由は今の所なお不明である。この内の一件を事例としてあげると、以下の通りである。

事例 17。これは史料②Altan-orgil1988 : 182-183 のモンゴル文質入れ契約文書であり、表4の第3番目の事例である。

<筆者による訳文>

章京シャムブドルジのソムのグンジャブは公務(兵役?)が大切であるため、ウリジーグ・エルヒム・ボルガクチ寺院(崇寿寺)のジャサクラマ<sup>131</sup>から銅錢四十千(4万)枚を(借りて)使ったため、自分の所有する二十畝の二カ所の水地を渡した。お金に利子がない、土地に地代がない。いつか元のお金を数の通りに返せば、土地を請け出す。お金を返さなければ土地をジャサクラマがいつまでも耕し続ける。

<sup>131</sup> 筆頭ラマ。寺院全体を管理するラマである。

このために、言うだけでは証拠にならないため、契約文書を作成しておく。

乾隆四十八 (1783) 年冬の中の月(11月)の初五日

知っている人 ゲロンチョイドル、ワンジル、ヘシグト、ニマ、インゲル

この事例は、乾隆年間にモンゴル人箭丁が寺院のラマからお金を借りて、その担保として水地(第七章で詳述する)を渡した質入契約の文書である。ここでは、契約の条件として「*mönggün-dü ličin ügei, yaĵar-tu kölüsü ügei* (お金に利子がない、土地に地代がない)」と書いてある。これはこの農地を質入れする時には誰にも賃貸しておらず、質に入れた後、寺院のジャサクラマが小作農に賃貸して「利子代わりに自ら地代を受け取ってよい」という意味だと考えられる。すなわち、このモンゴル人箭丁の農地は誰にも賃貸していない状態で質入れしたということであると判断できる。また、前述の事例 14、15、16 のような賃貸済農地質入契約文書には、漢人小作農からもらう小作料が必ず書かれているが、このような無賃貸農地の質入契約文書には、小作料を示す金額が書かれていない。さらに、この契約文書には「*jos[joyus] ese ögbesü yaĵar-i ĵasay lam-a keĵiyečü bolba tariysayar bayimu* (お金を返さなければ土地をジャサクラマがいつまでも耕し続ける)」と書いてある。文面から見ると、当時のモンゴル人ラマが自ら耕作をしていたようにも読めるが、実際に寺院のジャサクラマである人物が自ら耕作するという事は考えられない。おそらく誰か他の漢人に小作させて、その小作料をもらうということである可能性が高いであろう。

## 2. 帰化城トゥメト旗における農地質入れに伴う慣行

帰化城トゥメト旗ではモンゴル人同士やモンゴル人地主と寺院との間で農地の質入れが頻繁に行われていて、契約文書を作成していたが、契約文書を多数見ていくと、実際にこの農地質入れに伴って種々の慣行的な行為もなされていたことがわかる。そこで、農地質入契約文書を分析してその慣行的な行為を検討してみよう。

事例 18。これは史料②Altan-orgil1988 : 218-219 のモンゴル文質入契約文書で、表 1 の第 7 番の文書である。

<筆者による訳文>

契約文書を作成すること。

グン・ガライ・ダーのソムのシャイシャン・オトグの箭丁チシャオは生活費不足のため、ナスト・アサラルト寺院(慈寿寺)<sup>132</sup>のシャビ・ソグチン<sup>133</sup>であるウオグザド(?)・ナムジルから銅錢二十六千(2万6千)枚を借りて使い、このお金の利子に自分が所有する、このオトグ(にある土地)のジョー(漢字不明)姓の漢人からもらう小作料(地代)の銅錢四千五十枚、またトン(漢字不明)姓の漢人からもらう小作料(地代)の銅錢四千枚、二人の漢人から毎年もらう(小作料)合計銅錢八千五十枚を(借りて)使った元のお金の利子として(土地を)質入れして渡す。いつか(借りて)使った元のお金を数通りに返せば、(土地を)請け戻す。返せなければ、ウオグザド(?)・ナムジルが(小作料を)受け取り続ける。三年後に請け戻せる。三年以内に請け戻してはいけない。このために、言うだけでは証拠にならないため、両方が一枚ずつ同様の契約文書を作成し、分けて受け取った。漢文(契約)文書を九枚一緒に渡した。

道光十七(1837)年の春の最初の月(1月)二十一日

(道光)二十一(1841)年の十一月に、息子に嫁をめとる時追加して元のお金として銅錢四千枚を(借りて)使った。二十二(1842)年の秋に、最初に渡した九枚の(契約)文書から一枚をチシャオが自分で使うと言って持っていった。

この事例はモンゴル人箭丁が寺院のラマからお金を借りて、金利の代わりに特定の土地から徴収する小作料受領権を渡すという賃貸済農地の質入契約である。この事例の最後の部分に「両方が一枚ずつ同様の契約文書を作成し、分けて受け取った」と書かれていることから、この質入契約を結ぶ両者は同じ契約文書二枚を作成して、一人一枚ずつ持つようにしていたことがわかる。また、「漢文(契約)文書を九枚一緒に渡した」とも書かれている。ここでの「九枚」の契約文書とは、金利の代わりに渡す合計9ヶ所の土地の賃貸契約文書であると思われる。この「九枚」の契約文書が漢文で書かれていたこともはっきり書かれている。つまり、モンゴル人地主と漢人小作農との間で作成された漢文の賃貸契約文書であると断定できる。一番最後にチシャオが9枚の契約文書のうち1枚を持ち去ったと書かれているのは、おそらく何らかの理由でチシャオが、1ヶ所の農地だけを返してもらったと

<sup>132</sup>寺院の漢名は、Altan-orgil1982:268による。この研究によれば、慈寿寺は順治12(1655)年に創設された寺院で、帰化城の西方約25キロメートルの所の山すそに存在していた。

<sup>133</sup>ソグチンとは、寺院に所属するラマの職名である。

いう意味であろう。

もちろん、この一つの事例からのみでは、帰化城トゥメト旗のモンゴル人地主全員がこのような形で農地の質入れを行っていたとは断言し難いが、全 94(実際には 90)通の質入契約文書を見ると、質入契約を結ぶ両者が同じ契約文書二枚を作成して、一人一枚ずつ持つようにしたと明記されている文書が史料①の 16 通のうち 5 通、史料②の 78 通のうち 44 通存在している。

さらに、モンゴル文農地質入契約文書を作成する際に、同じものが二枚作成されて、この二枚の契約文書を、一枚の上にもう一枚を半分重ねるようにずらして置いて、二枚の契約文書にまたがるような形でその重ねた部分に文字が書かれている契約文書がよく見られる。二枚の契約文書双方に半分の文字が残るようにするわけである。筆者はこれを半文字と呼んでいる。この方法は、漢語では「騎縫」と呼ばれていたようである。こうやって書かれた文字は、二枚の契約文書を合わせれば、読むことができる。これは契約文書が偽造されることを防止するため加えられた割り符であると思われる。モンゴル文が半分に切れているとほとんど判読できないが、例えば史料①の 80-38-324 の契約文書には「temdeg bičig(証書)」という語を書いたうちの左半分かと思われるモンゴル文が書かれている。史料①の契約文書全 16 通を確認すると、上記の 5 通の契約文書全てに半文字が記されていることがわかる。さらに、半文字が書かれているものの、「同じ契約文書二枚を作成して、一人一枚ずつ持つ」というような文言が書かれていない契約文書も 3 通存在していて、結局、史料①の全 16 通のうち半数の 8 通で半文字が確認できる。

一方、史料②は編纂史料であるため、編者アルタンオルギル氏が半文字を省略したものと思われる。例えば、本章で引用した事例 15 は、史料①、②の両方にある文書であって、史料①80-38-392 の文書と全く同じ文書が史料②180-181 でも収録されている。そこで両者を比較してみると、史料②では、アルタンオルギル氏が原文書の改行場所を変えてしまっている上に、半文字の部分を省略していることがはっきりと確認できる。しかも、この契約文書には「二枚作成した」というような文言が書かれていない。したがって、「二枚作成した」とか、「両者が一枚ずつ持つ」というような文言が書かれておらず、かつアルタンオルギル氏によって半文字が省略されてしまった文書を想定して考えると、契約文書を二枚作成していた事例の数は、史料②の 78 通のうち、44 通よりもっと多い可能性がある。もちろん半文字も「二枚作成した」というような文言も書かれていない質入契約文書は存在するが、現段階の 94 通(実際には 90 通)の質入契約文書から見ると、半数以上がこの質入契約

文書を二枚作成していたタイプの文書であったと推定できる。

次に、農地を質入れする際に漢文の賃貸契約文書も一緒に渡すと書いてある例は、94 通中計 15 通(実際には 90 通中の 14 通)確認できる。比較的少ないことは確かであるが、このように質入れした農地の賃貸契約文書を質入れ先に渡すという行為自体は、質入れ先の人  
が土地の所有者を経由せずに、漢人小作農から直接小作料を徴収していたことを示していると考えられる。さらに、契約の利子の部分での「小作料～を渡す」という文言と契約の条件の部分での「返せなければ、小作料を受け取り続ける」というような文言は、無賃貸農地の質入れを除いた全 90 通の質入契約文書全てに書かれている。これらの部分から見ても、質入れ先の人  
が小作料を漢人小作農から直接受領していた可能性は充分にあると思われる。ただ、この質入契約文書そのものには小作農である漢人の名は書かれていない。したがって、質入れ先のモンゴル人がどうやって漢人小作農から小作料を受領していたのかという問題が発生するが、農地の質入れとともに漢文の賃貸契約文書を渡していたとすれば、質入れ先の人  
がこの賃貸契約文書を利用して漢人小作農から小作料を直接徴収することは容易なはずである。そこで、清代の帰化城トゥメト旗では、モンゴル人同士あるいはモンゴル人と寺院との間で農地の質入契約を結ぶ際には、その農地に関して漢人小作農との間で作成された賃貸契約文書も一緒に渡す場合があったと断定できるであろう。

## 第二節 農地永久質入契約

帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁は、最初の段階では戸口地を漢人小作農に一般的な賃貸(後に永久賃貸)の形で小作させていて、小作料を受領していた。しかし次の段階として、何らかの理由でお金が必要になると、他人(モンゴル人)から利子付きでお金を借りて、利子の代わりにその小作料受領権(質権、以下同様)を渡すという形で、戸口地を質入れしていた。そして、その際に農地質入契約文書を作成していた。ちなみに、永久賃貸と質入れとを比較した場合、モンゴル人箭丁の権利喪失度はもちろん後者の方がより進んだ段階にあるが、年代上はこちらの方がより早くから存在していた。

そしてこの質入れ状態に加えてさらに、帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁は、再び追加して同じ人物(モンゴル人や寺院)からお金を借りたり、質入れしていた土地の一部を返してもらったりすることを通して、もともと質入れしていた戸口地を永久の質入れへと変更



事例 19 の契約文書を見ると、乾隆 52 (1787) 年に箭丁であるメレジャブが自分の叔父であるダルジャー・ラマを通じて、そのラマが所属していた崇寿寺からお金を借り、自分の戸口地を寺院に質入れした。その後、道光 11 (1831) 年になって公務に従事するために、所属の佐領に介入を求めて、佐領がこの寺院のラマ、ゲブグイたちと相談し、寺院が一部の土地の地代受領権を箭丁メレジャブに返す一方で、残りの部分の土地の地代受領権を永遠に寺院のものにすることとなり、参領を通じて作成した契約文書がこの文書である。

この契約文書の作成者としては箭丁メレジャブ、息子のセレブたちの名があるし、寺院が一部の土地の小作料受領権を返却した人という部分にも箭丁メレジャブ、息子のセレブたちと書いてある。ただ、これは箭丁メレジャブが作成した契約文書であって、ここに息子のセレブが現れるのは、この戸口地の相続者が息子のセレブであるということを明記するためだと考えられる。もう一つには、一部分の土地の小作料受領権を永久に寺院のものにしたことが息子のセレブにもわかるようにしたためと思われる。

この契約文書の中では、「永久の質入れ」であるとも、「売却」であるとも明記されていないため、この戸口地が誰に所属しているのかは区別しにくい。ただ、「*γajarun kölüsü-yi mön keyid-ün ganjuur-un jiba-dur egüride quriyan abutuγai* (小作料を寺院のガンジュールのジブが永久にもらうことにする)」と書いて、寺院がこの戸口地の小作料受領権を永久に受け取ることを示している。また、「*egünče qoyisi dakin kelelčekü učir ügei bolγay-a* (今後、二度と(土地のことを)話し合うことがないとしよう)」と条件を加えて、この戸口地を取り戻すことをしないか、あるいはできないことにしたと考えられる。したがって、所有権は移っていないものの、実際には寺院がこの戸口地の所有権を受け取る「売却」に限りなく近い。売却ではないため、この契約文書ではもっぱら「*γajarun kölüsü*(小作料)」のこののみを主張していて、売り値の話は出てこない。そこで、この小作料は借りたお金の利子の代わりであって、一部の小作料受領権を返却してもらうことによって、残りの小作料受領権を永久に譲り渡すことにした契約であると見れば、明確に理解できる。すなわち、この契約文書は農地の永久質入契約文書なのである。なお、漢人小作農であるユンセンユワンなる人物との賃貸契約が永久のものであったかどうかは明記されておらず不明であるが、この戸口地が一般的な質入れから永久質入れに変更されても、小作農は替わっていないため、この戸口地が永久賃貸されていた可能性もある。

次にもう一件、乾隆年間の永久質入契約の事例を検討してみよう。

事例 20。史料②(Altan-orgil1988 : 266-267) のモンゴル文永久質入契約文書である。

<筆者による訳文>

契約文書を作成すること。

乾隆五十三 (1788) 年冬の初めの月(10月)の十五日に契約文書を作成すること。

シーガリダーのソムの箭丁であるバガジャイが、トロド村にある二頃九十五畝の土地を、ウリジグ・エルヒム・ボルガクチ寺院(崇寿寺)の老副印(?)・ラマのシャビであるダーラマから百五十千(15万)枚の銅銭を(借りて)使って、その利子に(土地の使用権を)渡した。お金に利子がない、土地に地代がない。いつか元の借りて使ったお金を数の通りに返せば、土地を請け出す。返せなければ土地をダーラマが耕し続ける。

このために、言うだけでは証拠にならないため、証明の文書を書いて作成した。

五十八 (1793) 年の冬の中の月(11月)三日に領催サインバヤル、箭丁バヤル二人が来て、生きていくためのものが足りないため土地の上にお金を追加して使いたいと行って、十千(1万)枚の銅銭を(追加して借りて)使って、全部で百六十千(16万)枚にして、今後永久に、(自分の)土地だと行って話し合うことはないと言って土地??<sup>138</sup>バヤルに、<sup>139</sup>

これを見た人、オトグのエルデニチョクト

このソムの領催

親戚の人オルヒホ、この寺院のシャビゲロン・セベグジャブ

事例 20 の契約文書は、二つの部分から構成されていると思われる。まず乾隆 53 (1788) 年に箭丁バガジャイが自分の農地を寺院のダーラマに質入れた契約文書があり、その後乾隆 58 (1793) 年に領催サインバヤル、箭丁バヤルの二人が、質入れたままであったこの農地を担保にして、再びお金を追加して借りて、土地の使用権(あるいは小作料受領権)を永久に渡すことに変更したという契約文書を追加して書き加えたものであると考えられる。ここで前半に出てくる箭丁バガジャイと後半に出てくる領催サインバヤル、箭丁バヤル二人との関係が示されていないが、その戸口地を相続した者であるはずだと考えれば、恐らくこの二人は箭丁バガジャイの息子に当たるか、または財産相続権を有していた直接の親戚である

<sup>138</sup>この語は意味不明。

<sup>139</sup>この文書の本文はここまでしか書かれていないが、おそらく文章が抜け落ちたものと考えられる。



はずである。寺院の方から見ても、この戸口地の所有者と全く関係のない人を相手にして契約を結ぶことは不可能である。したがって、当時の地元の人々誰もが箭丁バガジャイと、領催サインバヤル、箭丁バヤル二人との関係を知っていたはずであるし、箭丁であるため、帰化城トゥメト旗副都統衙門の戸司の帳簿にも記録されていたはずである。こういう理由で親戚関係をわざわざ示す必要がなかったと推定できよう。

この契約文書には「ese ögbesü yaĵar-i mön kü da lam-a tariysayar bayimu ((借りたお金を)返せなければ土地をダーラマが耕し続ける)」と書いてある。これまた、文面から見ると、当時のモンゴル人ラマが自ら耕作をしていたようにも読めるが、実際に寺院のダーラマである人物が自ら耕作するということはありえない話である。おそらく誰か他の漢人に小作させていた可能性が高い。また「joyus-tu liĉin ügei, yaĵar-tu költüsü ügei (お金に利子がない、土地に地代がない)」と書いてある。これはこの土地を質入れする時には誰とも賃貸契約を結んでおらず、質に入れた後、寺院のダーラマが小作農と賃貸契約を結ぶなどの方法で、「利子代わりに自ら地代を受け取ってよい」という意味だと考えられる。箭丁バガジャイが自ら耕していた可能性は考えられないため、漢人小作農との賃貸契約期限が切れた後に解約したのか、あるいは質入れするために、期限無設定型賃貸契約をいったん解約したのかも知れない。

また、領催サインバヤル、箭丁バヤルの二人が再び追加して銅銭 1 万枚のお金をもらい、借金を合計 16 万枚に増やして、その代わりに「egün-eĉe qoyisi egüride yaĵar geĵü kelelĉekü učir ügei (今後永久に(自分の)土地だといって話し合うことがない)」と書いて契約した部分が、より重要である。この契約文書の中で、「永久に(自分の)土地だといって話し合うことがない」というのは、請け戻すことをしないか、あるいはできないということを表わしているはずである。すなわち、自らの意思でこの土地の小作料受領権を放棄するということだと思われる。これは形から見ると永久の質入れであると判断できるであろう。土地の使用権も、小作料受領権も永久に取り戻すことができないわけであるから、限りなく売却に近い契約であるが、契約書の中に「売却」の語も「売価」も一切現れず、土地所有者を変更する公的手続きも全く行われていないため、絶売ではないことは明らかである。しかし一方で、使用権や小作料受領権の請け戻しも不可能であるから、「活売」とも言えず、結局、限りなく絶売に近い永久の質入契約ということになる。

上記の事例 19、20 の永久の質入契約文書から見ると、いずれの場合も小作料受領権を取り戻すことは不可能であったと考えられる。従って、帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁

は戸口地を他のモンゴル人に永久に質入れすることによって小作料受領権を完全に失っていったといえよう。もちろん、この二つの事例からのみでは、帰化城トゥメト旗の箭丁全員がこのような形で喪失していったとは断定できない。ただ、モンゴル人箭丁が戸口地への権利を喪失していったパターンの一つとして「永久の質入れ」という形態をあげることはできるであろう。

ちなみに上記の事例 19、20 では、「*yajar* (土地)」という言葉のみが出てくるため、この土地が戸口地であったかどうかははっきりしないが、箭丁の所有する土地なので、戸口地であった可能性が高いと思われる。乾隆年間の公文書には戸口地という特定の名称がまだ存在せず、土地、畑などの総称で呼んでいたからであろう。第三章で明らかにしたように、嘉慶年間以降になって初めて戸口地という言葉が史料上で確認できる。すなわち嘉慶年間以降に戸口地と呼ばれるようになった可能性は、ここからも立証される。

### 第三節 農地質入れの権利関係

以上の検討から、帰化城トゥメト旗の地域では、遅くとも 1762 年かあるいはもっと以前から、モンゴル人同士やモンゴル人と寺院の間で農地を質入れする場合、借入金の担保になる農地が漢人小作農に賃貸済であるか、無賃貸であるかに関係なく契約されていたことがわかる。そこで、土地の権利である農地の小作権、小作人選定権、小作料受領権、所有権などの諸権利から分析してみると、期限設定型の質入れに出てくる期限とは、農地賃貸期限の有無と同じパターンで、その期限内は小作料受領権を請け戻すことができないという意味での期限であった。

一方、質入れの担保となる農地を漢人小作農への賃貸状態の有無によって分類すると、賃貸済農地の質入契約の時には、小作料受領権を渡す質入れになるが、無賃貸農地の質入れの時には、その小作料受領権というものが存在しない。しかし、無賃貸農地の質入れを受ける質入れ先の方は、その担保の農地を他人(おそらく漢人小作農)に新たに賃貸して、小作料を徴収したはずである。したがって、これも最終的に質入れ先の方が農地の小作料受領権を持つことになる。農地質入契約の時、契約文書を作成することは、土地の地主が誰であるのか、質入れ先の方が誰であるのかをはっきりさせるためであったと考えられる。ここで、借金の利子、土地の賃貸、質入れ、契約書の作成などの事実から考えると、帰化

城トゥメト旗のモンゴル人は、農地への権利について、まず誰が小作しているのか、次に誰が小作料受領権を持っているのか、最後に誰が所有しているのかというふうに、三段階に分けて考えていたように思われる。言い換えれば、当時のモンゴル人の土地所有意識が強まっていて、土地の小作権、小作料受領権、所有権などをはっきり分けて考えており、土地を自分の財産として扱っていて、その土地という財産を保護するために契約書を作っていたのだと推定できるであろう<sup>140</sup>。

一方、農地の永久質入契約は、地主であるモンゴル人が自分の農地の小作料受領権を永久に質入れ先の人に渡すことなので、所有権だけは残っているようにも思われるが、モンゴル人地主の立場から見ると、この農地は実際に何の役割も果しておらず、単に名義上存在しているにすぎなかった。もしも、永久の質入れをした農地が漢人小作農に永久賃貸されていたならば、この農地には、名義上のみの所有者(モンゴル人)と小作料受領権保有者(モンゴル人)、そして永久小作権保有者(漢人)という計三人の持ち主がいることとなるため「一田両主」ではなく、「一田三主」とでも呼ぶべきような状態になっていたといえるであろう。

## 小結

清代の帰化城トゥメト旗で、モンゴル人同士やモンゴル人と寺院との間で頻繁に結ばれていた一般的な農地質入契約は、契約期限が設定されているか否かによって、期限無設定型の農地質入契約と、期限設定型の農地質入契約との二種類に分類することができる。その際、期限設定型農地質入契約の契約期限とは借入金の弁済期限ではなく、農地賃貸の期限と同じく、この期間内は小作料受領権の請け戻しができないという期限であった。また、農地質入契約は、質入れ時の漢人小作農との賃貸契約の有無によって、賃貸済農地質入契約と無賃貸農地質入契約との二種類に分類できる。このうち無賃貸農地の質入契約は、今の所、乾隆年間の物のみ確認されている。

清代の帰化城トゥメト旗で、モンゴル人同士やモンゴル人と寺院との間で農地の質入が行われる際の慣行としては、質入契約を結ぶ際に、しばしば両者が同じ契約文書二枚

---

<sup>140</sup>ただし、ここでいう土地の所有とは近代的な意味での厳密な個人所有とは異なっていたはずである。広い意味では全ての土地が皇帝の所有地であったともいえる上に、土地を漢人に売った事例がなお確認できないからである。この点に関しては、先行研究でもあまり議論がなされていないが、本稿では、個人所有に近いという意味で所有の語を使っている。

を作成して、一人一枚ずつ持つようにしていたことがあげられる。本稿の第九章で述べるモンゴル文農地質入契約文書の書式の第8番目に来る要素である半文字は、この同じ二枚の契約文書にまたがって書かれていたものと思われる。実際に、史料①の契約文書からもそれが確認できる。さらに、清代の帰化城トゥメト旗で、農地の質入契約を結ぶ際には、しばしばその農地の漢人小作農との賃貸契約文書も一緒に渡していて、質入れ先の人はこの賃貸契約文書を用いて、土地の所有者を経由せずに、漢人小作農から直接小作料を徴収することがあったと断定できる。

一方、土地の権利である農地の小作権、小作人選定権、小作料受領権、所有権などの諸権利から分析してみると、質入れの担保となる農地が漢人小作農に賃貸されている賃貸済農地の質入契約の時には、小作料受領権を渡す質入れになるが、誰にも賃貸されていない無賃貸農地の質入契約の時には、小作料受領権というものが存在しない。しかし、無賃貸農地の質入れの場合でも、質入れ先の方は、その担保の農地を他人(おそらく漢人小作農)に新たに賃貸して、小作料を徴収していたはずである。したがって、質入れ先の方は、無賃貸農地の場合でも、最終的に農地の小作料受領権を持つことになる。また、一般的な質入契約と異なる農地永久質入契約は、地主であるモンゴル人が自分の農地の小作料受領権を永久に質入れ先に渡すことなので、所有権だけは残っているようにも見えるが、モンゴル人地主の立場から見ると、この農地は実際には何の役割も果たさず、単に名義上存在するだけのものであった。もしも、永久の質入れをした農地が漢人小作農に永久賃貸されていたならば、この農地には、名義上のみの所有者(モンゴル人)と小作料受領権保有者(モンゴル人)、そして永久小作権保有者(漢人)という計三人の持ち主がいることとなるため、「一田両主」ではなく、「一田三主」とでも呼ぶべきような状態になっていたといえるであろう。

## 第六章 土地の売買

### 小序

清朝政府は、旗人の旗地と同様に、モンゴル地域でも農地を漢人に質入れしたり、売買したりすることを禁止していたが、モンゴル人同士の間での質入れ、売買は認めていたようである。その結果、帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁は、漢人小作農ではなく地元のモンゴル人ラマ僧あるいは寺院に対して土地の売買を行うに至ったとみられているが、それについて実証的に検証した研究はなされていない。モンゴル人同士あるいはモンゴル人と寺院間で土地の売買がどのように形で行われていたのかという実態については不明のままである。そこで、本章では、帰化城トゥメト旗地域での土地の売買を実証的に検討し、その土地売買による所有権の移転問題を探りたい。

### 第一節 土地売買契約の実例

まず、清代の帰化城トゥメト旗で、モンゴル人箭丁が自分の生活の基礎となる土地を本当に売ってしまった事例があるのかということを確認する必要があると思われる。そこで、史料②の事例をここであげて検討したい。

事例 21、史料②(Altan-orgil,1988 : 265-266)のモンゴル文土地建物売買契約文書。この文書は、乾隆 50(1785) 年に帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が自分の家と土地を全てラマ(あるいはそのラマが所属する崇寿寺)に売った際の契約書である。

契約書を作成すること。

乾隆五十(1785)年の夏の終わりの月(6月)の二十五日、ジャムバルドルジのソムの箭丁であるサインバイルが自分に属する一カ所の土地、(その土地にある)五棟の家屋、二棟の家畜小屋、仏間一棟、土地の状況は、東はバタイ(恐らく土地所有者の名前)、南は道、西はバラン(恐らく土地所有者の名前)、北は道。この土地、家屋をウリジグ・エルヒン・ボルガクチ寺院(崇寿寺)のジャサグ＝ラマに銅錢四万五千枚で売った。

そのために、言うだけでは契約にならないので、契約書を作成した。

#### サインバヤル

このことを知っている人たち(仲介人)、ダルハン・オムザド、ワンジルヨソガル、  
親戚のヒシグト、ミジドドルジ、ユムチム、ゲスル・シャジン、  
ゲスル・ゴムボジャブ、ダシ、オトグのゲスル・ミンジュル、  
領催ソヨグヤガト、バルダン

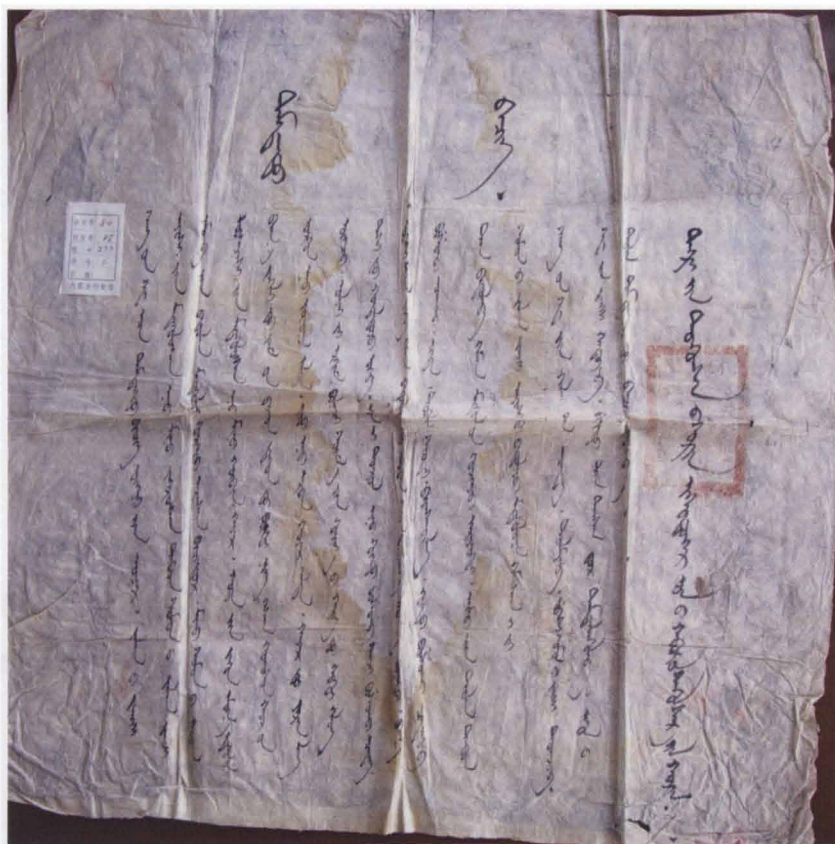
この文書は、乾隆五十(1785)年に帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が自分の土地と家屋などをラマに売った際の売買契約文書である。土地の売買によってラマ(あるいは崇寿寺)も土地を入手していたことがわかる。チベット仏教は、北元時代のアルタン・ハーンの時からモンゴル地域で広がりはじめ、特に帰化城トゥメト旗で多くの仏教寺院が建てられた。清代に入ると、さらにたくさんの仏教寺院が建設され、ラマの人数も多くなってきた。また清朝政府はモンゴル人の18歳以上の男子をソムに編入して、兵役の義務を課していたが、仏教寺院に所属してラマになると、その規定の例外となり、兵役の義務がなかった。したがって、もともとはラマたち個人には、兵役の義務にともなって与えられた土地もなかったはずである。

帰化城トゥメト旗では、モンゴル人箭丁が戸口地という農地を持っていたが、ラマ等箭丁以外の身分の人々が農地を持っていたかどうかは、詳しく解明されていない。ただ、扎劳胡1985、Kögjil2003 および 胡2008 などの研究によると、帰化城トゥメト旗の寺院も「香火地」という土地を所有していたようである。この「香火地」と呼ばれる土地の由来は未だ不明である。上記の事例のような購入された土地が寺院の持っていた「香火地」とどのような関係にあったのかもまた不明である。これらの諸問題については、今後の課題としたい。

一方、事例21の土地売買契約文書から見ると、一般のモンゴル人箭丁が土地を売買するという普通の出来事であるにも関わらず、仲介人になっている人、すなわちこの土地売買に関連する人が11人もいる。その中に、領催という役人も入っている。そこで次に、帰化城トゥメト旗でのモンゴル人同士の土地売買に、清朝政府がどのような態度を示していたのかを以下の事例から分析してみよう。

事例22。史料①(文書番号：80-38-349)(史料②の Altan-orgil1988：260-261)にも同じ文書

が収録されている)の乾隆29(1764)年に、帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が自分の土地を崇寿寺のモンゴル人ラマに売って、役所に記録させた許可証である。また、フフホト市トゥメト左旗档案馆から写真撮影の許可も得ることができたので、原文の写真もここに掲載しておく。



<筆者による訳文>

許可証<sup>141</sup>

1/戸司が許可証を与えること。参領である2/アユシの報告するのは、「私に属する五つのソムの(副)参領ナムジャブが3/証明して報告し送ってきた文書の中で、『私のソムの箭丁、4/ロブサラシが報告したのは、<私自身の土地であるフフホトの東南方の5/小さい市街の道の西側にある一カ所の空き地の6/横六丈(丈は約3.3メートル)、縦十二丈である土地を銀九十両の7/値段でウリジーグ・エルヒン・ボルガクチ寺院(崇寿寺)に属するゲブグイ・8/ゲレンダシに売りました。このことを彼の親戚である驍騎校サンジ、領催チワン、

<sup>141</sup>この「許可証」という語は、文書全体の上部に大きな文字で記されている。

9/オブシたちが本当であると証明したことを什長ロブサン、ボヤント、バガ 10/ボシュグ・チガソ、チダル、ドブラグ、シュウダイ、バヤソホラン、驍騎校チワンジャブたちも 11/証明しました>とって報告書を送ってきました』(とっています)。そのために、五つの 12/ソムの参領私アユシが証明して報告したのを 13/戸司のガライ・ダー・チワン、ドルマジャブ、オブシ・ソムの章京ドガルジャブ、14/戸司の章京ゲンドジャブ、ビリグトたちが帳簿に記入しました」。その 15/ために、(戸司が)許可証を発行した。

16/乾隆二十九(1764)年の春の終わりの月(3月)の二十日(印)

この事例は、乾隆 29(1764)年に帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が、自分の所有する土地をモンゴル人ラマに売ったことを五つのソムを管轄する参領に報告し、その参領が、自分の管理しているソムのモンゴル人が土地を売ったとって、旗衙門内の一つの部所である戸司の役人に報告し、戸司の役人たちがモンゴル人同士の間土地の売買を認めた許可証である。ただ、その土地売買の報告の順番として、最初にモンゴル人箭丁が自分の所属しているソムの役人である領催に伝えて、領催からソムを管理する佐領に報告して、佐領が副参領に報告し、副参領が五つのソムを管理する参領に報告している。それを参領が帰化城副都統衙門の戸司に報告したという順番である。これを上述の事例 21 と関連させて考えると、事例 21 のモンゴル人箭丁が土地を売った契約文書は、一番最初の段階である領催に報告したこと、すなわちこの土地売買の覚え書きであると思われる。

また、この許可証の原文の形式を見ると、写真ではうすくてやや見にくいかもしれないが、他の公文書や契約文書などと違って、特定の枠が付いている特殊な形式であることがわかる。このような特定の枠付きの形式は、中国本土で、土地を絶売する時に役所が発行する「地券」、「執照」などの形式と酷似していることがわかる。さらに、普通のモンゴル人箭丁が土地を売買したというだけのことにもかかわらず、この売買が個人からソム、ソムからジャラン(つまり参領)、ジャランから帰化城副都統衙門の戸司という風に、下から上へと報告される正式の手続きを踏む非常に慎重な態度がとられていたことがわかる。また、このようなモンゴル人同士の土地売買に対して、帰化城副都統衙門の戸司から最終的に、この土地売買を許可した許可証が発行されていることも明らかである。つまり、1764年の段階で帰化城トゥメト旗のモンゴル人は少なくともモンゴル人同士のあいだでは土地を売買できていたし、その売買も地方政府が許していたわけである。また、本研究の第三章で、「当時の帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が、清朝政府から土地を与えられた時、



旗の役所が詳しい土地台帳を作っていて、誰の土地がどこにあるかをはっきり記載していた」ということを明らかにした。そこで、モンゴル人同士が土地の売買をする場合、元の帳簿と合わなくなるから、土地を売買した人が役所に報告して、土地の地主が変わったことを示す許可証をもらっていたのであると推定できる。

こうして、帰化城トゥメト旗でモンゴル人箭丁が土地を売買することを地方政府が許し、許可証まで発行していたため、結果的に土地の所有形態がより複雑化してしまった。事例 21 と 22 では売られた土地が戸口地であったかどうかを確認することはできないが、いずれにしても、本来なら清朝政府の軍事力を支える兵士であるモンゴル人箭丁が自分の生活基盤としての土地を売ることは、地方政府が阻止すべきであったはずなのに、逆に許して、許可証まで発行していたのである。もしも戸口地もこれらの事例と同様に売却されていたとすれば、その売却行為は内属モンゴルの軍事力が低下していったことを示す証拠の一つとなるであろう。見つかっている土地売却の事例は少ないとはいえ、もともと清朝政府からモンゴル人箭丁たちに配賦された土地が、これらの売買によってモンゴル人ラマたちにも、所有されるようになった可能性がある。

## 第二節 土地売買の権利関係

上記の事例 21 のモンゴル人箭丁が自分の家屋と土地を一緒に売った文書から、当時のモンゴル人箭丁が土地を自分の家屋や家畜小屋と同じような財産として扱っていたことがわかる。つまり、帰化城トゥメト旗のモンゴル人は当時、土地を自分の財産であるとみていた。事例 22 でも、清朝政府はモンゴル人が土地を自由に売ることを認めて許可証も発行していた。以上の事情を土地の権利方面から見ると、モンゴル人箭丁が自分の土地を売るということは、土地そのものの所有権が他のモンゴル人に移るということなので、上記のような非常に慎重な手続きを踏んでいたものと考えられる。したがって、帰化城トゥメト旗では土地売買、すなわち土地所有権の移転が土地権利関係中でも最も大事にされていたと推定できる。また、このように帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が自分の土地を自分の他の財産と同様に自由に売買できたことは、それらの土地がほぼ完全にモンゴル人の私有地に近い状態であったことを示すと考えられる。戸口地も同じであった可能性があろう。

また、清代の帰化城トゥメト旗で、土地売買に際して作成された立派な契約書は、実際

にはこの土地売買の覚え書きに過ぎなかったと考えられるが、この立派な契約書は、自分自身の財産である土地の所有権を重視するという考えの結果なのであろう。すなわち、当時のモンゴル人が土地という自分の財産を一番大切な財産として扱っていたと推定できるだろう。

なお、ここでは、モンゴル人箭丁がラマや寺院に土地を売った場合、それが「香火地」に含まれるのかどうか、また実際に戸口地を売却した事例があったかどうかは解明できなかったが、清朝の軍事力を支えるモンゴル人箭丁土地を売り払ってしまうということは、兵士として戦闘力を失っていくことにつながった可能性もあろう。

## 小結

本章で検討した内容をここであらためてまとめておきたい。まず、帰化城トゥメト旗でモンゴル人箭丁がモンゴル人ラマたちや寺院に土地を売った際には、モンゴル文の契約文書が作成されていた。また、売買した事を領催に報告し、領催からソムの佐領、ソムの佐領から参領、参領から帰化城副都統衙門の戸司という風に、下から上へと報告していった正式な手続きをすませるといふ非常に慎重な態度をとっていたことがわかった。それに対して、帰化城副都統衙門の戸司が、その土地の売買を認めた許可証を発行するという手順であった。

また、帰化城副都統衙門の戸司が発行していた許可証は、他の公文書や契約文書などと違って、特定の枠が付いている特殊な形式であったことがわかった。このような特定の枠付きの形式は、中国本土で土地を絶売する時に役所が発行する「地券」、「執照」などの形式と酷似していることがわかる。

土地の売買を権利方面から見ると、モンゴル人箭丁が自分の土地を売ることは土地の所有権が他のモンゴル人に移るということなので、上記のような非常に慎重な手順を踏んでいたと考えられる。このように帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が土地を他の財産と同様に自由に売買できたことは、その土地がほぼ完全にモンゴル人箭丁の私有地に近い状態であったためだと考えられる。もしも戸口地もこのように売却することがなされていたとすれば、このようなモンゴル人箭丁が土地を絶売する形態も、帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁が戸口地を喪失していくパターンの一つとなった可能性があるだろう。もしそうだと

すると、清朝の軍事力を支える内属モンゴル兵の経済基盤が弱体化していく証拠の一つともなるであろう。

## 第九章 モンゴル文・漢文農地質入契約文書の書式

### 小序

帰化城トゥメト旗では、筆者の調べた限りでは、乾隆 31 (1766) 年よりも以前の頃<sup>159</sup>は、農地契約の中でも、特に漢文の契約文書による農地の賃貸契約がモンゴル人地主と漢人小作農との間で結ばれるのみであったが、後にはモンゴル人同士の間でも農地の売買、質入れなどの契約が結ばれるようになり、契約文書もモンゴル文で作成されはじめた。帰化城トゥメト旗で農業が始まってから、漢文の契約文書が中国本土、特に山西省方面から漢人農民の進入とともに入ってきたと考えれば、次には、モンゴル文の契約文書が一体どこからきたのか、その書式はどうやって創始されたのかということが問われるであろう。そこで、本章では、清代の帰化城トゥメト旗でモンゴル人が作成していたモンゴル文農地質入契約文書とその書式の由来を詳細に検討してみたい。

### 第一節 中国本土における漢文農地質入契約文書の書式

前述のように、漢文質入契約文書については、中国本土の物に関しても全く書式研究が存在しないため、モンゴル文農地質入契約文書の書式を検討する前に、本節でまず中国本土における漢文の農地質入契約文書とその書式を先に検討し、それから次節、次々節にてモンゴル文の書式と比較していきたい。

清代の中国本土における契約文書は、前述のように紅契と白契の形式に分かれていた。前述の史料⑥は活字印刷された史料集であるため、もとの契約文書が紅契なのか白契なのかはわかりにくいですが、筆者が現在までにある程度の数量の農地契約文書を見た限りでは、少なくとも農地質入契約文書に関しては紅契と白契の書式上の相違はあまりないように見える。また岸本 1993 も述べており、契約内容によって契約文書の書式が変わることはあるものの、全体の文言の構造にはそれほど大きな変化はない。そこで、ここでは紅契と白

<sup>159</sup>いつ頃まで漢文の契約文書のみであったのか今のところはっきりとは確認できていないが、筆者の確認した限りでは、遅くとも乾隆 31 年にはモンゴル文の契約文書が作成されている。

契を区別せずに(区別できない)、史料⑥に収録されている全 62 通の質入契約文書を研究対象にした。この 62 通の質入契約文書は、全て漢人の中で作成された契約文書である。そのうち、乾隆年間の契約文書が 8 通、嘉慶年間が 1 通、道光年間が 7 通、咸豊年間が 2 通、同治年間が 5 通、光緒年間が 36 通、宣統年間が 3 通である。契約文書が収集された地域としては、台湾および東北の盛京省と吉林省、河北省昌黎県、順義県、懷柔県と涿県である。このような長い年月にわたる幅広い地域から収集された質入契約文書であるが、書式構造としてはほぼ全て共通していて、以下のように 8 つの部分からなることがわかる。

ここでは最も典型的な例として史料⑥の第 152 号文書(pp.62-63)、乾隆 36 (1771) 年に東北の盛京省で質入関係に際して作成された契約文書をあげておきたい。なお契約文書と訳文における【1】から【8】までの記号と数字は、項目の順番を明示するために筆者が書き入れたものであり、史料⑥は活字化された史料であるため、改行、擡頭などの細かい形式は不明である。

事例 30、史料⑥(東洋文庫明代史研究室 1975『中国土地契約文書集(金一清)』)の第 152 号文書(pp.62-63)である漢文農地質入契約文書。

【1】立典契人 【2】漢軍正白旗佐領王連福、【3】因度日不過芟糧無湊、【4】將自己房身田地一處、情愿典於王有松名下、耕種為主、【5】同衆人說允典價市錢參百六十吊正、當日交足、分文不欠、【6】恐後無憑、立典契存照

計開

遺冊地共九段十一日零四畝、以典六十年為期、東至河、西至根、北至溝、南至○<sup>160</sup>山頂、蓋房一間、價銀三兩開、荒一日、價一銀一兩

【7】說合人 董祥

中見人 崔萬義

遇書人 邵永太

【8】乾隆三十六年五月初一日

立

<sup>160</sup>ここの丸はおそらく山の名称であると思われるが、漢字が判読できなかったためか、史料⑥でもこのまま書かれている。

<筆者自身による日本語訳。( )内は筆者による補足>

【1】質入契約文書を作成する人である【2】漢軍正白旗佐領たる王連福<sup>161</sup>は、【3】暮らしに困り、お金と食糧の欠乏に苦しんでいるため、【4】自分の家屋と一カ所の農地を王有松の名義の下に質に入れることを心から願う。農地は耕種のみに利用することとする。【5】皆と話し合っけて認可を受け、質入れの価格はちょうど三百六十吊<sup>162</sup>の市錢<sup>163</sup>とする。その日(契約した日)にお金を全額引き渡し、一銭も欠いてはいけない(一括で全額を払うということ)【6】後に証拠がなくなることを恐れ、質入契約文書を作成し、保存して証拠とする。

次のとおり

遺産としての土地が合計九ヶ所で十一日<sup>164</sup>零四畝<sup>165</sup>。質入れは六十年を期限とする<sup>166</sup>。東側は川まで、西側は根に至り、北側は溝まで、南側は○山までである。部屋一間、価格は銀三両を払う、一日土地が荒れれば<sup>167</sup>、価格は銀一両(の罰金?)。

【7】 仲裁人 董祥  
仲介人 崔萬義  
書いた人 邵永太

【8】 乾隆三十六(1771)年五月一日 (契約文書を)作成する

この文書の契約は、清水 1945 のいう典に当たり、寺田 1983 のいう活売にあたる。この農地質入契約文書の書式をまとめて解説すると以下のようになる。

まず、1 番目に冒頭語が来る。【1】の部分である。漢文の質入契約文書は「立」という漢字で始まり、その後に「典契」「當契」<sup>168</sup>等の契約する契約文書の種類を書き、次いで「人」

<sup>161</sup>漢軍正白旗に所属しているので、おそらく八旗漢軍の佐領の地位に居た人物である。

<sup>162</sup>吊は貨幣単位。もとは銅錢 1000 文を 1 吊としたが、後には各地の算法がまちまちになり、例えば北京では銅錢 100 文または銅元 10 枚を 1 吊とした。銅元は清末になって使われていた穴のない貨幣である。

<sup>163</sup>市錢とは官の鑄造した銅錢のことである。民間で鑄造した銅錢ではないという意味。

<sup>164</sup>日は面積の単位と思われる。現在の単位で換算すればどのぐらいになるか今のところ不明である。

<sup>165</sup>畝は面積の単位である。本稿では清代の畝を「清畝」と表示する。今の面積単位に換算すれば「1 清畝」はほぼ現在の 0.9126 畝、すなわち 614.4 平方メートルである。

<sup>166</sup>六十年期限という質入れ(活売)だと思われる。

<sup>167</sup>正確な意味は不明。質入れが終わった後に、回贖が 1 日遅れればという意味であろうか。

<sup>168</sup>「典契」、「當契」は、いずれも質入れの契約文書という意味である

と漢字で書いて、契約する人の名前を続ける。こういう順番で書き始める物がほとんどである。質入契約文書の場合は、「立典契人」、「立典地文約人」、「立當契人」などと書かれることが多い。ここでいう「立」とは制定する、打ち立てるという意味であるが、前後の文言と関連させて見ると、「契約を結ぶ」、「契約文書を作成する」という意味である。その後の「契」、「約」という漢字は、「契約」、「契約文書」という意味である。「人」とは契約を結ぶ人のことを指している。「立～契(約)人」(～契約文書を作成する人)という冒頭語で始まるのが基本であるということがわかる。

書式上、2番目に人名が来る。**【2】**の部分である。ここにお金の借り手の名前を書く。ほとんど身分は示されないが、八旗漢軍に所属している人物ならば所属が示されることもある。例えば、この契約文書には「漢軍正白旗佐領王連福」と書いてある。また、史料⑥第162号(p.68)の契約文書にも「漢軍正黄旗李文中、李文王、李文泰、李文平」と書いてある。この契約文書は道光6年(1826)に東北の盛京省金州で作成された質入れの契約文書である。この二つの例に出てくる王連福や、李文中ら四人の人物が質入契約文書を作成した人であることは、明らかである。言い換えれば、質入契約文書の「立契人」とは、お金を借りる借り手、すなわち土地の持ち主である。

3番目に質入契約に至った理由が来る。**【3】**の部分である。その土地を質入れするに至った理由をごく短い文言で表すことも、質入契約文書で記述しておくべき一つの項目となっている。土地を質に入れる理由としては、以下のような例が見受けられる。

・生活に困っている時。例えば「因度日不過羨粮無湊」(暮らしに困り、お金と食糧の欠乏に苦しんでいるため)(史料⑥の第152号文書、pp.62-63)、「因度日維艱」(生活していくのが非常に困難であるため)(史料⑥の第166号文書、p.70)、「因乏手」(お金が足りないため)(史料⑥の第167号文書、p.71)などの文言で表現される。

・緊急の支出ができた時。例えば「因急需難分」(差し迫って必要なお金に困っているため)(史料⑥の第190号文書、p.80)、「因用钱應急」(お金を使うことが差し迫っているため)(史料⑥の第208号文書、p.90)などの言葉で示される。

・農耕ができない時。例えば「因無力耕種」(耕作する力がないため)(史料⑥の第171号文書、p.72)、「因無力使用」(使用する力がないため)(史料⑥の第174号文書、p.73)等がある。

4番目に土地についての説明が来る。**【4】**の部分である。質に入れる土地の由来、位置する場所、面積などが記される。質入れする土地の所有権の由来を示すこともある。例えば、

「有祖業田壹所」(祖先から受け継いだ農地一カ所があり)(史料⑥の第 150 号文書、p.61)、「祖置旗地」(祖先から残されてきた旗地)(史料⑥の第 184 号文書、p.77)、「自己祖遺」(自分の祖先の遺産)(史料⑥の第 189 号文書、p.79)等である。また位置する場所を示すこともある。質に入れる土地の具体的な場所が、四方の境界を記す形で書かれている。契約文書の中での順番としては、土地の場所は、質入れの理由に続いて 4 番目部分に書く場合もあるし、例えば契末語の後に改行して「計開」(次のとおり)と書き、再び改行して四方の境界を東、西、南、北の側がそれぞれどこ境を接すると書く契約文書もある。また面積を記すこともある。面積の単位として日、畝、頃<sup>169</sup>等の単位が使われている。

また土地の用途を示す。例えばここであげた文書の「耕種為主」(農地は耕種のみに利用することとする)のように他の用途で使用してはいけないという意味の言葉が来ることもある。

この第 4 番目の、土地に関する説明の部分は、契約文書によって少しずつ異なる。一通の契約文書に必ずしも全部の要素がそろっているわけではない。土地所有の由来が書かれていないとか、面積が示されていないとかいうような契約文書もある。

5 番目に典(質入)価が来る。【5】の部分である。典価と同時に「同衆人説允」(皆と話して認められ)という文言が書かれる。ここからみると、典価は皆と話し合って決まる。換言すれば皆に認められた典価にする必要があったようである。典価は市錢(銅錢)で～吊、または銀～大員<sup>170</sup>(台湾での例)、銀～両<sup>171</sup>などの単位が使われている。典価は年代、場所によって異なっている。

6 番目に契末語が来る。【6】の部分である。契約文書の契末に、「恐後無憑立典契存照」(後に証拠が残らないことを恐れ、質入契約文書を作成し、保存して証拠とする)というような文言が書かれる。また「恐後無憑、立典契為證」(後に証拠が残らないことを恐れ、質入契約文書を作成して証拠とする)(史料⑥の第 163 号文書、p.69)、「恐口無憑立當契存照」(口で言っただけでは証拠にならないので、質入契約文書を作成し保存して証拠とする)(史料⑥の第 168 号文書、p.71)等の文言が書かれる。契末語に書いてある文言は様々であるが、内容的には、後日、紛争になった時、解決するためのものであるという文言が書かれている。

<sup>169</sup> 「1 清頃」は 61440 平方メートルで、0.06144 平方キロメートルである。

<sup>170</sup> 銀貨を指す。

<sup>171</sup> 両は中国の重量及び旧式銀貨の単位である。清朝時代には、お金として銅錢と銀が使われており、銅錢は一枚一枚数えていたが、銀は重さを量っていた。清代の重さの単位には斤、両、錢、分などがあり、1 斤=10 両=100 錢=1000 分であった。1 錢が 3.73 グラムであった。



この部分からみると農地の質入契約文書それ自体が不動産の帰属を証明する証文でもあったように思われる。

7番目に、仲介する人が来る。【7】の部分である。「説合人」(仲裁人)という語は借り手と貸し手の双方を和解させる人の意であろう。また「中見人」というのは質入契約を結ぶ双方以外の第三者つまり仲介人にして、この契約の証人となる人物のことであろう。「遇書人」(代筆人)とは、作成者に代わって契約文書を書いた人であろう。

8番目に年月日が来る。【8】の部分である。清朝の年号を入れた年月日を使っている。

以上をまとめると【1】冒頭語、【2】人名、【3】理由、【4】土地の説明、【5】典価、【6】契末語、【7】仲介人、【8】年月日という順番になる。結果的に岸本 1993 の漢文絶売契約文書に関する記述とほぼ同じ結論が質入契約文書に関しても得られたことになる。

## 第二節 モンゴル文農地質入契約文書とその書式

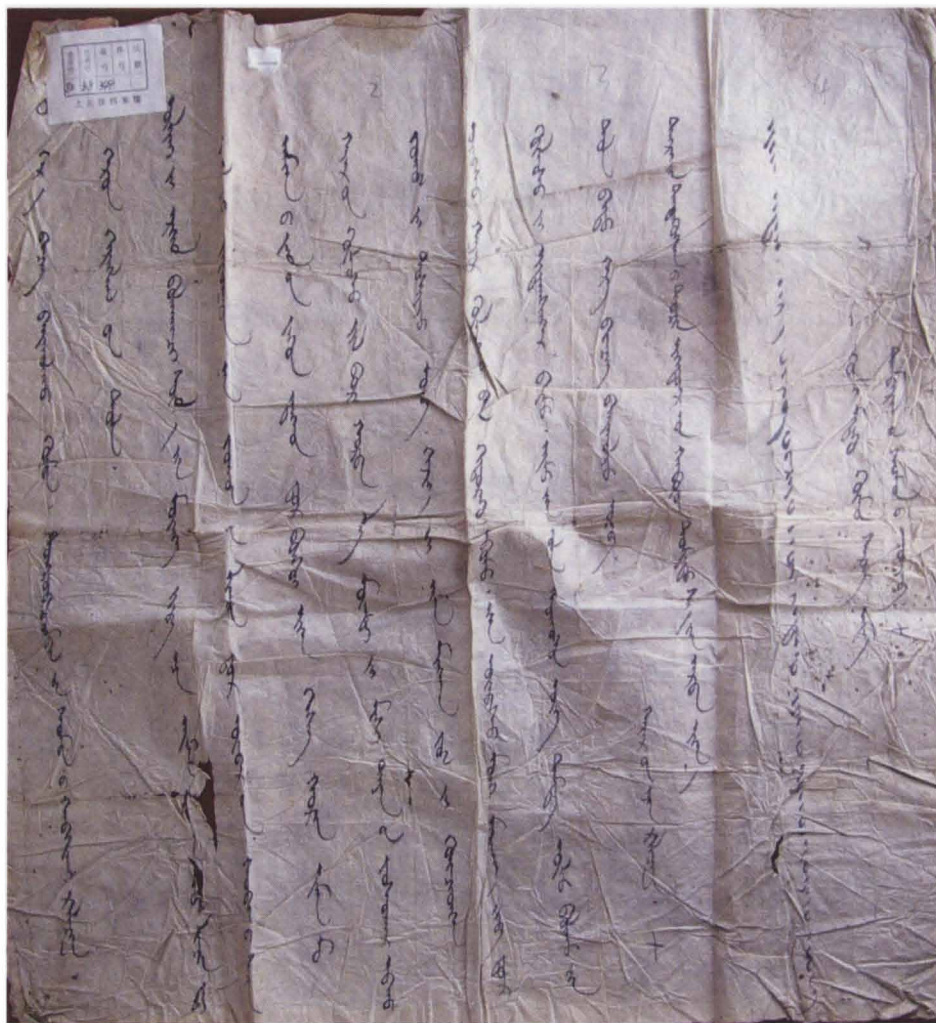
帰化城トゥメト旗のモンゴル人の間で頻繁に作成されていたモンゴル文の農地契約文書の中でも、現在残されている史料に最も多く見られるのが、農地質入契約文書である。史料①と史料②を見ると、モンゴル文の契約文書は、全てモンゴル人同士の間か、あるいはモンゴル人と寺院との間で作成されたものであり、そのほとんどが質入契約文書であることがわかる。史料①の質入契約文書 16 通と史料②の質入契約文書 70 通を合わせて、合計 86 通の質入契約文書を分析してみると、モンゴル文農地質入契約文書の典型的な構造としては、以下のように 9 つの部分からなることがわかる。

ここでは最も典型的な例として、史料①の乾隆 41 (1776) 年に、帰化城トゥメト旗のモンゴル人と寺院との間で作成されたモンゴル文農地質入契約文書(文書番号: 80-38-349、史料②pp.174-175 にも同じ文書が収録されている)を提示しておこう。また、トゥメト左旗档案馆で写真撮影の許可も得ることができたため、原文の写真もここに掲載しておく。

この文書では誤った綴りが多々見られるため、その後に[ ]を付して正しい綴り字を補足提示した。また、前節の中国本土での漢文質入契約文書と同様、項目の順番を明示するために、【1】から【9】までの記号と数字を全て同じ要領で書き入れ、改行部分を/記号で示す。

事例 31、史料①の乾隆 41 (1776) 年(史料②pp.174-175 にも同じ文書が収録されている)に、

帰化城トゥメト旗のモンゴル人と寺院との間で作成された農地質入契約文書(文書番号：80-38-349)。



1/○ 【1】 gere bičig bayiylqu kümün 【2】 dongrubjambal-yin[un] sumun-u yabsiyai galzan, 2/  
 【3】 gerün kereglel-ün tula,3 /(单擡) 【4】 ölji-yi erkim bolıyayçı süme-yin möngke jıba-ača  
 naiman mingyan jos[joyus] ličin-tei4 /jigelejü jarayad ene joyus-un ličin-dür öber-ün qubin-u  
 sara 5/emegen-ü jam-un jегün eteged-tür büküi nigen keseg qorin naiman mü6 /yajar-un 【5】  
 kölüsü jil bur[büri] yurban lang mönggü-yi 【6】 misi tiyan-ün yosuyar abqu 7/joyus-yi tusiyaju  
 ögbe, kejiy-e eki naiman mingyan jos[joyus]-yi güičedken 8 /ögbesü yajar kölüsü-ben

gedüregü[gedürgü] abumu, ese ögbesü mönggü möngke jiba-dur9 /kölüsü-yi idegseger bayimu,  
eyimü-yin tula qoyusun üge temdeg ülü bolqu-yin tula 10/batu ger-e biçig bayiyulju ögbe,

11 /γajar-un ejen galzan +

12 / 【7】 tngri-yin tedkügsen-ü döčin nigedüger on qabur-un dumdadu sar-a-yin arban  
nigen-e

13 / 【8】 (半文字)<sup>172</sup>

14 / 【9】 egün-i medekü kümün sereng nemdeg [temdeg?]

15 /demberel-ün sumun-u suyijab +

<筆者自身による日本語訳。( )内は筆者による補足>

1 / 【1】 契約文書を作成する人である 【2】 ドンロブジャムバルのソムのガブシガイ<sup>173</sup>・ガルサンは、2/ 【3】 家庭の生活費のため、3/(一字擡頭) 【4】 ウリジグ・エルヒム・ボルガクチ寺院(崇寿寺)<sup>174</sup>のムンフ・ジブ<sup>175</sup>から銅錢八千枚を利子付で4/借りて使い、このお金の利子に、自分自身のサラン5/・エムゲン<sup>176</sup>道路の東側にある一カ所の二十八畝の6/土地の 【5】 地代として、毎年銀三両を 【6】 ミシテヤン<sup>177</sup>のとおりに受け取る7/そのお金を渡す。いつかもとの銅錢八千枚を全部8/返せば、地代を取り戻す。返せなければムンフ・ジブが9/地代を受け取り続ける。このために、言うだけでは証拠にならないため、10/契約文書を作成して与えた。

11 /地主 ガルサン (十文字)

12 / 【7】 乾隆四十一 (1776) 年春の中の月(2月)十一日

13 / 【8】 (半文字)

14 / 【9】 これを知っている人 セレン・ネムデグ(テムテグ?)

15 /テムベレルのソムのチョイジャブ (十文字)

<sup>172</sup>この半文字と書いているのは筆者が付けた名である。後で詳しく述べる。

<sup>173</sup>職名のように見えるが、詳細は不明。

<sup>174</sup>注 123 を参照。

<sup>175</sup>ジブは寺院財産を表すチベット語である。

<sup>176</sup>地名の可能性が高い

<sup>177</sup>漢語のようであるが、これに続く「のとおりに」を含めて、現在のところ意味は不明である。

ここに示したようなモンゴル文農地質入契約文書の書式をまとめて解説すると、以下のようになる。まず、1番目に冒頭語が来る。【1】の部分である。モンゴル文質入契約文書では、*ge-re bičig bayiulqu-yin učir*(契約文書を作成するため)という文言で始まる例もあるし、この文書のように *ger-e bičig bayiulqu kümün*(契約文書を作成する人)という文言で始まる例もある。また、*temdeg bičig bayiulqu-yin učir*(証明文書を作成するため)という文言で始まる場合もある。ここでいう *ger-e bičig*、*temdeg bičig* は「契約文書」、「証明文書」という意味である。*bayiulqu* は漢語の「立」と同じ「立てる」という意味を有している。従って、モンゴル文質入契約文書の冒頭語として使われている最も一般的な文言は、*ger-e bičig bayiulqu*(契約文書を作成する)である。続いて、*učir*(ため)または *kümün*(人)という言葉がくるが、*učir*(ため)の場合の方が多い。ただし、この冒頭語の部分が書かれていない事例もある。

2番目に、人物についての説明が来る。【2】の部分である。すなわち、冒頭語の次にその土地を所有する人物の所属、身分或いは社会的地位、名前が示される。まず、土地を所有している人、あるいは契約文書を作成しようとしている人(立契人)がどのソム、あるいはどの寺院に所属しているかということを示す。次にその人の身分を書く。例えば、ソムに所属している場合なら、ジャンギ(章京)、フンドボシヨグ(驍騎校)、ボシヨグ(領催)、ホヤグ(箭丁)、ガブシガイなどである。寺院の場合はゲブグイ<sup>178</sup>、バンディ<sup>179</sup>、ハラシャビ<sup>180</sup>などである。

3番目に理由が来る。【3】の部分である。契約文書作成者である地主が、何らかの理由によって他人からお金を借りることになったというその理由を示す。決して多くはないが、【3】の部分が存在しない文書も見られる。質入れの理由としては、以下のような例が見られる。

・生活に困っていること。例えば *ami jiyuqu möküš tula*(暮らしていくものが足りないため)(史料②、p.179)、*jarulya möküš tula*(使うものが足りないため)(史料②、p.214)などの文言が書かれている。

・兵役に行くため。例えば *alban-u kereg erkim-ün tula*(公務が大事であるため)(史料②、p.182 p.225)というような文言が書かれている。

・緊急支出があったこと。例えば *joyuš jaruqu kereg erkim-yin tula*(お金を使うことが大事

<sup>178</sup>ゲブグイとは、寺院に所属するラマの監督者の職名である。

<sup>179</sup>バンディとは、寺院に所属する地位の低いラマである。

<sup>180</sup>ハラシャビとは、ラマではなく、寺院に所属する普通の遊牧民である。

であるため)(史料②、p.171)というような文言が書かれている。

4番目に、典価と、質入れする土地についての説明とが来る。【4】の部分である。この部分は必ず書かれる。借りたお金の額(典価)と土地の所属、位置する場所、面積等が記される。また、灌漑できるかどうかなど、この農地の特徴も書く場合がある。農地の所属については *öber-ün qariyatu*(自分に属する)、*öber-ün qubin-u*(自分自身の)等の文言が使われる。しかし、【3】の部分で質入れの理由が示されている場合にはこの農地の所属について書かれず、逆に農地の所属が示された場合には質入れの理由が書かれないことが多い。続いて、この質入れするに至った農地の具体的な位置を、何々ガチャー(村落)、何々オトグ<sup>181</sup>にあって、誰々(漢人農民)に小作させている土地と表現する。その後、農地の面積を書く。面積の単位としては畝、頃等の単位が使われている。

5番目に利子及び条件が来る。【5】の部分である。農地を質入れする形態としては、他人からお金を借りて、その借りたお金の利子として自分が漢人農民に賃貸している農地を指定してその地代受領権を渡すという例がほとんどである。したがって、モンゴル文質入契約文書における金銭としては典価と、借りたお金の利子の代わりに払う地代、という二種のお金が現れる。このうち、一般に典価は【4】の部分に記され、利子代わりの地代が【5】の部分に記される。ここから当時の典価と利子の計算ができるが、それは場合によってまちまちで、決められた基準がないように見える。

また、「いつかお金を返せば土地を請け出す。お金を返せなければ、地代を利子の代わりに渡し続ける」等のような条件も書かれている。この条件の部分から、確かにこれが質入れの契約文書であると確認できるわけである。契約文書の中に、質入れという言葉そのものが出てくる例は少ないが、例えば、*dangniju*(質入れして)(史料②、p.210)という言葉が出てくる例もある。

6番目に契末語が来る。【6】である。契約文書の末尾に *eyimü-yin tula, qoyusun üge temdeg ülü bolqu-yin tula, ger-e biçig bayıyulba* (このため、言うだけでは証拠にならないので、契約文書を作成した)という文言が書かれているのが、前記の史料①と②の合計86通のうちの76通にのぼる。決まり文句であることがわかるであろう。

---

<sup>181</sup>オトグ(オトグ・バグ)は、一般に清代モンゴルの地方社会の伝統的な社会構造の単位であるといわれている(岡 2007: 109 - 223)が、帰化城トゥメト旗におけるオトグなどの社会構造に関しては研究がなされていないため、詳細は不明である。

7番目に年月日が来る。清朝の年号を入れた年月日を使っている。ただ、年月日を書く位置は多くが【7】の部分であるが、最初や最後に書かれる場合もある。

8番目に半文字が来る。【8】の部分である。前述のように筆者の観察では、基本的に質入契約文書は、同じものが二枚作成される。そして、この二枚の契約文書を、一枚の上にもう一枚を半分重ねるようにずらせて置いて、二枚の契約文書にまたがるような形でこの部分の文字を書く。契約文書双方に半分の文字が残るようにするわけである。こうやって書かれた文字は、二枚の契約文書を合わせれば、読むことができる。これは契約文書が偽造されることを防止するための措置だと考えられる。

9番目に仲介人が来る。【9】の部分である。例えば、この文書の例では *egün-i medekü kümün*(このことを知っている人)という文言が書かれている、また *egün-i medekü gereči kümün*(このことを知っている証人)(史料②、p.195)等の表現も見られる。仲介人の名前の下に十文字のような印が記されている。サインの代わりであると思われる。

以上をまとめると【1】冒頭語、【2】人名、【3】理由、【4】典価と土地の説明、【5】利子と条件、【6】契末語、【7】年月日、【8】半文字、【9】仲介人という順番になる。

### 第三節 農地質入契約文書の書式比較

ここまでの検討結果をみると、中国本土における漢文質入契約文書の書式と帰化城トゥメト旗のモンゴル文質入契約文書の書式とはほぼ同じであり、漢文をそのまま翻訳してモンゴル文の契約文書にしたように見える。本節では、その問題を分析してみたい。

【1】の冒頭語である「立～契(約)人(契約文書を作成する人)」と *ger-e biçig bayiūlqu kümün*(契約文書を作成する人)は、意味の上で漢文をそのままモンゴル語に翻訳したと考えられる。具体的には、「立」=*bayiūlqu*、「契(約)」=*ger-e biçig*、「人」=*kümün*のように、単語の意味が一つ一つ確実に対応している。一方、モンゴル文契約文書に多く現れる *učir* という語であるが、萩原 2006 : 154-156 によると、*učir* は漢文の表現「為～事」の「為」に相当する語であり、漢文公文書で文書の作成目的を示す語である。モンゴル文公文書の中でも、「～するためである」という意味で公文書書式構造の中の前から3番目の文書作成目的の所で使われているという。ところが、漢文契約文書の中では「ためである」に相当するような文言がない。この点に関して、筆者の考えでは、モンゴル文契約文書で *učir* とい

う語が使われているのには二つの可能性が考えられる。一つは、モンゴル文公文書で učir という言葉が頻繁に使われていたことから、当時のモンゴル人が習慣として učir の語を使用した可能性である。もう一つは、učir を「事、事情」という意味で使用した可能性である。当時のモンゴル人が「契約文書を作成する」ということは「事、事情」であって、「契約文書を作成する」「人」と書くのはおかしいと理解したために、漢文の契約文書の元々の書式にかまわないうで、kümün を učir に変えたという可能性である。

【2】の人名としては、借り手、貸し手という二人の人物が登場する可能性が考えられるが、モンゴル文、漢文の契約文書ともに、お金の借り手である土地の所有者が、明らかに契約文書を作成する人(立契人)本人となっている。

【3】に書かれる「理由」に関して言うと、質入れするに至った理由があるのは当然であるし、その理由が様々であることもまた当然のはずである。ところが、漢文とモンゴル文の質入契約文書で、何とその理由の書き方自体がほぼ同じなのである。このことから、やはりこの理由の書き方の習慣そのものが、本来漢文からモンゴル文へと翻訳・導入されたものであると考えられる。

【4】の土地のところについては、漢文では土地の説明だけであるが、モンゴル文ではここに典価が現れる。これについては、次の【5】の部分で検討したい。使われている面積単位は漢文、モンゴル文ともに同じである。第三章で述べた史料⑩『清実録』(高宗純皇帝実録)乾隆8(1743)年8月辛亥の帰化城トゥメト旗に関する記事には、「嗣因蒙古耕地不計頃畝。只計牛具,一時難查。」(モンゴルの耕地は面積を頃、畝などで計算せず、牛具のみで計算するので、一度に調べるのは難しい)と述べられている。牛具で計算するとは、牛3頭で一具(犁)となり、その牛具一つで耕す面積を単位として計算するという意味である。この記事によれば当時のモンゴル地域では面積の単位としては頃、畝などを使わないで、牛具を使っていたことになる。ところが、ここであげた文書の例から見るとモンゴル文農地質入契約文書でも、乾隆40年代の時点で、既に畝などの単位が契約文書に出てくる。

【5】の部分は、漢文では典価のみであるのに対して、モンゴル文では利子と条件であり、典価の方は【4】の部分に先に書かれている。典価が現れること自体は両方同じであるが、現れる位置が異なるわけである。また、漢文では利子のことが出てこず、モンゴル文では利子のことが必ずと言って良いほど書かれている。この違いの決定的な原因は、典主(お金の貸し手)が自ら農耕できるかどうかであろう。漢文文書(中国本土)の場合は典主が自分でもこの土地を耕作する可能性があるため、利子のことは出てこないはずであり、土地の使

用権そのものを渡しているわけである。ところが、モンゴル文の場合は、当時の土地所有者であったモンゴル人は農耕ができないため、常に土地を漢人農民に小作させ地代をもらっている。すなわち、大抵の場合は賃貸契約済なのである。そこで、農耕のできない他のモンゴル人か寺院からお金を借りて、このお金の利子の代わりに地代を渡すことになる。このお金の貸し手はいずれも土地の直接の使用者ではないため、土地の使用権を主張する必要がない。単なる土地の小作料受領権をめぐるお金の交渉のみをしているわけである。そういう理由で、利子のことが条件とともに必ず出てくるものと考えられる。

【6】の契末語としては、漢文、モンゴル文の契約文書ともに、契約文書を作成して証拠にするという表現が記されている。契約文書作成の目的からみても同じであるし、使われている文言もほぼ同じであるから、これも漢文からモンゴル文へ訳して使われているように思われる。

以上、【1】から【6】までの書式は、漢文(中国本土)とモンゴル文(帰化城トゥメト旗)の契約文書でほぼ完全に一致している。

次に仲介人は漢文では【7】、モンゴル文では【9】という異なる位置に来ているが、サインの方法は同じである。十文字を署名の代わり(画押、花押)にする習慣も、中国本土からモンゴルへ導入された可能性が高いであろう(萩原 2006 : 165 - 166 参照)。

モンゴル文の【8】半文字は、契約文書が偽造されることを防止する意味で加えられたものと思われる。実際に、本研究の第七章であげた事例 24 の中でも、契約文書が偽造された例が見える。史料⑥の漢文質入契約文書 62 通には半文字の例が見当たらないが、例えば史料①の賃貸契約文書(漢文、80-15-14)や史料⑥の第 423 号(p.187-188、漢文による農地の耕作権分割相続文書)では、半文字で前者は「合同」、後者は「万世永昌」と読める漢字の左右どちらかの半分が書かれている。このような書式は、モンゴル人社会のものではないであろう。やはり、もとは中国本土から来たものと思われる。少なくとも清代以前のモンゴル文文書において、このような書式は知られていない。

以上のような比較分析からみると、モンゴル文の農地質入契約文書の由来は、蒙漢文を理解できた一部のモンゴル人が漢文の農地質入契約文書をそのままモンゴル語に翻訳して作成し始めたものだと考えられる。モンゴル地域では、漢人の流入とともに契約文書を作成するという習慣も入ってきて、モンゴル人の間でも、契約文書を作成するためにモンゴル文の契約文書が必要となり、漢文の契約文書をそのまま直訳してモンゴル文契約文書の書式ができ上がったと推定できる。そして、この翻訳されたモンゴル文契約文書の書式が



帰化城トゥメト旗に広がっていったと思われる。モンゴル文契約文書の実際の書き手としては、極端に識字率が低かったはずの当時の社会を念頭におくと、役所内での各種文書の作成に習熟していたモンゴル人書記たちが第一番目の候補として考えられるであろう（シーリン 2010 参照）。

## 小結

本章の結論をまとめると、以下のようになるであろう。

1、中国本土における漢文農地質入契約文書は、【1】冒頭語、【2】人名、【3】理由、【4】土地の説明、【5】典価、【6】契末語、【7】仲介人、【8】年月日という順で8つの要素から構成されている。

2、帰化城トゥメト旗のモンゴル文農地質入契約文書は、【1】冒頭語、【2】人名、【3】理由、【4】典価と土地の説明、【5】利子と条件、【6】契末語、【7】年月日、【8】半文字、【9】仲介人という順で9つの要素から構成されている。

3、モンゴル文農地質入契約文書の書式は、中国本土における漢文農地質入契約文書の書式をほぼそのまままねてでき上がったものと思われる。

4、漢文農地質入契約文書の書式がモンゴル文農地質入契約文書に強い影響を与えたということは、漢人農民の帰化城トゥメト旗への流入とともに、それまでモンゴルに存在しなかった農地質入契約という文化的社会的な概念そのものが全く新たに入ってきたことを意味している。

5、帰化城トゥメト旗では、モンゴル人が農地を質入れする行為が頻繁に行われていた。農地を担保として質入れしていたということから見ると、農地は借りるお金よりも高い価値があり、皆が欲しがっていたと考えられる。その意味でも農地の所有権を明確化しておくために、農地契約文書がさかんに作成されていた。このことから清代の帰化城トゥメト旗のモンゴル人には、強い農地所有意識があったと断定できるだろう。また、農地質入契約文書にはモンゴル語で *γajar-un ejen* (地主) と呼ばれるモンゴル人が現れる。この言葉自体の意味から考えても、帰化城トゥメト旗のモンゴル人には明瞭な農地所有意識があったと思われる。